

# 会 報

第 36 号

国立大学協会

昭和 42 年 6 月

# 会 報

(第 36 号)

## 目 次

わが国の工業教育に関する二、三の考察	渡 辺 寧	(1)
海鷹丸の南極洋調査	小 沢 敬 次 郎	(9)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録	(13)
(1) 理事会 (42. 3. 15)	(13)
(2) 理事会 (42. 4. 22)	(27)
(3) 第1常置委員会 (42. 3. 18)	(36)
(4) 第1常置委員会 (42. 4. 22)	(37)
(5) 第2常置委員会 (42. 4. 19)	(38)
(6) 第6常置委員会 (42. 4. 21)	(40)
(7) 第7常置委員会 (42. 4. 21)	(43)
(8) 学生問題特別委員会 (42. 4. 21)	(44)
(9) 第7回特別会計制度協議会 (42. 5. 11)	(45)
2. 諸会合 (昭和42年2月～5月)	(47)

### B 要望書

1. 欠員不補充について (要望)	(48)
2. 国立大学教官の給与改善について	(50)

### C 会計報告

1. 昭和41年度歳入歳出決算	(53)
2. 財産目録	(54)
3. 昭和42年度歳入歳出予算	(54)

### D 調 査

昭和42年度国立学校特別会計予算小観

佐藤憲三 (55)

### E 資 料

1. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について	(78)
2. 同上 (依頼)	(79)
3. 昭和43年度大学入学者選抜方法のうち、 学力検査実施教科、科目等について (通知)	(79)
4. 大学院学生への奨学金制度改善勧告書 (日本学術会議第48回総会)	(80)
5. 共同 (利用) 研究所についての提案 (同上)	(88)
6. 昭和43年度国立大学新規概算要求基本 方針	(91)
7. 昭和43年度大学入学者選抜実施要項に ついて (通知)	(95)
8. ユニバーシアード東京大会競技日程 表	(101)

### F その他

1. 学長、役員等の異動について	(103)
2. 寄贈図書	(103)

# わが国の工業教育に関する二、三の考察

渡 辺 寧

わが国の今日の膨張した大学工業教育に関しては幾多の問題が提起されておるが、拙稿では、理工系学部の膨張の現状からみて多人数教育方法の改善の必要性を述べ、次に工学系大学の教官確保の上からも工学系大学院の拡充が重要であることを述べたいと思う。

## 1. 理工系学部の膨張

わが国では戦後、産業経済の急速な発展をめざす社会的要請にこたえ、かつ大学進学希望者の急増のために高等教育機関としての大学は著しい拡大を示した。とくに社会科学系の法・経・商学部と理工系学部（工学部が主体）とは量的に著しく膨張した。ここでは後者について概説する。

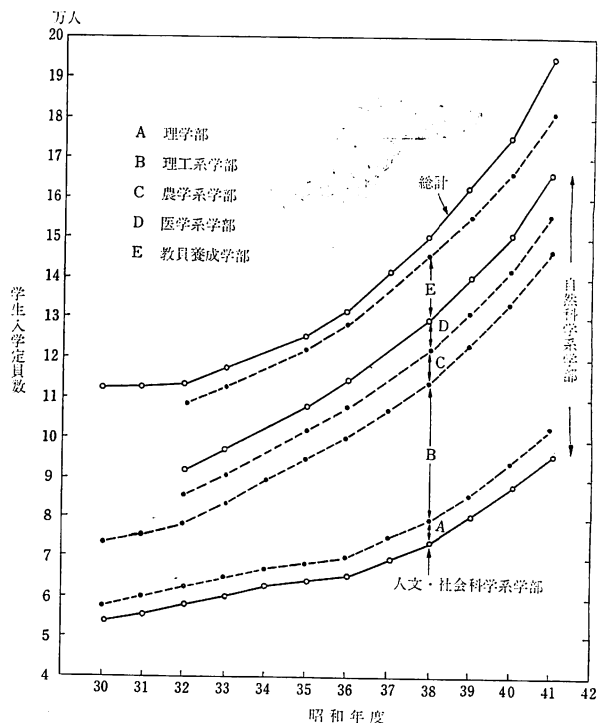
第1図は昭和30年度以降41年度に至る間の全大学（短大を除く）の各系の学生入学定員数の変遷を示す。自然科学系のうち理工系学部の増昇が著しい。

41年度の入学定員は総数で195,219名であり、うち理工系学部は44,278名であり総数の22.7%を占め、社会科学系の35.2%に次ぐのである。理工系学部の内訳は国立大学で約17.3千名（全数の39%）、公立で1.1千名（2.6%）、私立で25.8千名（58.4%）であり、国立対私立の分担は大約2対3である。

理工系学部のここ数年間にわたる前年度比増加率は全体では約8%であり、この内国立は5.7%であるのに対し、私立では10.2%と高い上昇率を示しているのである。

このように理工系学部の学生急増の

ために大学の構成に大きな変化が惹起されたのは当然である。第1表は理工系学部の入学定員(B)の大学の全入学定員(A)に対する比率が年度とともにいかに上昇したかを示す。ここに注意される点は、旧



第1図 各系学部の入学定員数調

第1表 理工系学部入学定員調

	昭 32 年 度			昭 36 年 度			昭 40 年 度		
全 国 大 学 合 計	230 校	A 113,421 B 16,508 B/A 14.6%	250 校	A 128,978 B 23,925 B/A 18.5%	317 校	A 174,522 B 39,036 B/A 22.3%			
1. 国 立 大 学	72 校	A 45,811 B 7,632 B/A 16.6%	72 校	A 48,955 B 11,772 B/A 24.0%	73 校	A 55,624 B 15,331 B/A 27.5%			
(a) 旧 帝 大	7 校	A 9,640 B 2,473 B/A 25.6%		A 10,714 B 3,406 B/A 31.8%		A 13,473 B 5,126 B/A 38.1%			
(b) 工学系単科大学	7 校	A = B 1,608	7 校	A = B 2,425	7 校	A = B 2,920			
a, b以外で理工学部をもつ新制大学	24 校	A 18,178 B 3,847 B/A 21.1%	25 校	A 20,295 B 5,295 B/A 26.1%	28 校	A 25,040 B 7,735 B/A 30.9%			
2. 公 立 大 学	34 校	A 5,950 B 785 B/A 13.2%	33 校	A 6,220 B 865 B/A 13.9%	35 校	A 7,458 B 1,060 B/A 14.2%			
3. 私 立 大 学	124 校	A 61,660 B 8,180 B/A 13.3%	145 校	A 73,803 B 11,288 B/A 15.3%	209 校	A 111,440 B 22,645 B/A 20.3%			
(c) 理工学部をもつ複学部大学	13 校	A 31,870 B 5,840 B/A 18.3%	15 校	A 39,083 B 8,080 B/A 20.7%	25 校	A 60,190 B 15,705 B/A 26.2%			
(d) 工学系単科大学	6 校	A = B 2,340	8 校	A = B 3,040	17 校	A = B 7,080			
(c) と (d) の 計	19 校	A 34,210 B 8,180 B/A 23.9%	23 校	A 42,123 B 11,288 B/A 26.4%	42 校	A 67,270 B 22,645 B/A 33.9%			

(注) Aは入学定員の全数、BはAのうちの理工学部の入学定員を示す。

帝大においては工学部の占める割合が38%にも達する増加であるが、ここ3～4年間は飽和状態である。一方、国立新制大学においても工学部の学科増、又は工学部創設によりその膨張の傾向が予想されるのである。上表からみて、32年度から40年度に至る8年間に、理工系学部の入学定員増は国立大学において約2倍となるのに対し、私立大学では2.8倍に達し、かつ工学部の増設或は工業単科大学の創設が目される。

かかる膨張にも拘わらず、理工系卒業者に対する需要は依然として高く、それは大約5倍程度ともいわれる。従来の社会的要請からみて、理工系学部の入学定員の拡大する必要性は今後も持続すると思われる。

このような膨張に伴うて惹起される問題が多々あるが、その一つは教官確保のこと、他は演習・実



験を重視する理工系学部における多人数教育方法改善の問題である。

さて、国立新制大学工学部における学科増設（入学定員40名）に対しては、慣行によれば専門課程に教授、助教授、助手が夫々4名ずつ、また教養課程に教授1、助教授1が定員化される。（ここで付記したいことは助手が1名もないことである）。従って専門課程における入学定員（S）対教官（T）の人数比は5となり、助手（A）以上の教員に対する人数比  $S/(T+A)=3.3$  となる。しかし学部には共通講座の教員も少しく加算され、また講座制学科では助手が倍加されることなどから、これらの人数比はいずれも低下している実情である。

少しく古い統計であるが、昭和38年大学課調査資料から国立大学工学系学部のS、TおよびAの実数は次の通りである。

講座制の8大学の総数は  $S=5,451$ 、 $T=1,553$ 、 $A=1,419$ 、従って  $S/T=3.51$ 、 $S/(T+A)=1.8$  となる。次に新制大学の工学系学部をもつ30大学の総数は  $S=8,080$ 、 $T=1,791$ 、 $A=667$ 、従って  $S/T=4.51$ 、 $S/(T+A)=3.3$  となり、これら両者を合算すれば  $S/T=4.04$ 、 $S/(T+A)=2.49$  である。これらの全工学系学部の学生対教官の人数比の平均値は過大であるとは考えられないであろう。

ところが、ここで注意したいことは工学部とくに機械系、電気系などの学科においては教官の確保がしだいに困難であることである。昭和38年5月現在の国立大学全工学部の専任教員定数に対する充足率は約82%であった。とくに新設された学科目の教員充足は困難であり、昭和32年度から37年度までに新設または拡充された学科については、37年7月現在においても約69%しか充足されてない。この新設学科の当面する困難は今日においても同様なのである。

現在、また将来においても教官の確保が困難であることから、当然考慮しなければならないことは、工学系大学院とくに博士課程の増強を計るべきであると思われる。さらにこの点については後述しよう。

## 2. 多人数教育改善の必要性

学生対教員の人数比はさほどの変動はないし、また基礎的な授業科目は増すものでないから、学生数の膨張に伴って各授業の人数規模は拡大せざるを得なくなった。学生数に比例して増員されたのは主として各学科の専門教科の教員であり、これに反して一般教育教官の増員数は僅少であるから、とくに一般教育科目、基礎教育科目および各学科に共通する専門教育科目の授業規模は著しく増大した。そのために現在の大学がすでに多人数教育を、施設・設備・教員組織の無理を認めながら、やむを得ないものとして行なっているのであり、早急に解決を要する問題をかかえているのである。この観点に立って、多人数教育の方法を調査研究し、その適切な実施を計らなければならない。

かかる切実な必要から、少しおそすぎた感はあるが、昭和38年10月に文部省大学学術局に、大学における理工系部門の多人数教育の方法等を中心に教育方法について調査研究を行ない、高等教育の改善充実に資することを目的とする「大学教育方法の改善に関する会議」（以下会議と略称する）が発足した。

筆者は本会議の委員（注1）の一人でもあるので、ここで行なわれた調査研究の作業経過の一端を

回顧したいと思う。

本会議が理工系部門（とくに工学部）を取扱ったのは、前述したように理工系学部の学生数が最近著しく急増して、やむを得ず多数学生の同時教育が行なわれているからである。

本会議は昭和39年2月に第一次中間報告を、40年4月に第二次、続いて41年2月に第三次を出しておるが、将来、現在行なわれている実験大学4校における実施成果が出てから、その教育効果の評価を充分に行なわなければならないであろう。

まず、わが国の理工系学部で行なわれている授業、演習、実験の実情を視察し、また教官が現に当面して苦心努力されている多数学生の同時教育に対して持たれる改善方法に対する意見を知り、今後の審議に資する目的から、会議の発足直後、文部省関係者とともに全委員が次の10大学の理工系学部を訪問視察した。

早稲田大学、東京工業大学、関東学院大学、静岡大学、名古屋工業大学、愛知工業大学、名古屋大学、京都大学、東京理科大学、電気通信大学

この10大学視察から幾多の参考とすべき演習授業の方法、実験の指導方法などを知ることができた。電通大における移動I T Vを駆使した多数実験室の指導方法がその一例である（注2）。また教官との懇談からも多くの教示を受けることができた。ここに詳らかに記述できないが、ただ一例だけを述べる。

早大理工学部（注3）は視察の当時、入学定員は1,680名であり、これに対し教官は220名（国立に比べてかなり少ない）であって、しかも450名収容の大講義室を用いて多数授業を行なっているが、教育助手（ティーチング・アシスタントは大学院学生のハーフ・タイム・アルバイトである）160名をもって演習、実験には少人数学生の指導を行なっている。この多人数教育の教育効果の評価については、それまでのテストによれば多人数に対する同一水準の授業に追従不可能な者は10%より若干多いとのことであった。

静大工学部において、学科学生数が40名から80名に亘る7学科について学業成績を調べた結果、この追従不能者はどの学科とも早大の場合と同程度の10%に近い値であって、小クラスほどこの比率が低いことは実証されてない。

これからみるも、大クラス必ずしも低い教育効果とは予断しえないのである。指導方法を含めての環境条件を改善することにより、教育効果を低下せず多数同時教育を可能ならしめることが多人数教育の目標である。

多人数教育の改善に寄せるヴィジョンは次のようである（第一次中間報告から抜萃）。

- (1) 多人数に対する同時教育を効果的に行なうため、新しい施設・設備を整備し、適切な計画のもとに集中的に授業を行なうことによって、これまで分散的には実施不可能であった新しい教材の活用や演習授業の実施が可能となり、また、主任指導教員の授業時間の負担も軽減され、その結果として、研究活動や学生の個人指導に、より多くの時間を割くことが容易になると思われる。
- (2) 工学系の諸学科のうちには、これまでのように学科別に独立した教育課程によるよりも、各学科をたとえば機械系、電気系、化学系などの主要な系別に分けて、各系列ごとに専門教育の大部分を

共通の教育課程によって実施するほうが、学問的基礎を深める上に有効であるという考え方がある。このような新構想による教育課程の編成は、効果的な多人数教育の方法の開拓をまっとうして、はじめてその目標を達成することが期待できる。

- (3) 教育の質的低下を招くことなく、かえって新しい特色を発揮できる多人数教育の方法が開拓できれば、これまで限られた人だけが享受したすぐれた学者の授業をもっと多くの人に開放することが可能となり、また、授業の各場面に応じて適当な指導者を分業的に配置することによって、全体としては人物活用の効率を高めることができる。

なお、本会議は発足以来、約40回の委員会の討議を重ね、また系列的に専門部会を併設して具体的に授業科目の類別化、それぞれの講義・演習・実験に対する所要の単位数、教員教および諸施設の定量的な算定などの作業を行ってきた。

以上の調査研究の結果をまとめ、この試案を基礎として、実験的に実施を計ろうと申し出のある大学と協議し、これらの実験校における実施プランを作成することに協力することとした。

かくして昨年度4大学（山形大、電通大、山梨大、名古屋工大）が実験校として選ばれた。その実施にあたって設備費に対してはかなりの考慮が払われたが、教育指導上の補助者（助手に類する教務系・技術系職員）の増強が不十分だったのは、画竜点睛を欠くの憾みがあるといわなければならない。

また、本会議の研究調査の必要上、欧米諸大学における多人数教育の実情を視察するために、昭和39年2月中旬から約一月間、佐藤名工大学長（団長）、堀尾京大工学研究所長、蓮沼東大教授、谷口東工大教養部長、栗山文部省教育施設部員からなる「大学の教育方法改善に関する海外視察団」が派遣されたが、その視察報告は40年1月に大学々術局から刊行されている。

（注1）本会議の委員は次の12名

佐藤知雄（名工大、金属工学）、宗宮知行（慶応大、電気工学）、谷口修（東工大、機械工学）、難波正人（早大、機械工学）、西本三十二（国際基督大、視聴覚教育）、藤岡由夫（埼玉大、物理学）、堀尾正雄（京大、高分子化学）、松平正寿（電通大、通信工学）、三輪光雄（東教大、物理学）、矢木栄（東大、化学工学）、渡辺寧（静大、電子工学）、石原藤次郎（京大、土木工学）

（注2）武井健三：大学視聴覚教育研究第3号（1966年7月）

（注3）難波正人：大学資料第22号（本年1月）

### 3. 工学系大学院の拡充について

ここでわが国における次の世代の支柱となるべき教育者、科学技術者の養成機関である大学院の修了者の伸長について一顧を払う。

修士課程の修了者総数は最近著しく増加し、昭和38年度で3,109名、うち博士課程への修学者は1,334名、進学率は43%であったが、40年度には6,104名とほぼ倍増し、うち進学者は2,083名であり、進学率は34%と漸次低下の傾向を示す。第2表は自然科学系の理・工・農学修士課程の40年度修了者および39年度の入学定員、並びに両者の比率を示す。これら3研究科で総数に対して修了者では59%、進学者では64%を占める。また国立大学が占める比は修了者、進学者において夫々79.4%、85.7%となる。

第 2 表 昭和 40 年度 理・工・農学修士課程修了者調

	大学設置者別	理 学			工 学			農 学		
		修了者	進学者	進学率	修了者	進学者	進学率	修了者	進学者	進学率
修士課程の 修了者と 博士課程 への進学者	国立大学 計に対する比	758 (82.2%)	484 (86.1%)	63.9%	1,694 (75.5)	460 (83.1)	27.3%	342 (84.4)	194 (91.1)	56.7%
	公立大学	69	44	63.7	133	37	27.8	32	11	34.4
	私立大学	95	34	35.8	414	56	13.5	31	8	25.8
	計	922	562	61.0%	2,241	553	24.7%	405	213	52.6%
修士課程 修了者と その入学定員 との関係	国立大学 計に対する比	修了者(A) 758 (82.2)	入学定員 (B) 881 (77.8)	A/B (%) 86.0	修了者(A) 1,694 (75.5)	入学定員 (B) 1,931 (77.0)	A/B (%) 87.7	修了者(A) 342 (84.4)	入学定員 (B) 629 (80.8)	A/B (%) 54.4
	公立大学	69	72	94.8	133	147	90.4	32	54	59.2
	私立大学	95	179	53.1	414	433	95.6	31	94	33.0
	計	922	1,132	81.4	2,241	2,511	89.2	405	777	52.2

- (注) 1. 修了者数は文部統計速報 No.116 による。  
2. 修士課程入学定員数は昭和39年度全国大学一覧による。

第 3 表 昭和40年度 理・工・農・医歯学博士課程修了者調

	大学設置者の別	理 学		工 学		農 学		医 歯 学	
		修了者(A)	大学数	修了者(A)	大学数	修了者(A)	大学数	修了者(A)	大学数
博士課程修了者 (A)	国立大学 計に対する比	243 (90.5%)	10	191 (89.7%)	8	82 (95.4%)	6	811 (64.6%)	21
	公立大学	11	2	12	4	1	1	206	12
	私立大学	14	5	10	7	3	2	237	16
	計	268	17	213	19	86	9	1,254	49
当該年度の博士 課程の入学定員 (B)	国立大学 計に対する比	入学定員 (B) 339 (82%)	A/B (%) 71.6	入学定員 (B) 527 (80.2%)	A/B (%) 36.2	入学定員 (B) 199 (88.4%)	A/B (%) 41.2	入学定員 (B) 935 (51.4%)	A/B (%) 86.8
	公立大学	37	29.8	50	24.0	6	16.7	298	69.2
	私立大学	38	36.9	81	12.3	20	15.0	586	40.4
	計	414	64.8	658	32.4	225	38.2	1,819	69.0
昭和41年度の博士課程修了者の修了者に対する比率		$\frac{268}{922} = 29.1\%$		$\frac{213}{2241} = 9.5\%$		$\frac{86}{405} = 21.25\%$			

- (注) 1. 博士修了者には単位修得だけの中退者(約48%)を含む  
2. Bは医学者では36年を、他は38年度の入学定員を示す。

ここに注意すべき事の一つは工学系の進学率が24.7%であり、理・農学に比べて半分にも達しないことである。すなわち工学修士の博士課程への道が狭く塞がれているのであって進学希望者が少ないとは思われない。次に注意する事がこれを裏書きするであろう。

表の下段は40年度の修了者(A)に該当する39年度の修士課程の入学定員(B)との関係を示す。A/Bなる比を見るに理・農学の夫々 81.52%に対して工学系では実に89%に達するのであり、これは工学修

士課程の充実率をもっとも高いことを示す。

次に第3表に博士課程の修了者とその入学定員との関係を示す。40年度の修了者総数は2,240名であるが、その48%が単位修得者である。理・工・農学においては国立大学の占める割合は修了者で約9割、入学定員で約8割或はそれ以上であるが、医・歯学系では夫々65%と51%である。

ここで注目されることは工学系博士課程の充実率(A/B)が低く、修士課程の場合と反対である。国立大学の医歯学の87%に比べて工学では僅かに36%である。考えられる主なる理由は博士課程をもつ大学数の多少にあって、前者は各地区に散在する21校に対し、後者は8校に過ぎないのである。

表の最下欄に示した40年度の博士課程修了者の修士課程修了者に対する比率に見られるように、理学の29%、農学の21%に対して工学では9.5%と著しく低いのである。

現在の科学技術の急速な進歩に順応しうる優れた科学技術者の養成とともに、前述したように、急激に膨張する理工系学部がその確保の困難に当面している教官の補給源としても、工学系大学院博士課程の増強は緊要であると思うのである。(筆者、静岡大学長)



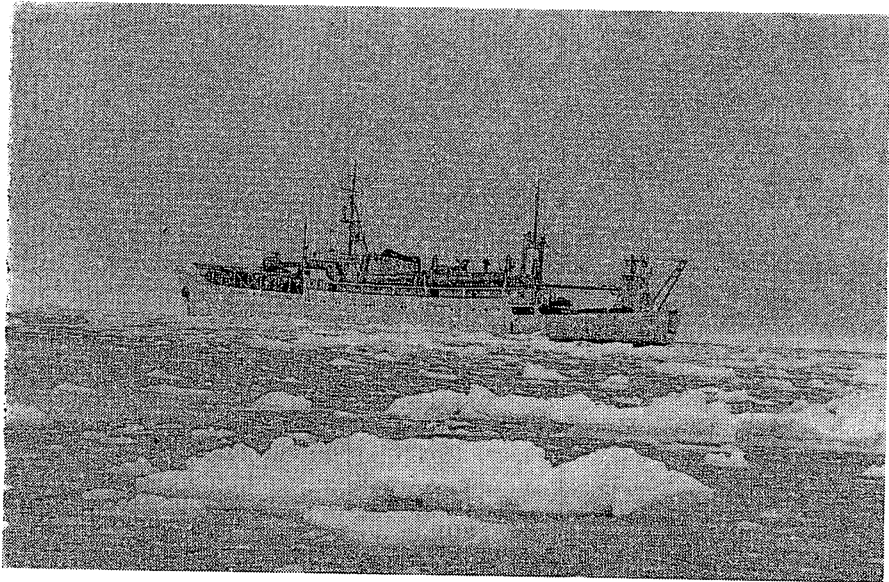
# 海鷹丸の南極洋調査

小沢敬次郎

昭和30年11月4日の閣議決定により南極地域観測統合推進本部が設置され、海上保安庁の宗谷が改造補強されて観測船として使用されることになり、また昭和31年7月30日の第3回本部総会において観測船宗谷を支援するために随伴船を設けることになって東京水産大学練習船海鷹丸(総トン数1,452トン)がこの任に当ることになった。

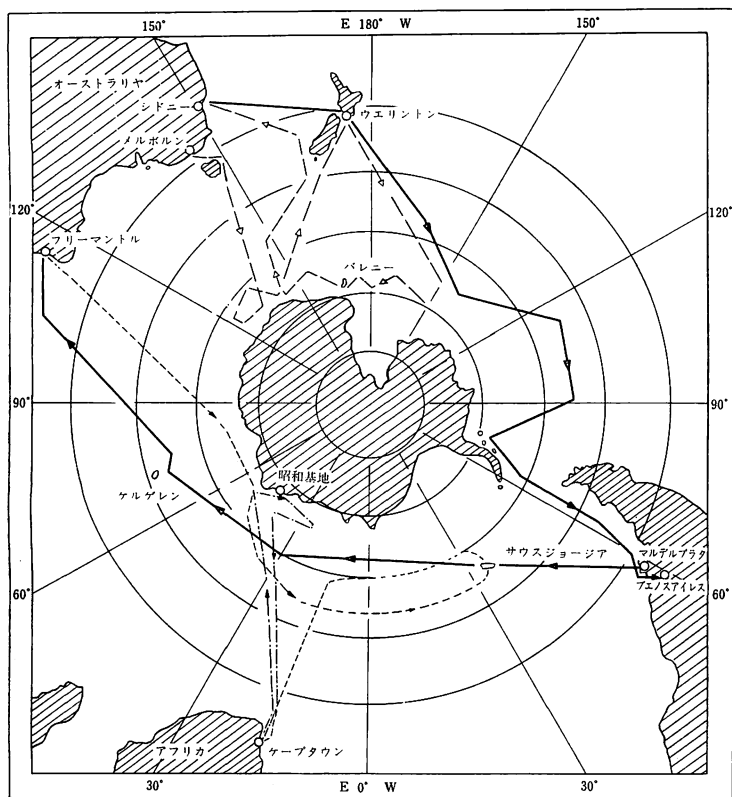
当時、海鷹丸はその前年、昭和30年8月15日に完成した新造船で、赤道太平洋調査を行なう計画などがあった。

随伴船として参加する条件として東京水産大学から(a)練習航海と考えるから学生を連れていくこと、(b)随伴船の任務に支障ない範囲において南極洋、途中のインド洋の海洋ならびに生物に関する調査を実施することの2点が提案された。(a)については行動海域が極地の危険海域であるため学生の参加について種々議論があったが受け入れられ、また(b)については昭和基地沖合の海洋調査を行なう意味において、むしろ積極的に受け入れられ、これがその後3度、計4次にわたる南極洋観測調査航海を実施する端緒となった。



随伴(第1次)航海には朝日新聞社のヘリコプター(ペンギン号)が積まれ、そのため前甲板にヘリポートを設備した。

# 海鷹丸南極洋調査航海航跡図



- 昭和31年～32年 (随伴、第1次航海)
- ..... 昭和36年～37年 (第2次航海)
- 昭和39年～40年 (第3次航海)
- 昭和41年～42年 (第4次航海)

海鷹丸南極洋航海表

第1次(随伴)航海		第2次航海		第3次航海		第4次航海	
東京発	昭31. 1. 25	東京発	昭36. 10. 28	東京発	昭39. 10. 22	東京発	昭41. 10. 15
キールン・シンガポール		シンガポール		タウンズビル (オーストラリア)		シドニー	
ケープタウン発	31. 12. 27	フリーマントル発	36. 12. 3	メルボルン発	39. 11. 30	ウエリントン発	41. 11. 19
(南極洋)		(南極洋)		(南極洋)		(南極洋)	
ケープタウン着	32. 3. 10	(南ジョージア)着	37. 1. 10	ウエリントン着	39. 12. 27	ブエノスアイレス着	41. 12. 27
コロンプ・ホンコン		ケープタウン着	37. 1. 30	ウエリントン発	40. 1. 3	マルデルプラタ発	42. 1. 6
東京着	32. 4. 24	シンガポール・ホンコン		(南極洋)		(南ジョージア着)	42. 1. 12
		東京着	37. 3. 16	シドニー着	40. 2. 15	(南極洋)	
				東京着	40. 3. 10	フリーマントル着	42. 2. 15
						東京着	42. 3. 11
日数	182日		140日		140日		146日
南極洋調査日数	74日		59日		72日		80日
総航程(海里)	31,122.6		25,982.0		23,511.3		26,599.5
南極洋調査航程	10,496.2		11,103.0		12,720.2		15,683.3

第1次南極地域観測の随伴が終了し、その結果第2次からは随伴船は必要としないという結論に達した。東京水産大学はそれ以来、南極洋における海洋ならびに生物調査の必要性を提唱し、学術会議の南極特別委員会や海洋特別委員会においてもこの問題について推進された結果、やっと昭和36年度になって南極洋調査実施することができた。この年の第6次南極地域観測は第5次越冬隊を収容し、基地を一時閉鎖する任務とともに行なわれた。南極地域観測が中断中の昭和39年度に海鷹丸は第3次調査航海を行ない、そして昨年10月から今年3月にかけて第4次調査航海を実施した。

“ふじ”による南極地域観測の再開とともに、海鷹丸の南極洋

海鷹丸南極洋調査内容

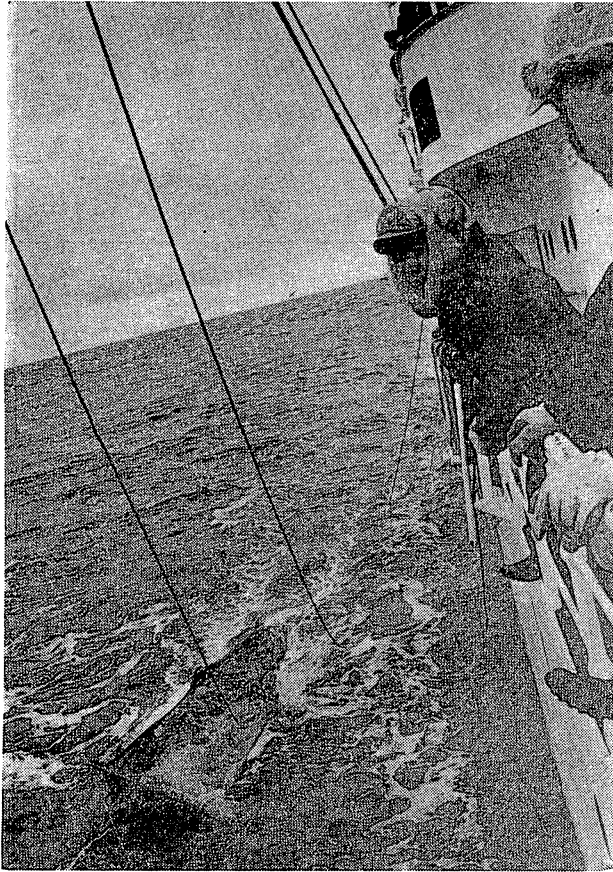
項目	第1次	第2次	第3次	第4次	計
気象観測, 海上気象観測, 3時間置	全	全	全	全	全
海洋観測					
各層観測, 主として0-3000米までの各層の測温, 採水*	55点	57点	66点	42点	220点
B T 観測	24点	62点	197点	313点	596点
水温, 気温の連続測定	全	全	全	全	全
表層塩分の連続測定	—	—	—	全	—
海流観測, G E Kによる	7点	86点	12点	37点	142点
冰山, 流氷帯観測	全	全	全	全	全
日射量測定	観測点	観測点	全	全	—
水中照度測定	42点	29点	66点	11点	148点
基礎生産および深層懸濁物測定*	—	15点	17点	11点	43点
表層懸濁物測定	—	—	234点	152点	386点
プランクトン採集	65点	95点	63点	42点	265点
表層プランクトン採集	27点	—	87点	147点	261点
稚魚採集	27点	14点	37点	54点	132点
偽底像観測	14点	27点	70点	54点	165点
目視観測(鳥類, 鯨類, 変色水など)	全	全	全	全	全
魚類調査					
トロール	2点	8点	6点	4点	20点
釣獲	2	—	—	7点	9点
ユーハウジア採集	—	2回	3回	3回	8回
底質, 底生々物採集					
ピストン コア	—	—	2点	2点	4点
ドレッジ	5点	9点	6点	28点	48点
海底写真撮影 水中カメラによる	—	—	4点	11点	15点
地磁気偏差測定	16点	20点	5点	6点	47点
水深測量 連続, 第3, 4次10分置読取り	700点	2,568点	8,975点	11,352点	23,595点
地磁気全磁力, 重力測定, 連続	—	—	全	全	—

\* 各層観測による, また深層採水試水を用いて測定, 分析された項目は次の通りである。ただし, ○印は, 全点において, △印は, 特定点において実施されたことを示す。

測定, 分析項目	温 度	塩 分	溶 存 酸 素	燐 酸 塩	硅 酸 塩	硝 酸 塩	亜 硝 酸 塩	全 p h	鉄	アン モ ニ ア	アル ミ ニ ウム	バナ ジ ウム	マン ガン	銅	亜 鉛
第1次	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
第2次	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
第3次	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	—	—	—	—	—
第4次	○	○	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△

調査は4次をもって一応打ち切りになった。

4次にわたる航海を通じ南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランドまた南アメリカの文明の地から、南極洋と往復航海においての総航程は50,002.7海里、また延日数は285日に達した。



第3次航海、ユーハウジア（ナンキョクオキアミ）がフイッシュポンプ付ネットによって採集された。

調査研究も第1次は随伴任務に支障のない範囲において行なわれたが、第2次以降は観測が主務となり、おのずから観測員も増員された。第3次からは地球物理学分野の測定が加えられ、また海洋、生物の調査という当初掲げられた項目にしても内容的には、広範囲なものとなり、例えば海水中の微量成分の測定なども行なわれた。将来の食糧蛋白資源の供給源として各国が注目しているユーハウジア（ナンキョクオキアミ）の採集、調査も実施された。

航海の面から見ても当初は多少冒険的な気分もあったが、その後回を重ねる度に乗組員、調査員の経験の蓄積は調査を落ち着いた雰囲気のもとに進めて行けるようになった。

第4次の南極洋をほとんど一周した航海も一言にしていえば、体験がもたらしたものである。そして南極洋を全般的な見地から考察し得る段階に達し得たこと

は大きな収穫といえる。

海鷹丸の南極洋調査は一応終りにはなったが、この間に採集、集積された資料は参加した者ばかりではなく、広い範囲の研究者によって利用され、研究されるべきであって、むしろ今後が大切である。

（筆者、東京水産大学練習船海鷹丸船長）

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和42年3月15日(水)10時  
場所 東京大学大講堂第1会議室  
出席者 大河内会長、福田副会長、本川、長谷川、和達、実吉、石橋、篠原、八木、稲荷山、赤木(代猪野理学部長)  
各理事  
高坂第7常置委員長  
松平、岡田、両監事

大河内会長主宰の下に開会。  
本日は学年末多忙の際とて欠席の方も多いようであるが日程どおり開会したい旨の挨拶があって後、岡山大学長所用のため代理者が出席された旨の紹介があった。次いで議題について、本日は事務的な事柄が多いが、第1には、来たる6月で役員等の任期が満了となるので、第39回総会において会長、副会長、理事、監事の改選、常置委員の所属、教員委員14名の決定、常置委員長の選挙等すべてが重なり総会直前の理事会ではとてもさばききれないので、本日その手順について協議しご了解を得て、あとは事務的に処理するようにいたしたいこと。第2は、「昭和42年度国立大学協会会費」についてご了承を得たいこと。第3には、各常置委員会の区分け、仕組みなど現状に合わない点もあり、同

時に特別委員会も全体含めて検討しなおしてみたいので、これらの組織と構成の再検討と改編等について検討することをお決め願いたい。その他数件について諮りたい旨が述べられ、続いて役員異動について、次のとおり報告された。

1. 監事赤堀大阪大学長の退官に伴い、岡田大阪大学長が監事に就任された。
2. 北海道大学古市学長の逝去に伴い阿部工学部長が学長事務取扱となられたこと。なお、古市学長の逝去に際しては、国立大学協会より前例により靈前に花環を捧げ、また、葬儀には会長としての弔辞を捧げることとし、やむを得ない用務のため実方小樽商科大学長に代読を依頼した。

更に、昨年11月第38回総会以後の主要な事項について次のとおり報告があった。

#### 1) 第6回特別会計制度協議会について

去る1月11日に本協議会を開き、国会開散に伴う昭和42年度暫定予算の編成方針とこれと関連して学部、学科、講座等の新設の場合の学生増募等について文部省の意向も聞き、協会の要望も伝え意見の交換を行なった。

#### 2) 就職推薦選考開始時期の申し合わせについて

国立大学卒業者の就職斡旋については、前回総会の決定にもとづき例年通りの申し合わせの方式を踏襲することとした。なお、その旨各国立大学長および全国主要事業主団体に通知して協力方を要請した。

#### 3) 科学技術会議議員との懇談会について



去る2月3日科学技術会議運営委員会が開催され、その際科学技術会議から文部省を通じて当協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、奥田副会長、和達科学技術行政特別委員会委員長、渡辺（静岡大）同委員、篠原（名古屋大）同委員が出席し、科学技術基本法案、産学協同等当面の問題について懇談した。

#### 4) 昭和42年度予算に関し大蔵省への申し入れについて

去る2月22日学生急増対策その他当面の予算問題に関し、増田、三輪、高坂各学長とともに谷村大蔵次官及び村上主計局長と懇談し善処方を要望した。(17頁参照)

以上で報告を終わり、次いで協議に入る。

### ○協 議 事 項

#### (1) 役員等改選について

6月の総会を中心として役員改選を行なうに当たっては、先ずその大前提として理事の決定が必要であり、鶴田事務局長より、配付資料「会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等改選について」(別紙資料6)並びに「役員・委員等改選手続」(別紙資料7)について「国立大学協会規則」と対照しつつ説明がなされ、今後の手順は鶴田局長の説明のとおり処理することに了承された。なお、理事は地区で選出することになっているので、これに関連して、理事候補者の地区選出についての世話大学について諮られ、次の通りそれぞれ決定した。

- 北海道・東北地区 本川理事(東北大)
- 関東・甲信越地区 実吉 // (東工大)
- 中部地区 篠原 // (名古屋)
- 近畿地区 稲荷山 // (奈良教育)

○中国・四国地区 赤木 // (岡山大)

○九州地区 福田 // (鹿児島)

なお、世話大学には別途文書をもって手続、要領等について連絡することとした。

次に、(資料7, 9)によって教員委員候補者を本日の理事会か、または4月10日までに各理事より推せん願いたいと発言があり推薦を受けた候補者については、会長の手元において整理し、原案を作成して次回の理事会の承認を願った上で、関係大学長および本人の了承を得ることとされた。

#### (2) 昭和42年度各大学の会費負担額について

「国立大学協会会費の基準」により算定した昭和42年度各大学の会費について局長より説明があり、異議なく承認された。

#### (3) 大学設置審議会委員候補者の推薦について

文部省より大学設置審議会の委員候補者の推薦について、現委員の東京芸術大学の小塚学長並びに山梨大学の福田学長の任期満了に伴う後任の推薦について依頼があったが、この場合倍数の候補者を推薦することとなり且つ候補者については会長に一任されていた従来の慣例によることを了承した。

#### (4) 学生問題特別委員会の委員について

特別委員会の委員は理事会が選任することとなっているが、近く篠崎(山形大学)三浦(鳥取大学)の両委員が退官されるので、その後任委員について諮られ、引続いて検討する問題もあるので後任の学長にお願いすることに了承された。

(5) 「学生問題に関する各国立大学間の連絡協力のための資料」の取扱いについて

「学生問題関係資料分類」(27頁参照)は、さきに照会申し上げ、各大学より送られた資料を分類したものであるが、かねての要望に応じこれを集録して各大学に配付することになると思うが、このことについて発行名義をどうするか、実費を徴収するか等その他ご意見を伺いたい旨の発言があって、次のような意見が述べられた。

- 1) この資料は各大学のよい参考資料になるが、同時に大学以外にも知られてその資料となり差支えるようなことにならないか。秘扱いにすると益々もれる心配がある。
- 2) 学生は全国組織を通じてよく知っている。学生が知る心配よりもわれわれが知らないで困る方が大きくはないか。
- 3) 各学長としてはプラスの面が多いと考えられるが、内容によっては発表できないものもある。
- 4) 各大学から送られた資料は一応発表を前提として送られて来ている。
- 5) 公表する内容や発行の名義については慎重に検討して欲しい。
- 6) 失敗の例のみでなく、旨く処理出来た例についてはより多く載せて欲しい。
- 7) 実例は隠せるものではないから堂々と一般に公表して批判を受けることが望ましい。
- 8) 寮の問題や学生会館の問題などに慎重を期したい。

以上の意見を総合し、この問題は、更に学生問題特別委員会で充分にかつ慎重に検討することになった。

(6) 「ユニバーシアード東京大会」について

局長より、国立大学の学生に対し42,000枚の学生入場券が割り当てられ、これが各大学への頒布について国立大学協会が協力することになったことおよびその取扱いの概要について説明があり、近日中に各大学に事務的な連絡をとることになるのでよろしくご協力を願いたく、また、このことを国立大学協会に引き受けることになったことについて、理事会で承認を願いたい旨の発言があって、了承された。

(午後1時再開)

(7) 各常置委員会および特別委員会の組織・構成の再検討と改組改編について

鶴田局長より、先ず昭和40年10月25日の常務理事会において決定した「常置委員会審議担当事項」(17頁参照)について、この担当事項は主として協会発足当時からのものであるが、その後事情も変わり再検討を要する時機に来たのではないかと。そこで、事務局において、諸事情を勘案して(18頁参照)の「委員会の組織および担当事項改編に関する問題点と資料」を立案し、参考に供した旨の説明があって、一応二宮主事これを朗読し、検討が行なわれ、例えば、病院の特殊な問題などは第4常置で、図書館の問題などむしろ学術交流(文献センター)などの観点から第5常置で担当してはどうか。あるいは病院の問題などは附置研の問題等と一緒に特別委員会を設けてはどうか、大学設置基準特別委員会など省令が出れば解消しては、あるいはまた、教育制度・研究教育施設の制度・教官組織の制度と大きく3つに区分して考えてはどうかなど担当事項の移し替え、廃止する特別委員会、新たに設ける特別委員会等々について

各理事から種々意見の開陳があり、会長より、何しろ過去15年間扱って来て、その間に色々な問題が入り混じって来ているのでこの際総ざらいをしたらどうかと思う。各常置委員会で検討した結果を聞いて理事会において、決定するという方針についてご承認願いたい旨の発言があり了承された。（詳細意見は別紙「常置委員会および特別委員会の改組改編に関する協議（第1回）の意見要旨」16頁参照）

最後に、鶴田局長より「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正について説明があって、本問題は次回に検討することとして閉会した。

次回理事会は4月22日（土）10時より開催することとした。 以 上

#### （別 紙）

#### 常置委員会および特別委員会の改組改編に関する協議（第1回）の意見要旨

昭和42年3月15日開催の理事会において標記について別紙「委員会の組織および担当事項改編に関する問題点と資料」を中心に、第1回の協議が行なわれ、その際の意見の要旨は次のとおりである。

#### 1) 第1常置委員会については、

資料のうち a) 学制再検討の問題、f) 学科制および講座制の組織その他の問題、g) 助手制度の問題、h) 講師制度の問題を第1常置委員会の担当とし、b) 図書館の制度と管理運営の問題は第5常置委員会の担当とし、c) 研究所（特に共同利用）の制度と管理運営の問題と d) 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題については特別委員会を

設けること。

（注）病院特別委員会の委員は、事務局で調査すること。

e) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題は第2常置委員会の担当とすること。

#### 2) 第2常置委員会については、

前項e)の一般教育の在り方と専門教育との関係の問題を担当すること。

#### 3) 第3常置委員会については、

① 担当事項の「学生の補導」の「学生の」を削り、「補導」とすること。（第4常置委員会の担当事項を単に「厚生」とするためこれと平仄を合わせるため。）

② 学生部職員の処遇改善と人事交流について検討すること。

#### 4) 第4常置委員会については、

① 担当事項の「学生の厚生」の「学生の」を削り「厚生」とし、教職員の厚生をも担当することにすること。

② 厚生施設として、合宿所等の使用料についても検討すること。

③ 学生奨学金制度については、特に大学院の学生の奨学金について検討すること。

④ 学生の厚生は、学生の補導と密接な関係があるので、問題によっては第3常置委員会と緊密な連けいをもつ必要があること。

#### 5) 第5常置委員会については、

前記第1常置委員会の項の、b) 図書館の制度と管理運営の問題と文献センターの問題を新たに担当すること。

#### 6) 第6常置委員会については特に意見なし。

#### 7) 第7常置委員会については、

4月21日午後2時第7常置委員会を開催し問題点を検討すること。

#### 8) 特別委員会について、

- ① 次の特別委員会は廃止すること。
- (イ) 学生急増対策特別委員会。
  - (ロ) 大学設置基準特別委員会。
  - (ハ) 新設大学拡充特別委員会（一部存置意見あり）
- ② 特別委員会新設について。
- 次の特別委員会を新設する。
- (イ) 研究所（特に共同利用）の制度と管理運営について
  - (ロ) 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題について、
- なお、従来特別委員会設置の予定であった次の問題については、一応それぞれ次の常置委員会の担当とすることに多数の意見が出されたが、更に確認する必要がある。
- (イ) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題（第2常置委員会）
  - (ロ) 図書館の制度と管理運営の問題（第5常置委員会）

**（資料3）**

**昭和42年度予算に関し、谷村大蔵次官及び村上主計局長に申し入れについて**

昭和42年2月22日の昭和42年度予算大蔵省査定時において、大河内会長・高坂東京学芸大学・三輪東京教育大学・増田一橋大学各学長が同道して大蔵省に赴き、谷村次官及び村上主計局長と懇談し、

- (1) 昭和42年度は学生急増のピークに当たっており、現在文部省は約4,300名を要求していると聞いているが、この数は各国立大学の要求し希望している数をはるかに下回っており、われわれの満足している数ではない。したがって、42年度予算査定に当たっては、この点

を充分了解され、文部省要求の数は是非とも実現するよう善処されたい。

- (2) 大学院学生の学生経費は、最近の実績調査によれば20万円乃至25万円を支出し、助手の研究費相当額を必要としているので、その増額方について格段の配慮をされたい。
- (3) 大学院学生に対する育英資金の単価は現在低すぎるのでこれを増額するとともに、その貸与人員を増し、学生が生活の心配なく修学し得るようにされたい。このことは、次代の研究教育者を養成する面からも最も緊要のことであるので是非とも考慮されたい。旨を要望し、次官及び主計局長とも善処方を約した。

.....

**国立大学の学生増募に関する大蔵省  
要求数と査定数の比較表**

国立大学（短大を含む）

	40年度	41年度	42年度
要 求	5,334人	5,572人	4,285人
査 定	3,809	4,592	

**（資料4）**

**常置委員会審議担当事項**

常務理事会決定  
昭和40. 10. 25

この審議担当事項は、現在当面する問題を主として定めたものであって、括弧内は、各常置委員会の基本的審議事項を表示したものである。

**第1常置委員会（大学の組織・制度）**

- 1) 大学院に関する事項
- 2) 図書館に関する事項

**第2常置委員会（学科課程・入学試験等）**

- 1) 入学試験に関する事項
  - a) 一二期校区分,
  - b) 調査書
  - c) 能研テスト
  - d) 高専よりの編入  
学その他
- 2) 一般教養の学科課程

### 第3 常置委員会 (学生の補導)

- 1) 学生の自治活動に関する事項
- 2) 就職あっせん対策に関する事項
- 3) 奨学制度に関する事項

### 第4 常置委員会 (学生の厚生)

- 1) 学生の健康管理に関する事項
- 2) 学生の健康保険に関する事項
- 3) 学生の厚生施設に関する事項

### 第5 常置委員会 (大学間の協力)

- 1) 国内の大学間の連絡に関する事項
  - a) 大学間の教官交流
  - b) 図書館の蔵書リストの交換
- 2) 国際間の大学の連絡に関する事項
  - a) 国交未恢復国の大学との交流
  - b) 外国人留学生および研究生の受入
  - c) 客員教授の受入
  - d) 在外研究員の拡充
  - e) 国際会議への参加

### 第6 常置委員会 (大学財政)

- 1) 国立大学の予算および定員に関する事項
- 2) 学校特別会計制度の改善に関する事項
- 3) 教職員給与制度の改善に関する事項
- 4) 特別会計制度協議会に関する事項

### 第7 常置委員会 (教員養成)

- 1) 教員養成制度の改善に関する事項
- 2) 教員養成のための教育課程に関する事項
- 3) 教員養成のための学部設置基準に関する事項
- 4) 教員免許法に関する事項
- 5) 附属学校に関する事項

(参考)

#### 特別委員会

- 1) 学生急増対策特別委員会
- 2) 大学設置基準特別委員会
- 3) 科学技術行政特別委員会
- 4) 新設大学拡充特別委員会

なお、附置研究所・附属研究教育施設および附属病院について審議するため「附置附属施設特別委員会」を設置することについて検討する必要がある。

#### (資料5)

委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料

—昭和42. 3. 15 事務局案—

この案は、3月15日および4月22日開催の理事会における検討資料である。これに対し理事会で述べられた意見を各項の末尾に附記しておく。(昭和42. 6. 26)

#### 1 総括的問題

a) 常置委員会全体について、その組織および担当事項を総合的に検討して、委員会の統合・分離を行ない、総合的にその機構を整備する。例えば、第1常置委員会についていえば、その担当事項が他の委員会に比して甚だしく広範にわたり、かつ、長期間にわたって検討を要する問題が多いので、これを①教育制度②研究教育施設(図書館・研究所・病院)の制度③教官組織の制度の三つの委員会に分け、これに関連して他の常置委員会との調整を行ない、必要がある場合は、他の常置委員会を廃止又は分合することも考えられる。

b) 常置委員会の名称の第1・第2等のナン



バーを、担当事項を総称した名称例えば次のように改めてはどうか。

- I) 大学制度委員会(又は制度組織委員会)
- II) 学生教育委員会 (又は教育実施委員会、入学試験委員会)
- III) 学生補導委員会
- IV) 学生厚生委員会
- V) 学術委員会 (又は協学委員会)
- VI) 大学財政委員会
- VII) 教員養成委員会

- c) 常置委員会の一応の担当事項を定め、  
「必要ある場合は、理事会の議を経て特定の事項を特定の常置委員会に担当させることが出来る」ことにすることも考えられる。
- d) 現在は、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」4.により各常置委員会の定数が定められ、各大学は一の常置委員会の委員を原則としているが、「特別の事由がある場合は常務理事会の議を経て、特定の審議事項に限り同一の大学の代表者が二以上の常置委員会の委員となる場合この定数を超えることができる」ことに改め、特定の審議事項については、その事項審議中二以上の常置委員会の委員になれるようにする。

∴理事会意見(上記の案に対する)

イ) 委員会の組織および担当事項の改編の問題については、今後各常置委員会および理事会において引続き検討することとし、最終的には、各常置委員会で検討した結果をさらに理事会で検討して総合調整の上総会に諮って決定することとする。

なお、今後一応の予定としては、6月に各常置委員会の委員が改選されるので、新委員で充分検討し、11月の総会までに結論

を得て11月から実施するようにする。(理事会了承)

- ロ) 上記d)の同一の大学の代表者が二以上の常置委員会の委員を兼ねることについては、4月22日の理事会において「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の改正案を決定し、39回総会に諮ることになった。

2 第1常置委員会(大学の組織・制度)

この委員会は、広く大学の組織・制度について担当しているため、根本的に、かつ長期間にわたって検討を要する問題が多く、現在審議未着手の事項で緊急に検討すべき問題が多く残されており、このことが委員会改編を要するひとつの理由ともなっている。

(審議未着手事項の例)

- a) 学制再検討の問題
- b) 図書館の制度と管理運営の問題
- c) 研究所(特に共同利用)の制度と管理運営の問題
- d) 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題
- e) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題
- f) 学科制および講座制の組織その他の問題
- g) 助手制度の問題
- h) 講師制度の問題

∴理事会の意見(上記の案に対する)

上記の(審議未着手事項)のうち、

- イ) a) 学制再検討の問題、f) 学科制および講座制の組織その他の問題、g) 助手制度の問題、h) 講師制度の問題を第1常置委員会の担当としてはどうか。
- ロ) b) 図書館の制度と管理運営の問題については、特別委員会を設けることとし、これについて第5常置委員会で検討すること。

ハ) c) 研究所(特に共同利用)の制度と管理運営の問題と d) 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題については特別委員会を設けることについて検討すること。

注) 病院特別委員会の委員は、候補者について事務局で調査すること。

ニ) e) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題は第2常置委員会の担当としてはどうか。(または、特別委員会を設けてはどうか。)

### 3 第2常置委員会(学科課程・入学試験等)

この委員会の担当事項として、学科課程が定められているが、その沿革について調査したところ、この委員会設置の当時は偶々新制大学発足の時であり、当協会としては各新制大学各学部の学科課程の在り方が重要な検討課題であったため、これをこの委員会の担当事項としたものと思われる。なお、学科課程に関するこの委員会の審議経過の概要は次の通りである。(括弧内数字は年・月)

a) 新制大学の教育課程を一般教育と専門教育に分けることについて(28. 6)

b) 一般教育と専門教育との学科目の関係

主として一般教育の組織と学科目について(30・6)(31・5)(33・6)(34・6)(35・6)(36・6)(37・6)(38・6)(38・11)

なお、一般教育については、第1常置委員会において「制度」を、第2常置委員会において「学科目」をそれぞれ検討してきたが、昭和34年6月一般教育特別委員会(第1および第2常置委員会より委員を選出)が発足し制度等については専らこの特別委員会で検討することとし、学科目については従来通り、第2常置委員会で検討することにして今日に至っている。

c) 教育実習について(31・5)

d) 科学技術教育振興と学部学科の拡充について(31・6)

なお、入学試験については、①進学適正検査(30・6)②入試に関し高校教育課程の検討(31・5~34・11)③一期・二期の制度について(32・11)④全国高校校長協会の入試改善案の検討(36・6)(36・11)⑤その後は能研テスト、調査書、一期・二期の制度、工高専卒業者の大学編入学等について検討し今日に至っている。

(注) 学科課程は、学生の厚生補導に対応し、学生の教育面における具体的問題として、入学試験と併せて第2常置委員会の担当としたとも考えられる。

### ∴ 理事会の意見(上記の案に対する)

前記第1常置委員会の項のe)一般教育の在り方と専門教育との関係の問題を、第2常置委員会の担当としてはどうか。(これを特別委員会としはどうか、という意見もある。)

### 4 第3常置委員会(学生の補導)

担当事項として次のことが考えられる。

a) 学生補導の組織および機構の問題

学生補導の組織として学生部・補導(学生)委員会(委員の選出方法・委員としての職務)・補導(学生)委員・学部長会議・学部長等その組織の範囲を如何にすべきか、またそれぞれの担当を如何にすべきかその機構について検討し、かつその機動的運営について検討する。

b) 教官および学生のコミュニケーションの問題

コミュニケーションについてその施策を検討し、その施設・設備・経費について具体的実施案を検討する。

c) 学生の課外活動の問題

d) 学生補導施設の設置とその管理運営の問題

学生相談所その他如何なる補導施設を設くべきかを検討し、併せてその組織・機構及び管理運営について検討する。

e) 学生自治組織の問題

f) 学生運動と各大学間連携の問題

g) 学園平静化の問題

現在の学生問題の因由を検討し、教職員・学生が一体となって明るい学園をつくるための基本的な条件とその対策について検討する。

∴理事会の意見（上記の案に対する）

イ) 担当事項の「学生の補導」の「学生の」を削り、「補導」としてはどうか。（第4常置委員会の担当事項を単に「厚生」とするためこれと平仄を合わせるため。）

ロ) 学生部職員の処遇改善と人事交流について検討すること。

5 第4常置委員会（学生の厚生）

担当事項として次のことが考えられる。

a) 学生の健康管理の問題

学生の健康の動態とその具体的対策について研究し、出来得ればその結果を各大学に公表する。その他健康管理センターの設置促進と管理運営について検討する。

b) 学生健康保険組合設置の問題

c) 学生会館・学寮等学生厚生施設の設置とその管理運営の問題

学生会館および学寮の設置とともに他に如何なる厚生施設を設くべきかを検討し、併せてその管理運営について検討する。

d) 学生奨学金制度の問題

学生生活の実態を調査し、これと奨学金との関係を検討し、奨学金制度の在り方に

ついて具体的に検討する。

（注）教職員の厚生については、この委員会又は第6常置委員会で担当することが考えられるが、この委員会の担当事項中「学生の」を削り、単に「厚生」とし、これと平仄を合わせ第3常置委員会の担当事項も単に「補導」としてはどうか。

∴理事会の意見（上記の案に対する）

イ) 担当事項の「学生の厚生」の「学生の」を削り「厚生」とし、教職員の厚生をも担当することにする。

ロ) 厚生施設として、合宿所等の使用料についても検討すること。

ハ) 学生奨学金制度については、特に大学院の学生の奨学金について検討すること。

ニ) 学生の厚生は、学生の補導と密接な関係があるので、問題によっては第3常置委員会と緊密な連けいをもつ必要があること。

6 第5常置委員会（大学間の協力）

担当事項として次のことが考えられる。

a) 大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題

（注）大学相互間は、国内・国外大学相互間

b) 内地研究員および在外研究員の問題

c) 客員教授受入れの問題

d) 国交未回復国の大学との交流の問題

e) 国内における学会および国際会議に関する問題

f) 外国人留学生および研究生制度の検討とその受入れに関する問題

∴理事会の意見（上記の案に対する）

イ) 前記第1常置委員会の項b) 図書館の制度と管理運営の問題に関し特別委員会を設けることについて第5常置委員会で検討すること。

ロ) 文献センターの問題を、第5常置委員会

で担当してはどうか。

## 7 第6常置委員会(大学財政)

従来の担当事項にa)を加える。

なお、教職員の厚生に関する事項を担当することはどうか。

(前記第4常置委員会の項(注)参照)

- a) 国立大学の財政全般に関する事項(新)
- b) 国立大学の予算および定員に関する事項
- c) 学校特別会計制度の改善に関する事項
- d) 教職員給与制度の改善に関する事項
- e) 特別会計制度協議会に関する事項

### ∴理事会の意見(上記の案に対する)

担当事項として、上記のa)を加えることについては4月21日の第6常置委員会に諮り、案のとおり加えることになった。(増田委員長)

## 8 第7常置委員会(教員養成)

現在担当事項として、①教員養成制度の改善 ②教員養成のための教育課程 ③教員養成学部設置基準 ④教員免許法 ⑤附属学校を審議することになっているが、他方教員養成については専門団体である教育大学協会においてそれぞれの問題について調査検討しているので、これに関連して常置委員会としての担当事項・審議方法等について検討する必要があるかどうか。

### ∴理事会の意見(上記の案に対して)

イ) 4月21日第7常置委員会を開き、本委員会の担当事項その他について協議した結果、本委員会の主たる任務は、上記の担当事項のうち①教員養成制度の改善であって、②教員養成のための教育課程については、技術的な面が必要であるのでこれはむしろ教育大学協会に委せることとし、その他の担当事項については、教育大学協会よりもむ

しろ国立大学協会で取扱うことが適当であるということになった。ついでには、担当事項中若干他の常置委員会とも関連する面があるが、一応原案どおりということになり、結局②だけを削除することになった。(高坂委員長)

ロ) なお、教育実習については、第2常置委員会の担当事項になっているが、この委員会としても検討する必要があるので、審議の際は第2常置委員会と合同の会議をもつようにされたい。(高坂委員長)

## 9 特別委員会について

a) 特別委員会の存廃について

- I) 科学技術行政特別委員会
- II) 学生急増対策特別委員会
- III) 大学設置基準特別委員会
- IV) 学生問題特別委員会
- V) 新設大学拡充特別委員会

b) 特別委員会設置について懸案となっているもの

- I) 一般教育(教養課程)の在り方と専門教育との関係について、また、
- II) 図書館の制度および管理運営について検討するためそれぞれの特別委員会を設置すること。
- III) 附置研究所、附属病院に関する問題、特に共同利用研究所に関する問題を検討するため特別委員会又は常置委員会を設けること。

### ∴理事会の意見(上記の案に対する)

イ) 次の特別委員会は、各特別委員会の意見をきき、廃止すること。

- ① 学生急増対策特別委員会
- ② 大学設置基準特別委員会
- ③ 新設大学拡充特別委員会

ロ) 次の問題に関し特別委員会を新設することとし、これについて第5常置委員会で検討する。

図書館の制度と管理運営の問題

ハ) 次の特別委員会を設置することについて検討する。

① 研究所(特に共同利用)の制度と管理運営について

② 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題について

ニ) なお、「一般教育の在り方と専門教育との関係」の問題については、第2常置委員会の担当とするという意見もあるが、特別委員会を設けるという意見もあるので、これについては、さらに検討する必要がある。

(前記第1常置委員会および第2常置委員会の項の理事会の意見参照)

## (資料)

会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等改選について

国立大学協会  
昭和42. 3. 15

昭和42年6月の総会に際し、①理事②監事③会長・副会長④常置委員会委員(大学代表者委員・教員委員)⑤大学運営協議会地区委員を改選する。それぞれの改選に関する手続の要旨は次の通りである。

### 1) 理事選出について

(任期) 会則16条1項

2年(会則16条2項により再任を妨げない。)

(定員) 会則15条1項・互選要領(1)別表

北海東北(3)・関東甲信越(6)・中部

(3)・近畿(3)・中四国(3)・九州(3)  
計21

(選出の方法) 会則15条2項・互選要領(1)

各地区において候補者を互選し、事務局に通知して総会で決定する。

(注) 会長・副会長は理事のうちから選ばれる。

(地区選出の時期) 6月の総会までに、各地区の理事が世話人となり、地区会議又は文書により、候補者を互選して事務局に通知する。なお、候補者の互選に際しては世話人の理事より上記の各事項を各大学に周知させること。

### 2) 監事の選出について

(任期) 会則31条1項

2年(会則31条2項により再任を妨げない。)

(定員) 会則30条1項

2人

(選出の方法および時期) 会則30条2項・互選要領(2)および(3)

監事は、理事および常置委員長を兼ねられないので、6月の総会の際理事および常置委員長が決定された直後新理事会において候補者を選考して総会で決定する。

### 3) 会長および副会長の選出について

(任期) 会則20条3項

理事の任期に同じ。

(定員) 会則20条1項

会長1人、副会長2人

(選出の方法および時期) 会則20条2項

6月の総会において、新理事決定後直ちに理事会を開いて互選し、総会に報告する。

### 4) 常置委員会大学代表者委員の選出について



(任期) 会則22条3項

2年(会則22条4項により再任を妨げない。)

(定員) 選出要領4

各常置委員会の定員は10人とする。  
ただし、第3常置委員会は11人とする。

(選出の方法および時期) 会則22条2項1号

・選出要領2および3

(1) 4月10日までに、各学長よりその所属を希望する常置委員会をきく。この場合希望は第3順位まで照会する。

(2) 6月の総会前に理事会を開き、前項の希望順位とともに、それぞれの専門・大学の種別・地区等を勘案するとともに、次の項の教員委員との関係をも考慮して各常置委員会の委員を選考して、総会で決定する。

(3) なお、委員長は理事会の構成員であるので、新常置委員決定後直ちに各常置委員会を開き委員長を互選して総会に報告する。

## 5) 常置委員会教員委員選任について

(任期) 会則22条3項

2年(再任・不再任について別に規定はない。)

(定員) 会則附則6項

当分の間大学代表者委員の数の3分の1(各常置委員会に平均すれば3人)と定められているが、この制度実施の際理事会および総会において検討の結果各常置委員会2人計14人とした。

(選任の方法) 会則22条2項2号・選任要領1および2

(1) 次の条件により理事会において選任する。

a) 各常置委員会の担当事項および大学の種別を考慮する。

b) 特定の地区に偏らないようにする。

c) 同一の大学の代表者および教員は、同一の常置委員会の委員としない。

(2) この制度実施の際理事会において教員委員の具体的選任方法について検討した結果、予め各理事より候補者を推せんし、これらの候補者の専門と各常置委員会の担当事項を主眼とし、前項の条件にもとづいて選考した。その結果地区別にもそれぞれ2名宛が選ばれた。

(3) 今回の選任も、前項(2)の前例に倣って行なう。

(選任の時期)

(1) 各理事は、3月15日の理事会又は4月10日までに従来の教員委員をも含め教員委員の候補者(専門および所属常置委員会名を附記)を会長まで推せんする。

(2) 理事会は、大学代表者の常置委員会委員の候補者を選考する際前項の候補者のうちから教員委員を選任し、6月の総会に報告する。

## 6) 大学運営協議会地区委員選出について

(任期) 規程7条4項1号

2年

(委員の輪番制) 規程7条4項3号

既に委員になった次の大学以外の大学から選出する。なお、会長・副会長・常置委員長を除く。

北海東北(小樽・弘前) 関東甲信越(埼玉・電通・千葉・東京教育・宇都宮) 中部(三重・名工大)

近畿（滋賀・京都工織） 中四国  
（徳島・山口）九州（鹿児島・佐賀）

（定員）規程7条3項別表

北海東北(1)・関東甲信越(2)・中部  
(1)・近畿(1)・中四国(1)・九州(1)

（選出の方法および選出の時期）規程7条1  
項3号

6月の総会において、会長・副会長・常置委員長決定後直ちに地区毎に委員を互選する。

（備考）

- (1) 大学運営協議会の臨時委員は、協議会において、選任し、任期は2年となっている。ただし、規程2条2号の紛争処理に助力するため特に選任された臨時委員の任期については協議会が適宜定めることになっている。

現在の臨時委員の氏名及び選任の時期は次の通り。

大塚久雄（昭40.7）・田上穰治（昭40.7）・桑原武夫（昭40.7）

以上の委員については、大学運営協議会において協議する。

- (2) 大学運営協議会の小委員は、任期はないが、協議会の委員のうちから協議会が選任し、小委員会の委員長は小委員会委員が互選することになっている。（規程実施細則11条）よって、新協議会委員が決定した後協議会を開き改めて小委員を選任し、また新小委員会において委員長を互選する。

（資料7）

役員・委員等改選手続

昭42.3.15

## 1) 6月総会前の手続

### a) 理事候補者の地区選出

6月10日迄に各地区で選出し、事務局に通知する。（3月15日の理事会で世話人を決め、世話人となる理事に文書で依頼する。）

### b) 常置委員会委員候補者の選出

イ) 大学代表者委員については4月10日までにそれぞれの希望をとり、教員委員については3月15日の理事会又は4月10日までに各理事より候補者を推せんする。

ロ) 大学代表者委員および教員委員の常置委員会所属案を会長の手もとで立案する。

ハ) 4月下旬開催の理事会において(ロ)の案を検討し総会提出案を決定する。

## 2) 6月総会前の手続

（第1日）

6月の総会においては、会務報告・各委員長の報告後直ちに次の順序により役員・委員等の改選を行なう。

a) 前項 a) の理事候補者について、総会に諮り理事を選任する。

b) 引続き新理事会を開き、会長・副会長を互選し、監事の候補者を4名乃至5名選考する。

（注）会長・副会長は常置委員会の委員になれないので、新会長・副会長が常置委員会の委員候補者になっている場合は、同委員候補者案（前項1）のbのハ）で決定した案）をこの理事会で修正すること。

c) 総会を再会して、新会長・副会長を報告し、各常置委員会の委員候補者について諮り常置委員会の委員を選任する。

（第2日）

a) 午前中各常置委員会を開き委員長を互選し、担当事項について協議する。

b) 昼休憩時間に各地区毎に大学運営協議会の地区選出委員を選出し、事務局に通知する。

c) 総会を再会して各常置委員会の新委員長および大学運営協議会地区選出の新委員を報告し、引続き理事会で選考した監事の候補者について諮り監事を選任する。(引続き各常置委員会の委員長の報告その他の議事について協議する。)

d) 総会閉会時の都合により大学運営協議会を開き、臨時委員および小委員を選任する。

(資料9)

○印は教員委員

第1常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長	石橋雅義	金沢大
委員	○中川秀恭	北海道大
〃	城戸幡太郎	北海道教育
〃	本川弘一	東北大
〃	樋口盛一	岩手大
〃	和達清夫	埼玉大
〃	○大島康正	東京教育大
〃	藤田健治	お茶の水大
〃	福田邦三	山梨大
〃	八木弘	神戸大
〃	熊谷三郎	愛媛大
〃	柳本武	熊本大

第2常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

委員長	長谷川秀治	群馬大
委員	堀内寿郎	北海道大
〃	実方正雄	小樽商科大
〃	大政正隆	宇都宮大

〃	谷川久治	千葉大
〃	小川芳男	東京外語大
〃	中村康治	横浜国立大
〃	○統有恒	名古屋大
〃	佐藤知雄	名古屋工大
〃	藤本武助	京都工繊大
〃	川村智治郎	広島大
〃	○問田直幹	九州大

第3常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長	三輪知雄	東京教育大
委員	佐山総平	北見工業大
〃	細谷恒夫	山形大
〃	近藤頼巳	東京農工大
〃	横田利雄	東京商船大
〃	横田嘉右衛門	富山大
〃	○滝川春雄	大阪大
〃	金子二郎	大阪外語大
〃	斎藤利三郎	和歌山大
〃	井上吉之	鳥取大
〃	市川禎治	山口大
〃	○鈴木幸夫	徳島大
〃	田中定	佐賀大

第4常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長	遠城寺宗徳	九州大
委員	佐藤照	弘前大
〃	○北本治	東京大
〃	岡田正弘	東京医歯大
〃	黒沼勝造	東京水産大
〃	○倉知与志	金沢大
〃	野田稻吉	三重大
〃	小田義士	神戸商船大
〃	水野敏雄	島根大
〃	長谷川万吉	徳島大
〃	後藤敏郎	長崎大
〃	草場勇	大分大

第5常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長	篠原 卯吉	名古屋大
委員	大坪 喜久太郎	室蘭工業大
"	小塚 新一郎	東京芸術大
"	松平 正寿	電気通信大
"	○馬場 啓之助	一橋大
"	藤野 清久	福井大
"	三村 一	信州大
"	渡辺 寧	静岡大
"	五嶋 孝吉	奈良女子大
"	赤木 五郎	岡山大
"	妻木 徳一	九州工業大
"	○加来 道隆	熊本大

第6常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長	増田 四郎	一橋大
委員	山極 三郎	帯広畜産大
"	○柳瀬 良幹	東北大
"	海後 勝雄	福島大
"	実吉 純一	東京工業大
"	伊藤 辰治	新潟大
"	今西 錦司	岐阜大
"	三輪 健司	滋賀大
"	○山岡 亮一	京成大
"	岡田 実	大阪大
"	前川 忠夫	香川大
"	岩村 岳	宮崎大

第7常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長	高坂 正顕	東京学芸大
委員	金倉 円照	宮城教育大
"	伊藤 泰一	秋田大
"	二方 義	茨城大
"	○垣下 清一郎	群馬大
"	伊藤 郷平	愛知教育大
"	武居 三吉	京都教育大
"	小林 篤郎	大阪教育大

"	稻荷山 資生	奈良教育大
"	○近藤 正樹	島根大
"	久保 佐土美	高知大
"	玖村 敏雄	福岡教育大

(資料11)

学生問題関係資料分類

事 項	大 学 名
(1)移転・統合	東北大, 愛知教育大, 京都工芸繊維大, 東京教育大, 埼玉大
(2)名称変更	愛知教育大, 横浜国大
(3)就職問題	愛知教育大, 東北大(教育学部)
(4)学寮問題	滋賀大, 静岡大, 東大, 山形大, 鳥取大, 宇都宮大, 東京学芸大, お茶の水大, 佐賀大, 九州大
(5)学生会館問題	長崎大, 室蘭工大, 広島大, 電気通信大, 金沢大
(6)学生食堂問題	群馬大, 名古屋大
(7)生活協同組合問題	茨城大, 名古屋大
(8)能研テスト採用反対	東京芸術大
(9)学生団体の派閥争い	愛知教育大
(10)大学祭	北海道大(教養部)
(11)掲示問題	和歌山大
(12)留学生問題	千葉大
(13)大学の自治と学生自治	東大
(14)その他資料	福島大, 茨城大, 広島大, 岩手大

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和42年4月22日(土)午前10時  
 場 所 東京大学大講堂第一会議室  
 出席者 大河内会長, 奥田, 福田両副会長, 阿部, 佐藤, 本川, 長谷川, 和達, 実吉,

三輪, 増田, 石橋, 渡辺, 篠原, 八木,  
稲荷山, 久保, 赤木 (代猪野), 前川,  
遠城寺, 柳本, 各理事  
高坂第七常置委員長  
岡田, 松平両監事

大河内会長主宰の下に開会。

会長より, 6月26, 27日に予定されている第39回総会の関係事項について協議願いたい旨述べられ, 議事に先だち, 本日出席の阿部理事(北海道大学長事務取扱)の紹介があって, 同理事より古市学長の葬儀に際し, 寄せられた花輪, 弔辞に対し謝意が述べられた後, 会長より赤木岡山大学長がご不幸のため猪野理学部長が代理として出席された旨の紹介があって, 丁子主事より配付資料について説明があり, 議事に入った。

(1) 「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」改正案について ( 頁参照)

鶴田局長より改正案について説明が行なわれ, 原案通り承認された。

(2) 国立大学の代表者である常置委員会の委員候補者について (33頁参照)

会長よりある程度各大学の特殊な事情を考慮し, また常置委員会によつては一二期がたつたよらないように, さらにまた一地区の大学から必ず一人は所属するように, また各学長の希望にも添えるように調整しその上学長の専門をも考慮に入れて考えた。必ずしも要望通りには行かないが理事会で了承を願えればこれを原案として総会に諮りたい旨説明があり了承された。

(3) 教員委員の選任について (34頁参照)

会長より教員委員は当分の間は各常置委員会に2名宛ということで出発したので今回も

2名として考えた。推薦者全員を割り振ることもできないので委員選任要領の趣旨によって選任した旨述べられ, また局長より特に関係の規則第22条および同条第2項第2号の委員選任要領について説明があって, 各委員長の見解を徴した結果原案どおり承認され, 総会に報告することとした。

(4) 昭和41年度決算書について (53頁参照)

局長より別紙決算書について説明があり, なお松平, 岡田両監事の監査済の旨報告があつて異議なく承認された。

(5) 昭和42年度予算案について (54頁参照)

局長より別紙予算案について各項目にわたり詳細説明があり, 異議なく承認された。

(6) 各常置委員会の報告等について

会長より今後の委員会の見通し, 取り上げる問題等を報告していただき, 当面予定している問題についても伺いたい旨述べられた後, 各委員長より大要次のような報告が行なわれた。

第1常置委員会 (石橋委員長)

大学院設置基準の問題を検討している。専門委員を交えしばしば会議を開き原案を作成したので, 「大学設置基準をめぐる所見 (案)」として, 本日 (4月22日) 午後3時よりの第1常置委員会に諮る予定である。その結果を各大学に送付し5月30日頃までにご意見をいただき所要の修正を行なって6月の総会に提出したい旨の報告があつた。それについて各理事より, 各大学の教授会は月2回, 評議会は月1回開くのが常例かと思うので最短1月位の期間は必要である。また文部省とも連絡をとっているが, まだ決まりそうもないようであるし, 各大学でも充分に検討する時間が欲しいなどの意見が出され,

会長より6月の総会では第1常置委員会の案について議論する程度に止め秋の総会を目指してはどうかとの意見が出されたが、石橋委員長より臨時の教授会を開いてでも検討を願う早急に取りまとめたい旨が要望された。

### 第2常置委員会（長谷川委員長）

先の総会で審議願って以来、一期校の学長にも参加願って第2常置委員会拡大委員会を構成し、さらに小委員会を設けて検討してきた結果、慎重を期するため一・二期について再び各大学にアンケートをお願いし十分に検討したい。また文部省とも連絡をとりながら進めたい。なお、アンケートは5月一杯に回答をいただき、6月の総会で議論をお願いしたい旨の説明があり、各理事より、アンケート文が設問としては不十分な点があるように思う。例えば、前期・後期の2つのグループに分けるとするとその何れがよいか、とか前提をはっきりおかないといけない、またこの案は1回に行なう案は避けているものだと前提がない限り1回案も出てくると思う。以前に行なったアンケートの結果を示して更にその上に立ってのアンケートであることを示すことが望ましい等の意見が出され、これに対し長谷川委員長より、2回のチャンスを与えるということが前提であること、また最初のアンケートの時と事情も若干違って来ていると思われるので再度アンケートすることとした旨の説明があった。

（昼食のため一時休憩し、この間に別室にて第2常置関係者で理事会の意見によりアンケート案の修正について審議した。）

（午後1時再開）

午前に引続き長谷川委員長より、アンケート

の結果がどうであるかは分らないが、2回受験のチャンスを与えるという線はくずさない方針でゆきたい。できれば総会までに何らかの案を出したい旨の発言があり、a)案は何回でも、b)案は2回受けられるとした場合同じような弊害が起こり問題は解決しないのではないかと、また、1回に行なう案もアンケートされてはどうかなどの意見も出されたが、長谷川委員長より一気に1回案を考えることは避けて、積み重ねた結果を待つこととし、とにかく前向きの姿勢で進めていきたい旨の説明があり、会長より、アンケートを積み重ねることはいい。しかし、アンケートのc)として一期1本説も出て来るとも考えられる、理想的には1回と思うが、2回のチャンスということが正しく理解されればよいが、一応提案のアンケートをすることについて諮られた承された。

なお、前回のアンケートとの関係を明らかにするために、前文「趣旨」の中に第38回総会における委員長の報告を（会報35号22頁参照）として注記することとした。

次に、盲学校からの盲人の大学入学門戸開放についての要望書について

局長より要望書の趣旨について説明が行なわれ、これが取扱いについて諮られた結果大学に資料を添付して通知することです承された。

### 第3常置委員会（三輪委員長）

① 学生に関する問題は学生問題特別委員会で報告されることと思う、第3常置としては今後の担当範囲がはっきりしてから、今後どうしていくかを考えたい。

② 学生部職員の処遇の問題および事務局との交流促進の問題については続けて検討し関係

当局にも要望を続けていきたいと思う旨の報告があり、会長より学生部職員の待遇等については若い職員を失望させる傾向にあるので、明るい見通しを持たせるよう考えて欲しい旨が述べられた。

#### 第4常置委員会（遠城寺委員長）

当面の問題は保健管理センターの設置についての問題であるが、本年度も昨年同様設置される予定であり、これらの適正な運営と活動の問題について検討し、また学寮や施設の問題についても検討したい。何れ、新しい委員の顔ぶれが決まってから考えたいと思う旨の報告があり、保健管理センターについては、従来より明るい見通しとなったこと、学寮の問題も、従来とかく学生運動を中心として騒がれて来たが、福利施設としての本質的な面で進めてゆきたいものであるなどの意見が出された。

#### 第5常置委員会（篠原委員長）

国内、外の大学間の交流ということで一番問題になっているのは外国人留学生の問題である。このことについて各大学にアンケートし各大学から多数回答があり目下専門委員にお願いして整理しているので、その進捗状況により総会前に常置委員会を開くことになるかと考えている。

#### 第6常置委員会（増田委員長）

① 毎年続けて、教官の待遇改善について要望書を出している。本年もその線に沿って実現可能な面はどこかを考え且つ重点をどこにおくかを考えて要望書案を立案しているが、今度は助手層に重点をおき下から改善して上に及ぼすことを考えている。助手の実態が複雑であるので容易ではないが専門委員にお願い

して5月末頃までには成案を得たいと考えている。

#### ② 欠員不補充の要望書について

昭和42年度も実態に即した考慮方を要望したいと考え、昨日委員会を開いて検討の上、時期的に急を要したので、早速岡田委員四方委員と同道して、行政管理局長に会って別紙の要望書を手渡し、大学の特殊性を考慮して欲しい旨を強調し、教育関係職員、医療職員、特殊技能職員等について優先的に取り扱って欲しいと訴えた。要望書の内容は昨年と殆ど同じである。ご了承願いたい。

#### ③ 5月11日頃明年度の予算概算について本省の基本方針が説明される予定である。

④ 国立大学の授業料値上げの問題について昭和42年度は値上げしないことで問題はなさそうだが、あまり結論めいたことを言うわけにもいかないが、そのうち問題が持ち出されることは必定と思われるので第6常置委員会としても諸般の事情を察し、慎重に考えて心の準備をしておく必要があると思う旨の報告があり、会長より国大協としても考え方を整理して置くことが必要であり、機動的に乗り出せるようにいたしたい、最後の段階では第6常置で検討願うことになると思うのでよろしく願いたい旨が述べられた。

#### 第7常置委員会（高坂委員長）

当面の問題としては免許法の改正の問題と思われるが今国会には提出されないと思う。また資料7の担当事項については教員養成のための教育課程の問題は技術的な面が必要であるので省き、他の点については検討を続けていくことになった。さらに第2常置委員会の担当の中には教育実習が含まれているようであるが、第7

常置委員会でも検討したいと考えている。審議の際は第2常置と合同に開くことも考えられる旨の報告があった。

以上で各常置委員会の報告を終わり、次に特別委員会について報告が行なわれた。

#### 学生問題特別委員会（奥田委員長）

本委員会においては先に「学生問題に関する所見」を公表したのであるが、その際各大学から具体的事例についてもまとめて欲しいとの要望があったので、それに応えて、各大学に照会して資料の提供をお願いした結果、かなり多く提出されたので、昨日（4月21日）学生問題特別委員会を開催し検討した。意向としては各大学からの具体的な事例をまとめて印刷し、各国立大学に送付して参考に供する。また編集についてはもう少し事務的に処理し総会までにもう一回委員会を開いて検討したいと考えている。総会に諮るか、あるいは特別委員会で進めるかは次回の委員会で検討したい、約400～500頁位の見込みで、有償で頒布したいと考えている。また学生問題特別委員会の存続については学生問題に関する所見が終わったら解消してはどうかと考えていたが、関係資料を取り纏める段階まで継続の上廃止したらと思っている。最終的な態度は次回の委員会に諮りたいと考えている旨の報告があった。

#### 学生急増対策特別委員会（奥田委員長）

本委員会は、実質的には任務も終わり、この一年間委員会を開催していない。この際、廃止してはどうかと思うが、ご意見を伺って考えたい。会長より、今後急増対策の問題が起これば、第6常置で担当することとして、一応解散してはどうか、次回の理事会に諮ることとし承認さ

れた。

#### (7) 各常置委員会の組織および担当事項について

会長より、各常置委員会所管の審議事項について、前回の理事会の際のお考えを伺ったものを事務的に整理して別紙資料(8)を作成したので参考にしてほしい。できれば早く担当事項を決定願いたいと思うが、6月は委員の改選期でもあるので秋の総会までに新委員で原案を練っていただき、秋の総会後から実施することにしてはどうかと思う。また、病院特別委員会設置の意見もあったので事務局でご参考までに別紙の資料（18頁参照）を作成したから、お考えの資料としていただきたい旨の説明があり了承された。

#### (8) その他

遠城寺理事より、大学で目下たちおくれている問題は図書館整備の問題であるが、最近ようやく整備の気運が盛り上がってきたようであり、この問題の推進には時期的にも今が一番よいのではないかと思う、国大協としては、常置委員会にゆだねるよりも特別委員会を設けて検討する意欲を示して欲しい旨の意見があり、会長より、特別委員会はある常置委員会が母体になって作られるのが常態であるから、顔振れなど検討願うこととして、第1常置から第5常置へ移したらとの話しもあったことだから、第5常置で担当してもらうことにしてはとの意見が述べられ、第5常置で中味を検討願ひ、出来るだけ早い機会にまとめてもらうことに了承された。遠城寺理事より、この問題は図書館長会議で進めていて、学長との連絡がとれていないようであるので、図書館長に専門委員を委嘱することも考えられる旨が述べられた。



(資料1)

国立大学の代表者である常置委員会の委員  
の総会選出要領中一部改正について

「国立大学の代表者である常置委員会の委員  
の総会選出要領」(昭和39年11月26日第33回総  
会決定)の一部を次のとおり改正し、昭和42年  
6月 日から実施する。

第1項を「1 国立大学の代表者は、何れか一  
の常置委員会の委員になるものとする。ただ  
し特定の事項を審議するため当該事項を担当  
する常置委員会の要求がある場合は、常務理  
事会の議を経て臨時に他の常置委員会の委員  
をその委員とすることができる。

会長および副会長は、常置委員会の委員に  
はならない。」に改め、

第4項の本文を「4 各常置委員会の国立大学  
の代表者である委員の定数は、次のとおりと

する。ただし、第1項ただし書の場合はこの  
定数を超えることができる。」に改め、

同項の各常置委員会委員定数表中「第1  
10」を「第1 11」に、「第3 11」を「第3  
10」に改める。

改正理由

現在各国立大学の代表者は、一の常置委員会  
の委員を原則とし、特定の事項を審議するため  
必要があるときは、オブザーバーとして他の常  
置委員会に出席し、単に意見を述べ得るにとど  
まり、議事に加わることができない。よって、  
このような場合特定の事項審議中は、他の常置  
委員会の委員として議事に加わり得るよう規定  
を改めるものである。

また、第1常置委員会は、担当事項が相当広  
範多岐にわたり、委員増員の必要があるので、  
第3常置委員会より委員1名を移し換えるため  
規定を改めるものである。

(資料 2)

常置委員会委員候補者選考案

(注) ( ) 内数字は旧所属委員会を示す

地区 委員会	北海道東北	関東甲信越	中 部	近 畿	中国・四国	九 州	委員計	新 旧 交替数
第 1	小樽商大(2) 岩手大 東北大	宇都宮大(2) 東京芸大(5) お茶の水 新大(6)	金 沢 大	神 戸 大	徳 島 大(4)	宮 崎 大(6)	11	6
第 2	北海道大	茨 城 大(7) 群馬大 東京外語 東京水産(4) 横浜国大	名古屋工	京都工織	広 島 大	熊 本 大(1)	10	3
第 3	北見工大 山形大	東京教育 東京商船	富 山 大	滋 賀 大(6) 奈良女子(5)	鳥 取 大 高 知 大(7)	九州工大(5)	10	4
第 4	弘 前 大	千 葉 大(2) 東京医歯 通大(5) 山 梨 大(1)	三 重 大	神 戸 商 船	島 根 大 山 口 大(3)	九 州 大	10	4
第 5	室蘭工大 秋 田 大(7)	埼 玉 大(1) 信 州 大	福 井 大 静 岡 大 名 古 屋 大	大阪外語(3)	香 川 大(6)	長 崎 大(4)	10	5
第 6	帯広畜産 福 島 大	東京農工(3) 東京工大 一 橋 大	岐 阜 大	大 阪 大 和 歌 山 大(3)	岡 山 大(5)	佐 賀 大(3)	10	4
第 7	北海教育(1) 宮城教育	東京学芸	愛知教育	京都教育 大阪学芸 奈良教育	愛 媛 大(1)	福岡教育 大 分 大(4)	10	3
委員数 計	13	21	9	11	9	8	71	29

常置委員会委員と各大学の希望について

昭42. 4. 22

1) 希望申出大学数 (現会長・副会長を除く)

- a) 希望申出大学64大学 b) 希望なし7大学  
(a + b) 71大学

2) 常置委員会で第1・第2希望のない地区

- a) 第2常置委員会 九州地区第1希望及び  
第2希望ともなし。  
b) 第3常置委員会 近畿地区及び九州地区  
いずれも第1希望なし。  
c) 第4常置委員会 北海道東北地区及び中

部地区いずれも第1希望なし。

- d) 第5常置委員会 北海道東北地区第1希望なし。  
e) 第6常置委員会 中部地区第1希望なし。  
f) 第7常置委員会 中国四国地区第1希望及び第2希望ともなし。

3) 委員選考の結果と希望順位の関係

委員総数71名のうち

- 第1希望 39名, 第2希望 16名  
第3希望 9名, 希望なし 7名

(資料 3)

教 員 委 員 (常置委員会) 選 任 案

昭和42. 4. 22 理事会 (注) ○は現在委員

区分	北海・東北	関東甲信越	中 部	近 畿	中国・四国	九 州
第一	○北大 (中川 秀恭)	東京大 (久保 正幡) ○東京教育大 (大島 康正)	名古屋大 (水田 洋) (有山 兼孝)	京都大 (堀尾 正雄)		
第二			○金沢大 (大沢 衛) 名古屋大 (統 有恒)	神戸大 (中村 秀)	○岡山大 (坂手 邦夫)	九州大 (間田 直幹)
第三			名古屋大 (新村 猛)	○大阪大 (滝川 春雄)	徳島大 (鈴木 幸夫)	○鹿児島大 (山根銀五郎)
第四		東京大 (北本 治) ○東京大 (台 弘)	金沢大 (倉知 与志) ○金沢大 (井上 剛)			
第五		一橋大 (馬場啓之助) ○一橋大 (板垣 与一)		神戸大 (須田 勇)		○熊本大 (加来 道隆)
第六	○東北大 (柳瀬良幹)	東京大 (武田 隆夫) 東京教育大 (大島 清)		○京都大 (山岡 亮一)		
第七		○群馬大 (垣下清一郎)	名古屋大 (結城 陸郎)	神戸大 (楠 道隆)	島根大 (近藤 正樹) ○香川大 (池田 富雄)	

## (資料 4)

## 常置委員会の教員委員候補者被推せん者調

氏名 区分	委 員 名 (推薦理事)	所属大学	学部	専 門	備 考
第 一	中 川 秀 恭 (阿部理事)	北海道大	文	哲 学	
	久 保 正 幡 (大河内理事)	東京大	法	西洋法制史	
	水 田 洋 (篠原理事)	名古屋大	経済	経 済 学	
	有 山 兼 孝 ( " " )	"	理学	物 理 学	
	堀 尾 正 雄 (奥田理事)	京都大	工	高分子化学	
第 二	大 沢 衛 (石橋理事)	金 沢 大	法文	英 文 学	第2希望は第5常置
	続 有 恒 (篠原理事 長谷川)	名古屋大	教育	教育心理学	
	中 村 秀 (八木理事)	神戸大	教養	心 理 学	第2希望は第1常置
	坂 手 邦 夫 (赤木理事)	岡山大	教養	物 理 学	
	問 田 直 幹 (遠城寺 長谷川)	九州大	医	生 理 学	
第 三	新 村 猛 (篠原理事)	名古屋大	文	仏 文 学	第2希望は第4常置 第2希望は第4常置 (経歴書付)
	山 根 銀五郎 (福田理事)	鹿児島大	理	植 物 学	
第 四	<sup>うてみ</sup> 台 弘 (長谷川理事)	東京大	医	神 経 科	北本氏やめるなら 第2希望は第2常置
	井 上 剛 (石橋理事)	金 沢 大	医	法 医 学	
第 五	板 垣 与 一 (増田理事)	一 橋 大	経済	経 済 政 策	第2希望は第4常置
	須 田 勇 (八木理事)	神戸大	医	生 理 学	
	加 来 道 隆 (柳本理事)	熊本大	医	産科婦人科	
第 六	柳 瀬 良 幹 (本川理事)	東北大	法	法 律 学	
	武 田 隆 夫 (大河内理事)	東京大	経	財 政 学	
	大 島 清 (三論理事)	東京教育	文	経 済 学	
第 七	垣 下 清一郎 (稻荷山 高 坂理事 長谷川)	群 馬 大	教育	教 育 学	
	結 城 陸 郎 (篠原理事)	名古屋大	教育	教 育 学	
	楠 道 隆 (八木理事)	神戸大	教育	国 語 学	
	近 藤 正 樹 (高 坂 稻荷山)	島 根 大	教育	教 育 学	
	池 田 富 雄 (前川理事)	神戸大	教育	法 学	

(資料 5) 病院特別委員会 (仮称)

委員候補者一覧 昭42. 4. 22 理事会

1) 委員候補者

医学部を設置している大学 (24大学) の学長

(括弧内は学長の専門・○印は医学専門の学長)

- |      |               |
|------|---------------|
| 阿 部  | 北海道 (工・鉱山機械)  |
| ○佐 藤 | 弘 前 (医・生理)    |
| ○本 川 | 東 北 (医・生理)    |
| ○長谷川 | 群 馬 (医・細菌)    |
| ○谷 川 | 千 葉 (医・衛生)    |
| 大河内  | 東 京 (経済・社会政策) |
| ○岡 田 | 東京医歯科 (医・薬理)  |
| ○伊 藤 | 新 潟 (医・病理)    |
| 石 橋  | 金 沢 (理・化学)    |
| 三 村  | 信 州 (農・農学)    |
| 四 方  | 岐 阜 (経済・経済史)  |
| 篠 原  | 名古屋 (工・電気)    |
| 奥 田  | 京 都 (農・農化)    |
| 岡 田  | 大 阪 (工・金属)    |
| 八 木  | 神 戸 (法・商法)    |
| 井 上  | 鳥 取 (農・農化)    |
| ○赤 木 | 岡 山 (医・眼科)    |
| 川 村  | 広 島 (理・動物)    |
| 市 川  | 山 口 (理・化学)    |
| 長谷川  | 徳 島 (理・地球物理)  |
| ○遠城寺 | 九 州 (医・小児科)   |
| ○後 藤 | 長 崎 (医・耳鼻咽喉科) |
| 柳 本  | 熊 本 (工・船舶)    |
| ○福 田 | 鹿児島 (医・薬理)    |

(注) その他医学を専門とする学長

伊 藤 秋 田 (医・細菌)

福 田 山 梨 (医・生理)

2) 専門委員候補者

事務局長又は病院事務部長 3・4名

(3) 第 1 常置委員会議事要録

日 時 昭和42年 3月18日 (土) 10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石橋委員長

中川, 藤田, 八木, 柳本, 各委員

安藤, 野上, 市原各専門委員

石橋委員長主宰の下に開会。

先ず, 安藤専門委員より, 別紙「大学院設置基準」をめぐる所見案 (中間報告案) の作案経過について, 本案は「大学院設置基準をめぐる問題点」についての各大学よりの意見に基づき, 比較的多数を占める意見や, 必ずしもその数は多くないが特に強く出された意見, また先に第一常置委員会において採り上げた問題点等を盛り込んで作案したものである。しかし, 未だ文章も熟せず, かつ, 全体としての統一も取れていないので, 本日の委員会の意見を織り込んで出来るだけ早く内容を整理し体裁の整ったものにしたい。文案全体の姿勢はこれでよいか, とりわけ7. 単位の項あたりは「大学院設置審査基準要項」(以下「要項」という。)のペースに合わせているが, この「要項」は事実上の現行基準であり, この「要項」によると少々細くなり過ぎることと, この「要項」そのものを本案に盛り込んでゆく姿勢でよいかどうか。現実的にわかり易いとしても, 色々と難点もあると思われる。寧ろ, もっと集約して基準要項に乗らずに変わったペースで行く方が国立大学協会としての意見らしくなるかとも思われるが, この点も検討を願いたい旨の説明があった。

次いで, 一応所見案 (中間報告案) の全文を朗読した上, 安藤専門委員より更に内容について項を追って説明があり, これに対し種々意見

の開陳並びに質疑応答が行なわれ、基本的な姿勢は、本案のとおりでよろしいが、全体的に表現について再考し文辞を整えること。特に説明を加える必要のある箇所には、それぞれその問題を（註）記すること。なお、11.の「とくに国立大学の大学院の場合（医学、歯学関係をふくむ）についての問題点」の項は別建てとし、かつ少々詳しく記述すること。その他若干の字句の修正加筆等があって、本日の意見等を参酌し専門委員において作案の上、4月18日（火）3時より開催の第1常置委員会で検討して原案を作成し、4月22日（土）3時より第1常置委員会を開いて、この原案について審議した上4月中にこの案を各大学に送って5月末日までに意見を求め、この回答意見に基づいて原案を再び整理し、これを、6月14日の第1常置委員会に付議することにした。

以上で審議を終わり、去る3月15日の理事会において検討された「委員会の組織および担当事項改編に関する問題点と資料」に関連して第1常置委員会の担当事項について検討が行なわれたが、更に次回4月22日（土）3時よりの第1常置委員会において引続き審議することを了承して閉会した。

#### (4) 第1常置委員会会議事要録

日 時 昭和42年4月22日（土）午後3時  
場 所 東京大学大講堂第一会議室  
出席者 石橋委員長  
中川、城戸、本川、藤田、福田、八木、柳本各委員  
安藤、植村、市原各専門委員  
石橋委員長主宰の下に開会。  
委員長より、理事会において、常置委員会お

よび特別委員会の改組改編について協議され、第1常置委員会は a) 学制再検討の問題、b) 図書館の制度と管理運営の問題、c) 研究所（特に共同利用）の制度と管理運営の問題、d) 附属病院の管理運営と病院特有の諸問題、e) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題、f) 学科制および講座制の組織その他の問題、g) 助手制度の問題、h) 講師制度の問題など担当事項が増えてきたが、何れも重要な問題で、第1常置では処理しきれない関係もあり、その中で一部の事項は他の常置委員会に移し第1常置委員会では上記 a) 学制再検討の問題、e) 一般教育の在り方と専門教育との関係の問題、f) 学科制および講座制の組織その他の問題、g) 助手制度の問題、h) 講師制度の問題を担当し、また、常置委員を1名増員して11名とする案が出ている。このことは、6月の委員の更新後に検討した上秋の総会に諮る段取りになっている旨の報告があって、本日の議事に入った。

#### 1. 「大学院設置基準」をめぐる所見（案）について

先ず二宮主事（案）文を朗読し、安藤専門委員より、この所見（案）ができるまでの経緯について説明し、続いて作案の趣旨並びに問題点について逐一説明が行なわれ、さらに各大学の意見を盛り込み問題点を一つにまとめたこと、また内容的に問題点の場合はある暫定的になった点は5か所程ある等の説明があった後、各委員より次のような意見の開陳があった。

全体的な体裁について、現行の学制を前提として考えられているが、学制が変われば自然構想も変わると思う。学部と大学院との関係、積み上げ式と並列式、論文の問題など本質的な問

題があるようだが、これらの点についてもふれてはどうか。しかし根本の姿勢は大切なので、現行の切り替えは困難であると考えられるが、将来改める場合の希望を前文にふれておくことも考えられる。アメリカのことはおいて、この辺で日本独自のものを考えてよいかと思う。そうしたふんいきを作ることも必要であろう。現行制度を前提とし、しかも国、公、私立大学全体についての基準を考えた場合はこのような文面になると思う。大学院担当教官の兼任か、専任かという問題があるが、国立大学協会としては原則として兼任であるとするかどうか、また今一つの点は博士課程について単位制度を原則にするか、関連してスクーリングを原則にするかの問題がある。設備等については、学部依存しては十分な研究教育はできないので、勿論独立的に作らなければならないと思う。研究科委員会にはっきりした権限を与えることも、独立の事務組織をもつことも必要であり、また大学の自主性にまかせるという原則は大賛成である。本質的には博士課程をレベル・アップすることである。さらに大学院担当教官の拡充をはかること、またチューター的性格のものが必要な点など強く主張して欲しい、また Post doctoral fellow の点を学部所属と大学院所属の二つに分けて考えたらよいと思う、この点は将来の大学の方向を決定する大事な要素ともなる。その他教官の待遇改善については、助手についても強調してほしい等の意見が述べられ、次いで委員長より本所見(案)の今後の審議予定について諮られた結果、専門委員において本日の意見を盛り込んで原案を作成し、これを各大学にアンケートして5月末日までに回答をとり、それが意見に基づいて専門委員において再度取りまとめを行ない、第1常置委員会に諮

た上6月の総会に提出することに了承され、引き続き委員長を交えて専門委員会を開き、委員会決定の方針に基づいて次のとおり審議日程が決定された。

「大学院設置基準をめぐる所見(案)」の審議日程

- 1) 4月中に案に対する意見をきくため各大学に送付する。
- 2) 5月31日(水)各大学の意見締切
- 3) 自6月1日(木)至6月15日(木)  
各大学の意見に基づき案の修正及び修正案を印刷  
(注)6月10日(土)及び11日(日)に専門委員会を開き修正案を立案
- 4) 6月17日(土)第1常置委員会を開催し、総会提出の委員会案を決定する。
- 5) 6月26日(月)総会において、同案を協会の所見として決定の予定。

## (5) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和42年4月19日(水)4時  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 長谷川委員長  
三輪、藤田、実方、中村、佐藤、藤本、問田各委員  
長谷川委員長主宰の下に開会。

### 1. 一期・二期校の問題について

先ず、去る3月24日における小委員会の記録を朗読し、委員長より、只今朗読した記録にあるように、改めてアンケートして慎重に検討することとしたので、このことを理事会に諮り了承を得たいとの発言があつて、中村委員の意見により修正した別紙「国立大学の入学試験期日」

に関するアンケート案について審議に入り、

- 1) a) 案中入試期日を「各大学」で決定する、とある「 」内の字句は、この際は避けておくこと。2) b) 案の「実施すべき期日を前後の二通りとし」とあるを明確に、「現行の通り一期・二期の二通りとし」としこの項でも「各大学で」とある「 」内を削ること。3) 一定期間を「3月1日～4月15日とした場合」とあるが、4月に入ってからの実施は実際的にはあり得ないだろうから「仮りに3月1日～3月31日とした場合」とすること。4) (2)の(イ)の「4月上旬(15日以前)」を削る。5) なお第2常置委員会が今後本問題を進めて行く上に関係機関とも、緊密な連絡をとる必要がある旨の第38回総会における第2常置委員長長の報告の趣旨を参考として註記すること。など、質疑応答並びに意見の開陳があつて原案を修正の上、これを各大学へアンケートし5月中に回答をしめ切り、これを整理することとし次の理事会に報告することに了承された。

その他、去る3月に行なつた入学試験の結果、合格して入学を許可した者の中で、入学辞退を申し出た者が25%にも達し苦慮した例が報告され、このことは今までに例のない新しい傾向であるが、これらの実態を調査し受験者の動きを知る必要のあることなどが話題となった。

## 2. 盲人の国立大学入学に関する門戸開放についての「要望書」について

委員長より、「大学の門戸開放を叫ぶ盲高生の会」代表者より提出の、盲学生の大学進学に関する要望書の取り扱い方について諮られ、各委員より種々意見が述べられたが、結局国立大

学協会としては、提出書類の写しを各大学に資料として送付し、これを参考にして検討の上なるべくお取り扱い願いたい旨移牒することとし、このような措置をとることについては理事会に報告することに了承した。

今回は6月9日(金)2時より開催することを申し合わせ閉会した。

### (別紙)

#### 国立大学の入学試験期日に関するアンケート (案)

##### 第2常置委員会

##### (趣旨)

国立大学の入試期日については、当初に実施した一期校、二期校の分け方がほぼそのまま、以来19年を経過した今日においては制度的なものとなり、固定化されているかのように考えられるにいたつた。しかも、この一期・二期の区分が、現在では実情に添わないものとなり、各大学の間に予想しない種々の問題が起こっている。このような点にかんがみ、当委員会においては、先に問題点についてアンケートして各大学の意向を伺い、その回答に基づき、審議を重ねた結果、一応の案を得、その要旨は既に第38回総会において第2常置委員長より口頭をもって報告したところである。その後当委員会としては数回の委員会および小委員会を開催、この報告案を中心に更に検討をつづけてきたが、問題の複雑性を考慮するとともにさらにこのことの検討に慎重を期するため改めて各大学の現時点におけるご意見を知る必要があると考えられるので下期事項について照会するものである。

なお、このアンケートの結果は、当委員会の検討資料とすることが目的であつて、このアンケートに対し答えられた各大学の意見は、最終



決定案が作案されたときに、その大学の態度を拘束するものではなく、また、このアンケートの結果は外部に発表するものではない。

## 記

第38回総会における第2常置委員会委員長の報告においては、入試期日決定の方法として、

- a) 一定の期間を定め、その期間の範囲内で入試期日を各大学で決定する。
- b) 一定の期間を定め、その期間内に実施すべき期日を前後の二通りとし、各大学でそのいずれかを決定する。

の二つの案が示されたが、これについて。

同上案にいう一定期間を3月1日～4月15日（現行大学入学者選抜実施要項による選抜期日）とした場合、

(1) 貴学においてはa)案b)案のいずれに賛成ですか。

a)案

b)案

a)案b)案いずれでもよい

(2) (1)のa)案b)案の賛否にかかわらず仮に、

(イ) a)案を採用するとすれば、貴学においては上記の期間中如何なる時期が適当と考えられますか。

3月上旬、3月の中旬、3月の下旬、4月上旬（15日以前）のいずれの時期に行いますか（一次と二次に試験を行なう場合はそれぞれの時期）。

(注) この場合日曜および祭日は考慮しないこと。

(ロ) b)案を採用するとすれば貴学においては前期、後期の何れをとりますか。

前期

後期

(3) その他a)案b)案)以外のお考えの場合はそのことの理由を付しお知らせ下さい。)

## (6) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和42年4月21日（金）2時

場所 東京大学大講堂 第2会議室

出席者 増田委員長、大河内会長、奥田副会長、山極、柳瀬、海後、四方、山岡、岡田、岩村各委員  
加藤、隅谷、中林、鶴田、海野、上山各専門委員

説明者 井内会計課長、諸沢人事課長  
増田委員長主宰の下に開会。

### 1. 委員の交代ならびに専門委員選任について

#### 委員の交代

##### ○委員

新 大阪大学 岡田 実

旧 同 赤堀 四郎

##### ○給与専門委員

新 東北大学教授 中林 陸夫

旧 元東京大学教授 有泉 亨(退官)

##### ○専門委員

新 埼玉大学事務局長 浅野 庄三郎

旧 元一橋大学事務局長 錦織 武(退官)

### 2. 昭和42年度暫定予算について

井内会計課長より4月、5月分は暫定予算を執行中であって、本予算については明日と来週月曜日に国会で文部省予算が審議される予定になっていること。内容の詳細については来たる5月11日の特別会計制度協議会でご報告申し上げる旨を述べ、文部省配付の別紙資料により、

その骨子について説明があった。その中で、授業料の問題については、42年度は諸事情を総合判断して据え置きとなったが、43年度以降も当然に上げないとの方針が確立したとは思えないので、この問題は本格的に検討せざるを得なくなるのではないかと考えられる。公に、聞かれれば国立大学の授業料については、42年度は値上げはしない、その後は国民生活の状況等をも考慮して慎重に考慮したい、と述べるほかにない旨説明があり、このことについて委員長から、授業料の値上げはその理由がどこにあるのか等、デリケートな問題である。国立大学協会としては、早晩この問題が採り上げられる予想のもとに、その場合如何に対処するか、その心構えについて真剣に考えを纏めて置く必要があると思う。またこの問題は本委員会において検討しなければならぬ立場にあると思う、理屈の立て方も併せて具体的に検討願っておく必要があるとの発言があり、本日この会議の終了後に増田委員長と奥田副会長、柳瀬、海後、山岡各委員で打合せを行なうことを了承した。

### 3. 教官の待遇改善について

委員長より昨年は、5月25日付で「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を提出したが、本年も重点を考えて要望書を提出したい。先ほど、学術会議の方から、人事院では助手の給与改善については、国大協、学術会議、日教組の三者からの要望がちぐはぐで困るといっている由だから懇談してほしいとのことである。今年はどういう形にしたらよいかご意見をうかがいたい旨が述べられ、諸沢人事課長より、人事院勧告の今年の段取りは、明確な方針は未定であるが、民間給与の調査に合わせて考えると6月に入らないとわからないが、7月下

旬から8月にかけて出るかと思う。国立大学協会、学術会議等から要望書の提出があるものとの予想の下に文部省においてもその整理に当たっている。

現時点においては事項としては昨年以外のもは考えていない、とくにどこに重点をおくか今から考えたいので、今日はむしろお考えを伺いたい旨の説明があった。また、加藤専門委員より、教官の待遇改善について教官待遇改善連合懇談会等の声として、国立大学協会から中味もさることながら具体的な成果が得られるような方法を講ずるなど、積極的に働きかけて欲しいとの要請があった。

委員長より、早い機会に提出して効果的な運動をやりたいと思うので、専門委員会を中心として、文部省とも連絡をとり、来たる5月25日頃までに42年度の要望書案を新しく作成するようにしたいと発言、各委員からも研究手当の加算、超勤に見合う調整額、個人負担の教育研究費の支給など要望事項についての希望が述べられた。また、大河内会長より当局に説明の際必要となるので要望事項の中での重点事項中、1位2位を決めて置いて欲しい旨が附言された。

### 4. 欠員不補充に関する要望書について

二宮主事別紙要望(案)(48頁参照)を朗読し、委員長より、内容は前回提出のものと殆ど同じのものであり、承認を得れば時期的に本日直ちに持参したい旨説明があり、異議なくこれを承認し、本委員会終了後直ちに増田委員長と四方委員および岡田委員が行政管理庁等関係当局に出向いてそれぞれ提出し、要望することになった。

なお、諸沢人事課長より欠員不補充の問題については、3月31日の閣議において42年度も継

続することが決議されたが、その後行管を中心に実施要領が決められ、多少従来と異なった点もあり、一応42年度をもって最終年度とし、調整されるもようである旨、説明があった。

## 5. 保育所の設置について

鶴田専門委員より、別紙「国立大学既設保育所状況一覧」について説明があり、更にこの問題については、去る2月17日に幹事会と、第6常置専門委員会の合同会議を開いて協議を行ない、別紙資料「保育所設置要旨」を立案した旨並びにその内容について説明があった。これに対し、諸沢人事課長より、対象となる子供の地域的關係とか、大学関係のみが対象となる点および受益者負担の原則と共済組合乃至国費支弁の關係などの点から考えて、この設置要旨でいかどうか今後慎重に検討することとしたいと述べ、鶴田専門委員より、本問題は既に各所でそれぞれの思いつきで実施している向きもあり、このまま放置しては收拾がつかなくなることを憂慮しての問題であるので検討願いたい旨を重ねて述べた。

## 6. その他

### (1) 第6常置委員会担当事項について。

従来の担当事項に「a) 国立大学の財政全般に関する事項」を新たに加えることについて鶴田専門委員より説明し了承された。

### (2) 昭和43年度の予算概算について

委員長より来たる5月11日に特別会計制度協議会が開かれ、昭和43年度の予算概算についても審議される予定である旨の報告があり、4時50分閉会した。

(審議資料)

## 国立大学における欠員不補充についての資料

昭和41年6月20日現在

差し違いによる減員	40年度分	278名
〃	41年度分	570名
不補充措置による補充不能欠員		852名
以上の総計		1,700名
日日雇用職員の現員		6,329名

## 保育所設置について

昭和42年2月17日国立大学協会の地区幹事である宮崎東北大学、藤吉東京大学、原田東京医科歯科大学、松本名古屋大学、横田京都大学、広瀬岡山大学、泉九州大学各局長および第6(財政)常置委員会の専門委員である海野群馬大学、上山埼玉大学、錦織一橋大学各局長10名の会議を開き、特に保育所設置につき協議した。その要旨は次のとおりである。

### 保育所設置要旨

1. 保育所を設置しようとする大学は、事業計画書を添え、その事業を当該大学の共済組合支部に委託することを文部省に申出る。
2. 保育所運営上の責任の主体は、各大学の共済組合支部長とする。
3. 保育所の施設・設備および要員は、保育所を設置する共済組合支部の大学で整える。
4. 保育料は、保育所の諸経費に充て、経理上余裕を生じた場合はこれを要員の手当に充てることができる。

保育料の額は、文部省共済組合運営審議会の議を経て、共済組合本部において決定する。

### 第6常置委員会(大学財政)

従来の担当事項にa)を加える。

- a) 国立大学の財政全般に関する事項(新)
- b) 国立大学の予算および定員に関する事項

- c) 学校特別会計制度の改善に関する事項
- d) 教職員給与制度の改善に関する事項
- e) 特別会計制度協議会に関する事項

## (7) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和42年4月21日(金) 午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 高坂委員長

金倉, 伊藤, 二方, 垣下, 武居, 小林, 稲荷山, 近藤, 久保, 玖村各委員

高坂委員長主宰の下に開会

委員長より, 本日の議題は第7常置委員会の担当事項と在り方について協議したい。国立大学協会の第1常置委員会から第7常置委員会までの担当事項は, 設置当初からのものであり, 中には既に解決済の事項もあるが, 当常置委員会の担当事項についてはなお話し合う余地もあるだろうということで, 本日検討していただき4月22日の理事会に報告したい。そしてこれを総会に報告する予定である。また学制の問題その他の常置委員会の担当事項にも含まれておるものもあり, 他に教育大学協会があるので当常置委員会の存置についても意見があるが, しかし文部省の中にも教員養成に関する委員会もあるし, 教育大学協会には私立大学も加わっているという点で性格が違い, いま暫く第7常置委員会を存続させたらよいのではないかと考えられる。存続するとなれば, 第7常置委員会の担当事項で省くのがあるかどうか。また, 付け加える事項があるかどうか。検討していただきたい旨が述べられた後, 各委員より現在担当事項としての①教員養成制度の改善, ②教員養成のための教育課程, ③教員養成学部設置基準,

④教員免許法, ⑤附属学校について大様次のような意見が述べられた。

教育大学協会は専門的で細部に亘っている, 国立大学協会の第7常置委員会の問題は, 従来教育大学協会においてかたづけようとしている感があった。国立大学協会としては大学の問題として教員養成と教育学部の在り方についても検討を加える必要もあるし, 又教員養成の実態を調査し, 教員の待遇(公立と国立では国立が劣る)問題を検討するとか, 入学者採用にしても男・女の比率についても考慮を要する点多々問題があると思う。今日まで我々のかまえが不充分であり, 教育大学協会でも何んとか独立したいという点もあったので若干の誤解もあったようだ。教員養成は難しくて遠慮しているような感もあったが以前第2常置委員会でアンケートしたのを第7常置委員会で参考にするとか, さらに教員養成の理想像というもののようなものを考えたらどうかとも考える。なお教員養成のための教育課程については細かい技術的な一面があるので教育大学協会の方で検討して貰うということで, 第7常置委員会の担当事項からは省くことに了承された。教員養成学部設置基準については第一常置委員会との連絡をとりながら合同委員会などを開催してもよいのではないかと, また教員養成学部設置, 施設基準という風に広げて考えて行ったらよいのではないかと。教員養成のムードが最近高まっているので教員養成の大学を優先しなければならないと思うし, 各常置委員会の中でもムードが高まっているのでこれを更に前進させてゆくべきである。教員免許法について委員長より, 昨年国会において審議未了になったが今年は予算の問題で免許法の改正もかなり問題があると思う。文部省にも二通りの考え方が。即ち, (1)技術

の修正だけでなく、基本方針から考え直す、(2) 今国会には見合わせるというような空気もある。この点国立大学協会としても免許法の改正については強く主張した方がよいと考える。また、附属学校については教員の待遇や地方の学校との交流なども検討して積極的にやったらどうかと思う。また、その他教育大学協会との関係については教育大学協会に資料を出して貰い、内面的につながりを持っていてはどうかと思う。技術的なことは教育大学協会の方が望ましい旨の意見が各委員から述べられた後、委員長よりこれらの点を理事会に報告したい旨述べられた承された。

## (8) 学生問題特別委員会議事要録

日 時 昭和42年4月21日(金)10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 奥田委員長

大河内、福田、三輪、谷口(代理)、高坂、近藤、横田、増田、養田(代理)、滝川、金子、斎藤、鈴木、田中各委員

長谷川、庄司、浅川、各専門委員

奥田委員長主宰の下に開会。

先ず、委員の交代について報告があって議事に入る。

	新	旧
山形大学	細谷恒夫	篠崎平馬
鳥取大学	井上吉之	三浦百重

1. 「学生問題に関する国立大学間の連絡及び協力のための資料」の取扱いについて。

委員長より、去る3月15日の理事会において

さきに各大学から要望のあった学生問題についての各大学の具体的事例を集録して、各大学の参考に供することについて意見の交換を行なった結果、集録の発行名義を本委員会とすること、および具体的な方針は本委員会で検討することとなったので、これについて検討したい旨を述べ、関係の理事会議事要録(抜粋)を朗読し、続いて配付の資料について丁子主事より現在までに各大学より寄せられた事例について説明し、委員長より、前の理事会ではこうした資料を参考としたいという意向が多く、集録印刷して配付してはどうかとの意見が強いようであったが、1). これ等の資料を集録印刷して発行するかどうか、2). 発行するとすればその配付先や配付の方法はどうか、3). 現に提出のあったもののみを編集するか、あるいはもう一度照会して資料を出してもらうか、4). 有償にするか、5). 編集方法はどうか、等の点についてご審議を願いたい。と発言があって審議に入り、各委員より種々意見の開陳があったが、このことの趣旨は各大学間の情報を密にし、互いに状況を知らせあって、協力しようということにあるので、特に秘にする必要はなく、発表しても問題はないと思う。また、世間には事実と違った情報が流れていることもあり得るので、真実を知る意味においてもよいことだと考える。しかし載せることについては当該大学の意向を聞く必要があり、また出された資料は大幅な取捨選択はしないこと、特に現在紛争中のものは、その大学の意向を聞いて慎重を期すべきである。等の意見が出され、具体的なことになると色々むずかしい点もあるようではあるが、一応発行する方針をもって問題の検討を行なうことを了承し、続いて具体的な実施方法等について審議の結果、この集録は、限定出版とし、国立大学へ

希望数に応じて予約頒布する。まだ提出の無い大学へは再照会する。編集方針については、編集のねらいが、問題に対して大学がどんな努力をして来たか、問題の本質、原因、処理とたどって来た大きな柱を知ることにあるので、告示などもその決め手となった点だけで良い。また問題を画一的に並べるものでなく、問題に対して、それぞれなりに説得したことが浮かび出るようなものでありたい。提出された問題を全部取り上げるのではなく、学生問題として参考になるものを集録することが必要であるが、しかしそれを実際上取捨選択することは難しい。などその他種々の活発な意見が出された。

結局、編集の方針については慎重な検討を要するとの意見が強く、よって各大学から提出された資料の内容がどんなものかを見た上で討論することとし、現在提出されている資料全体を通して、これを事務局でその内容により振り分けを行ない、三輪、増田両委員、長谷川専門委員の校閲を経て印刷に付し、そのゲラ刷りの段階において委員会を開いて審議し、方針を打ち出すことに了承された。

## 2. 学生問題特別委員会の存続について

本委員会は「学生問題に関する所見」の作成が目的であったので、一応任務を終わった今日、解消するか、どうかについて話しあいがあった。

## (9) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和42年5月11日(木)午後1時  
場所 国立教育会館 第2特別会議室  
出席者 大河内議長  
増田、四方、和達、福田、田中、福

田、天城、井内各委員  
鶴田、藤吉、上山、吉里、説田、宮野各専門委員

中尾教育施設部長

大河内議長主宰の下に開会。

本日第7回特別会計制度協議会を開催することになったが、申し合わせでは定例の協議会は予算概算編成前(6月下旬から7月上旬)と予算決定直後(3月上旬)に開催することとなっているが、本年度は暫定予算のため、本予算の決定が遅れたので、二つの定例協議会を合わせて本日開催することにしたことをご了承願いたい。

次に、専門委員の交替について、前一橋大学錦織事務局長の退官に伴い、新たに、埼玉大学浅野事務局長に専門委員を委嘱することをご了承願いたいとの挨拶があって議事に入る。

### 1. 昭和42年度予算について

井内委員より、下記資料

- (1) 昭和42年度予算要求額事項別表
- (2) 昭和42年度国立学校特別会計予算
- (3) 昭和42年度予算定員並に暫定予算定員調
- (4) 昭和42年度学部、短大学生入学定員増加一覧
- (5) 昭和42年度国立学校特別会計予算中基準系予算の主なるもの

について詳細な説明があった。

その主要な点は

#### 1. 総額について

- (1) 文部省所管一般会計の増加率は 14.9%
- (2) 国立学校特別会計の増加率は 16.3%

#### 2. 重要事項について

- (1) 育英奨学事業の拡充

採用数の増、貸与月額改訂、私学貸与単価の新設

(2) 大学、短大、学生入学定員増加（41年度、42年度の差増） 3,985名（大学3,655人、短大 330人）

(3) 教官、学生当積算校費等基準経費の増額

イ) 教 官 10%増

ロ) 学 生

博士課程 25%増

修士課程 15%増

その他 10%

教養課程学生 25%（初年度）

(4) 附属病院の新設整備

公立医大国立移管、歯学部病院新設、病院教官の増員、診療協力謝金制度実施経費の計上

(5) 教官研究旅費の増額

学生実習引率旅費の計上

(6) 国立学校施設の整備

(7) 学術行政体制の整備

学術奨励審議会を学術審議会に改組等

(8) 科学研究費の拡充

がん特別研究費 20%増

研究成果刊行費 20%増

(9) 重要基礎研究の推進

研究所の新設拡充、南極地域観測、科学衛星及びロケット、巨大加速器の研究

(10) 在外研究員派遣の充実

派遣人員36人増

等について説明があり、目下参議院予算委員会において審議中である旨の説明があった。また、学位論文審査料、審査手当の改正や、地理学、統計学が非実験から実験講座に変わる等細かい点についても報告があった。次いで、

(1) 特別会計に占める一般会計よりの繰り入れの構成比率について

(2) 文科系、理科系の増募の比率について

(3) 日本学術振興会を特殊法人とした場合建物等施設の面の扱いについて

質疑応答が行なわれた。

次いで、天城委員より42年度予算について特に努力した点について次のような説明があった。

(1) 授業料の値上げについては、42年度は行なわれないことになったこと。これに関連して、各委員から授業料問題について熱心な意見交換が行なわれた。

(2) 教官研究費や学生経費の増額

特に大学院学生経費の増額に重点をおいた。

(3) 一般教養の文科系、理科系学生経費の単価格差是正について向こう3年間の目標をもって大蔵省の了解を得た。

(4) 地理学、統計学を実験講座にした。

(5) 学生実習引率旅費の計上

(6) 病院の看護要員医療要員等の増員、診療協力謝金の計上

(7) 研究所の改組や附属病院の移管等

## 2. 昭和43年度国立大学新規概算要求基本方針（案）について

このことについての文部省の資料により吉里専門委員より説明があり、さらに天城委員より詳細にわたる説明があり、また、施設設備関係については、中尾教育施設部長より補足説明があった後、質疑応答が行なわれ、教養部の充実、環境の整備、学生の部室の整備、教官研究費における人文、自然の格差是正と、学部、研究所の格差是正、大学院の充実等についての要望が出された。

最後に、福田(繁)委員より昭和43年度の新規概算要求基本方針は40年度、41年度から引き続いたもので特に新しいものはないが、従来の経験等から手なおしをしたものである。よろしくご研究を願いたい。また、学術奨励審議会を改組して学術審議会とし、将来色々な学術振興の基本となる重要問題を審議することとしたい。43年度以降の増募は大学の構造や質を重点において考え、既定計画の充実と合わせて5か年位を目標として考えたい旨述べられた。

- ” 21 (金) (10) 学生問題特別委員会
- ” 21 (金) (14) 第6常置委員会
- ” 21 (金) (14) 第7常置委員会
- 4.22 (土) (10) 理事会
- ” 22 (土) (12) 第2常置関係理事会
- ” 22 (土) (10) 第6常置専門委員会
- ” 22 (土) (15) 第1常置委員会
- ” 22 (土) (17.30) 第1常置専門委員会
- 5.11 (木) (13) 第7回特別会計制度協議会
- ” 19 (金) (13) 第6常置給与専門委員と日本学術会議科学者の給与改善委員会委員との懇談
- ” 22 (月) (15) 第6常置給与専門委員会

## 2. 諸 会 合

(昭和42年2月～5月)

月日	曜	時刻	会 議 名
2. 3	(金)	(14)	副会長、理事と科学技術 会議運営委員会委員との 懇談会
” 17	(金)	(10)	事務連絡会議幹事、第6 常置専門委員合同会議
” 20	(月)	(10)	在京理事、常置委員長打 合会
” 20	(月)	(14)	第2常置小委員会
” 22	(水)	(14)	会長、在京理事等と大蔵 次官、主計局長との懇談
3. 7	(火)	(14)	第1常置専門委員会
” 15	(水)	(10)	理事会
” 16	(木)	(11.30)	国会議員と役員との懇談 会
” 17	(金)	(13)	第5常置専門委員会
” 18	(土)	(10)	第1常置委員会
” 24	(金)	(14)	第2常置小委員会
4.18	(火)	(15)	第1常置専門委員会
” 19	(水)	(16)	第2常置委員会



## B 要 望 書

国立大学協会第38回総会（昭和41年11月29日、30日開催）以後、当協会において当面の問題として次の要望書を下記のとおり夫々提出した。

1. 欠員不補充について（要望）
2. 国立大学教官の給与改善について

提出先	要望書種別	
内閣官房長官	福永 健司	1
文 部 大 臣	劔木 亨弘	1・2
政 務 次 官	谷川 和穂	2
事 務 次 官	福田 繁	1・2
大学学術局長	天城 勲	1・2
官 房 長	岩間英太郎	1・2
人事院総裁	佐藤 達夫	2
人 事 官	佐藤 正典	2
人 事 官	島田 巽	2
事務総長	藤井 貞夫	2
行政管理庁長官	松平 勇雄	1
事務次官	井原 敏之	1
行政管理局長	大国 彰	1
大蔵大臣	水田三喜男	1・2
事務次官	谷村 裕	1・2
主計局長	村上孝太郎	1・2
主計局次長	岩尾 一	1
主計局次長	武藤謙二郎	2
給与課長	津吉 伊定	2
主 計 官	小幡 琢也	1

### （1）欠員不補充について（要望）

国立大学協会は、標記の件に関し、国立大学

職員の適用除外について予てより要望してまいりましたが、この度重ねて全国国立大学より切実な強い要望があり、当協会においても慎重に協議の結果、研究と教育を目的とする国立大学の特殊性にかんがみ、国立大学における職員を右の対象から除外されるよう、特段の措置を講ぜられたく、別紙のとおり重ねてここに要望いたします。

### 要 望 書

当協会は、現に実施されている国家公務員の欠員不補充の措置が、一般行政官庁の観点にたって行なわれ、研究・教育という特殊な目的をもち、かつ、一般行政官庁と組織・機構はもちろんその運営を異にする国立大学に、直ちに、これが適用されることによって、その及ぼす影響の特に重大であることを憂慮し、過去3か年にわたり国立大学における職員を右の対象から除外することを要望してきた。しかるに、右の要望は、その都度ほとんどかえりみられることなく、さらに、昭和42年度においても右の措置が継続し適用されることになったことは甚だ遺憾であるとともに、大学における研究および教育の運営上甚だ寒心に堪えないところである。

当協会は、今回の決定が、大学の目的と使命の遂行をますます困難ならしめることを憂え、これが対策として、国立大学における職員を左記の理由によりその対象から除外することを、ここにかさねて強く要望する。

#### 1. 教育・研究関係職員について

最近における学生の急増に伴い、大学教育

の質的水準の維持向上については、現在各大学においてもっとも苦心し、力をそそいでいるところであって、これに対処する途は一に教官とこれを補助する職員の整備充実にまつよりほかはない。また、今日学問研究の急速な進歩発達に即応して、これを推進し、諸外国と比肩しうするためには、これに必要な研究組織を整備し、確立することがもっとも緊要である。

さらに、大学における教育と研究は、単に個々の教官の活動のみによって果たしうものではなく、教官を中心とする多くの職種の職員をもって組織する協同体の活動によって、はじめて果たされるものである。すなわち、このような協同体を組織する職員は、たとえば、実験実習の補助、資料の収集・整理・分析、試作品の製作、大型機器の操作、精密計器の測定、実験用動植物の飼育、学術用の図書および文献の収集・整理・提供、練習船の運行等に従事する教務職員、技術・技能職員、図書職員および海事職員であって、しかも、これらの職員は、その職務固有の特殊性から、これに欠員を生じた場合は、一般行政事務に見られるような機動性に欠けているため、他の職員の配置転換あるいは事務の配分又は能率化等によってこれを補うことはまったく不可能な性格をもっている。

したがって、右のような事情にある教育と研究にたずさわる職員の欠員を現状のまま放置することは、教育的水準の向上はもちろんこれを維持することさえ困難となり、学問研究の面においてもその活動が阻害され、ひいては大学における教育と研究に危機を招来するといっても過言ではない。

## 2. 医療職員等について

大学の附属病院は、患者の診療を通じて医学の研究・教育を行なう機関であるが、欠員不補充の措置によって、検査、看護、調剤等の部門にも漸次要員の不足をきたし、すでに、やむをえず臨床上の諸検査の受付制限を実施しつつあるのが最近の現状である。このまま推移するならば、外来、入院ともに診療制限を余儀なくされる事態も招来され、国民の健康管理上、ゆゆしい問題となるであろう。

さらに、病院の診療業務の円滑な運営を図るためには、薬価計算、保険事務等の窓口業務もなおざりにすることはできない。とくに、近時における患者の激増ならびに医療保険制度の著しい普及に対処するため、むしろ、これらの業務に従事する職員の増員を必要とする現状において、欠員不補充の措置がとられることは、附属病院の業務の遂行に著しい支障をきたすので、特別の配慮が必要である。

## 3. 特殊技能職員等について

大学の管理部門に配置される電気・建築・配管等の施設関係技術職員、電話交換手、自動車運転手、タイピスト等の特別な資格や技術を必要とする職員は、その欠員を他の職員をもって補えず、また、いずれも大学の目的・使命を果たすための管理運営の基本的業務に従事している必要不可欠な職員であって、これらの職種に対する欠員不補充措置の与える障害は極めて多大である。

なお、大学における一般行政事務職員についても、最近における科学技術の振興、大学進学者の激増等、大学の果たすべき役割は重大かつ多岐にわたり、必然的に、その組織、業務の拡大化、多様化、複雑化を招来し、そのため、こ

れが増員の必要性がさげられながらも、欠員不補充の措置がとられている結果、要員に不足をきたし、やむをえず日々雇用職員をもってこれを補うという弥縫的措置を講じているのが現状である。このような、人事管理上および財政上、好ましからざる事態が現に生じていることを訴えて、すみやかに国立大学における一般行政事務職員をその対象から除外されるよう格段の配慮を要望する。

昭和42年 4月21日

国立大学協会会長 大河内一男

## (2) 国立大学教官の給与改善について (要望)

昭和42年 5月25日

国立大学協会

会長 大河内一男

国立大学協会は国立大学教官の給与改善に関し別紙のとおり要望書を提出いたします。国立大学教官の給与の実情とその改善の緊要性にかんがみ要望の実現につき格別のご配慮をお願いいたします。

### 1. 給与の根本的改善

大学教官は、自由な創意と独立の判断に基づき、学術の中心としての大学において高度の研究と教育を行なうという重大な責務を担っている(注1)。しかし、このように職務の複雑、困難および責任の度がいちじるしく高いにもかかわらず(注2)、国立大学教官の給与は劣悪なままに放置されている。

国立大学教官の給与の現状は、職務の類似する裁判官に比していちじるしく劣悪である

ばかりでなく、一般の公務員に比してもかなり劣っている。すなわち、国立大学教官は、管理職手当および超過勤務手当の点で一般の公務員より不利な取扱いを受けている上に(注3)、研究教育上みずから負担せざるをえない最低限度の必要費を固有の職業費として給与の中から支出している(注4)。国立大学教官の給与は、少なくとも、これらのものを十分に補うものでなければならないはずである。戦前における国立大学教官の給与や、諸外国における大学教官の給与と比較してみても、国立大学教官の給与の現状が劣っていることは、明らかである。

このように国立大学教官の給与が劣悪なことは、国立大学教官の研究教育活動を阻害しているばかりでなく、後継者の確保および育成をいちじるしく困難にしている。いまにして国立大学教官の給与の根本的改善を図らなければ、将来、憂うべき事態に立ち至るおそれがある。

国立大学協会は、(1)国立大学教官については、その職務と責任の特殊性に基づき、一般の公務員とは別個の原則による給与体系を設けること、(2)国立大学教官の給与については、大学による格差を設けず、その俸給表は1本だてとすること、(3)大学院担当教官の俸給の調整措置については、相当の改善を行なう必要があること、の三点を中心として、国立大学教官の給与の根本的改善を図るべきことを、以前から要望してきた。

このような給与の根本的改善については、政府において、調査会ないしは審議会のような機構を設けて基本的に検討するとともに、さしあたり改善が可能な点については至急に措置することを、強く要望する(注5)。

## 2. 助手その他若手教官の給与の改善

国立大学教官の給与のうち、至急に大幅な改善を要するのは、助手その他若手教官の給与である。とくに助手は、研究者の源泉であるとともに、大学の研究教育活動にとって不可欠のものとなっている。それにもかかわらず、助手の給与は劣悪であるため、後継者として優秀な人材を確保するのに困難をきたしているとともに、大学の研究教育活動に支障を生じている。助手の給与を根本的に改善するには、助手の大学教官としての職務内容を明確にするとともに、助手の名称を適切なものに改めることが必要であるが、この際、職務として研究に従事する助手については、緊急に次のように給与の改善を図るとともに、それに伴って他の若手教官の給与を改善することを強く要望する。

- (1) 俸給および初任給手当を大幅に引き上げること。
- (2) 大学院の教育に関与する助手に大学院担当の俸給の調整額を支給すること。これに伴い、講師以上で大学院を担当しながら俸給の調整額を支給されていない者にも、これを支給すること。
- (3) 博士号を有する者など、とくに業績および能力のすぐれた助手については、特別昇給を認め、または給与の上で講師に準ずるなど、特別の優遇措置を講ずること。

(注1) 学校教育法52条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定している。これは、小学校、中学校、高等学校についての規定と、いちじるしく異なるものである。

(注2) 「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強

度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない」(一般職の職員の給与に関する法律4条)。

(注3) 一般の公務員については、たとえば中央官庁の課長以上には本俸の25%の管理職手当が支給されているが、国立大学教官については、学長・学部長等の管理職を別にすれば、大学院担当手当が8%支給されているだけである。かりに本俸10万円のところをとれば、この点だけで、17,000円の格差が生じることになる。また、戦後の給与体系が発足した当時においては、国立大学教官の本俸は、超過勤務手当に見合う分だけ一般の公務員よりよくなっていたが、その差は消滅してしまっている。なお、大学教官は、学長・学部長という管理職としてではなく、また、超過勤務の多少によってではなく、大学教官としてのその本来の職務において優遇されるのが本筋である。

(注4) 国立大学教官の自己負担研究費は、次の表のように、月額にして1万円から2万円、割合にして給与の20%前後を占めている。しかも、その負担割合が若手研究者ほど重いことが注目される。一般の公務員においても、書籍代などを自ら負担することがあるが、国立大学教官の場合にはそれが固有の職業費としていちじるしく大きいことが特徴である。一般の公務員とのこの実質上の格差は、本俸または特殊な手当の形で補填する必要がある。

国立大学教官の自己負担研究費					
調査別	区分	20歳台	30歳台	40歳台	50歳以上
第一調査	給与所得(A)	円 404,000	円 700,000	円 976,000	円 1,409,000
	自己負担研究費(B)	93,000	135,000	192,000	246,000
	研究費割合(B/A)	23.0%	19.3%	19.7%	17.5%
第二調査	給与所得(A)	円 438,000	円 699,000	円 1,094,000	円 1,488,000
	自己負担研究費(B)	122,000	146,000	173,000	272,000
	研究費割合(B/A)	27.9%	20.9%	15.8%	18.2%

(備考) 第一調査は、昭和40年2月国立大学協会調査、第二調査は、昭和41年2月全国国立大学教官待遇改善連合懇談会調査である。

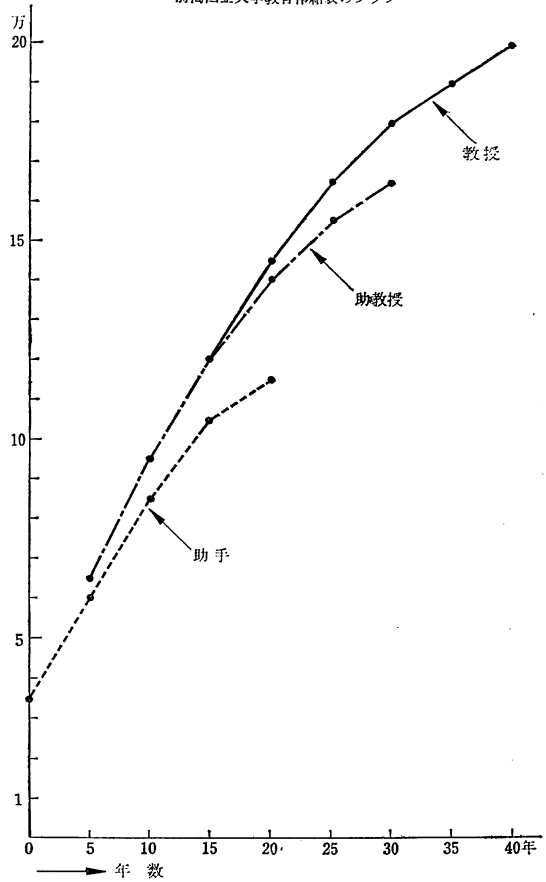
(注5) 国立大学教官の給与を根本的に改善する場合に考えられる給与の体系と水準を、参考までに表の形にすれば次のようになる。

国立大学教官俸給表

1 等 級 (教 授)		2 等 級 (助教授)		3 等 級 (助 手)	
俸給月額	経験年数	俸給月額	経験年数	俸給月額	経験年数
円	年	円	年	円	年
120,000	15	65,000	5	35,000	0
145,000	20	95,000	10	60,000	5
165,000	25	120,000	15	85,000	10
180,000	30	140,000	20	105,000	15
190,000	35	155,000	25	115,000	20
200,000	40	165,000	30		

- (備考) 1. この表に掲げる俸給月額は、昭和42年4月を基準として考えたものである。  
 2. 専任講師は、助教授に準ずる。  
 3. 各等級の俸給月額は、5年きざみに大要を記した。その間の俸給のきざみ方については、実情に即して弾力的に考えられてよい。

前掲国立大学教官俸給表のグラフ



# C 会 計 報 告

昭和 41 年度 歳入 歳出 決算

国立大学協会

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額		
歳 入 の 部	円 19,580,585	円 16,548,000	円 2,971,000	円 19,519,000	円 61,585	
1 会 費	13,364,000	13,364,000		13,364,000	0	74大学分
2 預金利子	256,564	200,000		200,000	56,564	定期・普通預金利子
3 前年度繰越額	1,584,000	1,584,000		1,584,000	0	
4 雑収入	4,376,021	1,400,000	2,971,000	4,371,000	5,021	追加予算は(1)「大学の管理運営に関する意見」の頒布収入で、(イ)当初計上6,300部の単価80円を、120円に変更 (ロ)13,200部の頒布増 (ハ)修正対照表18,500部(単価10円)の頒布 (ニ)同上送料10万円の追加。(2)「学生問題に関する所見」案及び決定書34,000部(単価25円)頒布のため追加。
歳 出 の 部	17,728,585	16,548,000	2,971,000	19,519,000	1,790,415	
A 事業費	7,547,425	5,350,000	2,971,000	8,321,000	773,575	
1 総会費	916,506	1,000,000		1,000,000	83,494	
2 運営協議会費	394,819	850,000		806,000	411,181	調査研究費へ流用減 44,000円
3 役員会費	37,522	70,000		70,000	32,478	
4 委員会費	139,623	330,000		330,000	190,377	
5 会報発行費	744,150	800,000		800,000	55,850	
6 調査研究費	5,314,805	2,300,000	2,971,000	5,315,000	195	{追加予算は雑収入に見合いの分 {運営協議会費より流用増 44,000円
B 事務費	10,181,160	10,198,000		10,358,000	176,840	
1 諸給与	7,767,216	7,900,000		7,853,000	85,784	被保険者事業主負担金へ流用減 47,000円
2 備品費	407,585	200,000		408,000	415	{通信費より流用増 48,000円 {予備費より流用増 160,000円
3 借用料	299,294	300,000		300,000	706	
4 消耗品費	162,027	200,000		168,000	5,973	庁用諸費へ流用減 32,000円
5 印刷費	18,650	50,000		25,000	6,350	庁用諸費へ流用減 25,000円
6 通信費	247,795	330,000		248,000	205	{備品費へ流用減 48,000円 {庁用諸費へ流用減 34,000円
7 旅費	154,170	230,000		230,000	75,830	
8 庁用諸費	390,239	300,000		391,000	761	{消耗品費より流用増 32,000円 {印刷費より流用増 25,000円 {通信費より流用増 34,000円
9 被保険者事業主負担金	286,184	240,000		287,000	816	諸給与より流用増 47,000円
10 退職給与引当金	448,000	448,000		448,000	0	
C 予備費		1,000,000		840,000	840,000	{複写機・暖房器具等臨時設備のため備品費へ流用減160,000円
翌年度繰越	1,852,000					

財 産 目 録

昭和42年3月31日現在

資産総額	5,354,863円	2 積立金	755,500円
1 運用財産	2,472,000円	(退職給与引当金)	
(1) 普通預金(年利子2分1厘9毛)1,852,000円		定期預金(年利子5分5厘)	
第一銀行本郷支店	302,641円	第一銀行本郷支店	448,000円
富士銀行本郷支店	1,417,465円	三和銀行本郷支店	307,500円
三和銀行本郷支店	131,894円	3 備品	2,127,363円
(2) 有価証券	620,000円	机, 椅子, 戸棚, 書庫, 金庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, クイックコピー, タイプライター, ガス・石油ストーブ, 電話機等合計156点	
割引電信電話債券(額面)			
昭和39年9月取得10万円3枚	30万円		
昭和41年3月取得10万円3枚	30万円		
昭和41年3月取得1万円2枚	2万円		

昭和42年度歳入歳出予算案

国立大学協会

科 目	予算額	前年度当初予算額	差引増減	摘 要
歳入の部	16,256,000円	16,548,000円	△292,000円	
1 会費	14,104,000	13,364,000	740,000	74大学会費
2 預金利子	200,000	200,000	0	定期・普通預金利子
3 雑収入	100,000	1,400,000	△1,300,000	「大学の管理運営に関する意見」及び「学生問題に関する所見」頒布未収繰越
4 前年度より繰越額	1,852,000	1,584,000	268,000	
歳出の部	16,256,000	16,548,000	△292,000	
1 事業費	4,620,000	5,350,000	△730,000	
(1) 総会費	1,000,000	1,000,000	0	{総会2回@30万円計60万円, 事務連絡会議2回@20万円計40万円
(2) 運営協議会費	400,000	850,000	△450,000	{協議会10回@3万円計30万円(資料及び小委員会費を含む)外に調査費10万円
(3) 役員会費	70,000	70,000	0	{理事会4回@1万円計4万円, 常務理事会6回@5千円計3万円
(4) 委員会費	250,000	330,000	△80,000	{委員会及び専門委員会費17万円, 特別会計制度協議会費4回@2万円計8万円
(5) 会報発行費	800,000	800,000	0	会報4回@20万円計80万円
(6) 調査研究費	2,100,000	2,300,000	△200,000	{各委員会資料の購入・作成及び調査費(旅費・謝金を含む)等
2 事務費	10,636,000	10,198,000	438,000	
(1) 諸給与	8,200,000	7,900,000	300,000	{職員(10人)の俸給・諸手当及び臨時調査備員給
(2) 備品費	200,000	200,000	0	庁用什器備品等
(3) 借用料	352,000	300,000	52,000	{協会事務室・物置借用料23万2千円, 総会・事務連絡会議会場等借用料12万円
(4) 消耗品費	200,000	200,000	0	庁用消耗品
(5) 印刷費	50,000	50,000	0	庁用印刷費
(6) 通信費	330,000	330,000	0	電話料・電信料及び郵送料
(7) 旅費	230,000	230,000	0	事務連絡旅費, 地方開催委員会事務旅費
(8) 庁用諸費	300,000	300,000	0	{新聞雑誌購入費・光熱水料その他庁用雑費及び職員厚生費
(9) 被保険者事業主負担金	300,000	240,000	60,000	職員社会保険協会負担金月2万5千円
(10) 退職給与引当金	474,000	448,000	26,000	
3 子備費	1,000,000	1,000,000	0	

## D 調 査

### 昭和42年度国立学校予算小観

第55回国会（特別会成立）佐藤内閣

（主として国立大学、同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐 藤 憲 三

（元東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和42年度予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第4回目である。昭和42年度予算は衆議院の解散から衆議院議員総選挙（42.1.29）内閣総理大臣の指名、閣僚の決定の経過の後、第55回国会（特別会）の開会となった。そのため例年通の時期である一月末に予算案の提出をすることがなかった。昭和42年度総予算は3.13衆議院に提出された。これに先だって昭和42年度暫定予算が42.4.1に成立した。然しながら昭和42年度において行う純然たる新規事業に対する予算は暫定予算に組入れられてないのである。全く二ヶ月に要する極少部分の予算に過ぎない。本稿においては所謂本予算について解説するものである。このように昭和42年度予算は昭和42.3.13政府より衆議院に提出され同院に於ては4.28政府原案通可決確定し参議院に送付し、本稿作成中は未だ参議院において審議中に属するものである。（本稿校正中に5月27日参議院において可決した。）如何なる状態になろうとも先議院において可決確定した予算は大体このまま成立するものと考えられるのでその予算案について記述する。

昭和42年度国立学校予算は国家予算の拡大に伴って前年度予算に比し歳入歳出共三百億九千六百余万円の増加で15.263%の伸率を示した。これは政府の重要諸施策の項目において文教、科学技術の振興の事項は持続的に取上げられている結果に外ならないであろう。

さて国立学校予算小観と題し調査したところについては既に昭和32年度国立学校予算小観として本会報12号に掲載したのを始めとして次のように掲載した。

昭和33年度会報14号	昭和34年度会報16号
昭和35年度会報18号	昭和36年度会報20号
昭和37年度会報22号	昭和38年度会報23号
昭和39年度会報25号	昭和40年度会報28号
昭和41年度会報32号	昭和42年度会報本号

である。過去十回に亘って記述したことが何かの参考になったことでもう打切りのこととおっておったところ、国大協会の事務局から42年度分も亦調査記述をせよとのことの話があり、書くには支障もなかったが本年度は暫定予算編成のため資料の編成に手間取った模様で資料の借出しに困難をせざるを得なかった。そのため十分な調査分析が行はれなかったので記述に



遺憾の点が多々あることを謝する次第である。過去の記述より少し趣を変えて見ようと考えたがその余裕もなく。従来形態を踏襲して本稿を作成したものである。本稿作成の資料は既記の分と同様に、総予算書、同参照書、国立学校特別会計歳入歳出予定計算書、同各目明細書並文部省会計課予算班の編集になる予算事項別表、予算参照書、予算参考書などの資料を基とし調査し記したものである。筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから、内容などについて聊か理解に欠くる点もあって多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和24年法律第150号）国立学校設置法施行令（昭和39年政令第43号）国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）によって設置された国立大学74学部276、教養部27、国立短期大学1、併設短期大学部24、大学附置研究所71、学部及び研究所所属の教育、研究施設314——附属学校（小学校75、中学校80、高等学校21、盲学校1、聾学校2、養護学校10、幼稚園43）——大学附属病院（学部附29、研究所附6）——教育施設133、研究施設（学部附111、研究所附35）、大学院62、（研究科157）、工業高等専門学校44、商船高等専門学校5——商船高等学校の昇格——高等学校3（電波）、国立工業教員養成所9、国立養護教諭養成所8、各種学校79（病院附属——学校教育法第83条）その他大学学部専攻科139、別科11の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和42年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも2,272億8,648万1千円で

ある。歳入予定額中一般会計から受入るる金額は1,889億1,184万3千円で特別会計歳入予定額の83.116%余に当り、学校自体収入予定額は383億7,463万8千円で歳入予定額の16.884%に相当する。

これを昭和41年度一般会計受入額82.656%と比較すると0.46%を増加している。その他の歳入予定額中借入金25億円は歳入予定額の1.099%で前年度1.023%に比し0.076%の増加である。

歳出予定中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経費と目すべき人件的経費、物件的経費、医療関係費、船舶運航関係費等は1,750億4,015万円で歳出予定額の77.015%に当り、そのほか臨時的すなわち資産財となるものである施設整備費、特殊設備費等の合計額509億1,181万7千円は22.400%に相当する。その他予備費及び他会計への繰入額等13億2,951万4千円は0.585%となっている。以下歳入歳出予定額について前年度予算額と比較すると次の通りである。

◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

1. 歳入予算について

区 分	42年度 予 定 額 千円	41年度 予 算 額 千円	比較の差 増△減 千円
一般会計より受 入 金	188,911,843	163,304,970	25,606,873
借 入 金	2,500,000	2,000,000	500,000
附属病院収入	24,718,162	21,975,856	2,742,306
授業料及入学検 定料	5,592,361	5,219,370	372,991
学校財産処分 入 収 入	2,782,749	2,213,562	569,187
雑 収 入	2,581,366	2,275,810	305,556
予 備 収 入	200,000	200,000	0
歳 入 合 計	227,286,481	197,189,568	30,096,913

前表歳入予定額において前年度予算に比し増加した金額の中一般会計より受入るる金額が256億余万円であることは、歳出において述べ

る理由によるものであるが、この繰入財源の主たる要素は一大学の創設準備、学部の増設、併設短期大学部の増置、学科、研究施設、高等専門学校、研究所、実習施設、大学病院等の新設又は増設など新規事項に伴う増加、既設学科の学年進行による必然的経費のために受入額の増加を来したものである。授業料及入学検定料における増加額3億7,299万余円の増加は学年進行による学生数の増加、新規事項に伴う学生の増募によるものである。借入金の増加は大学移転用地の購入を生ずるものがあるによる。

## 2. 歳出予算について

区 分	42年度	41年度	比較の差 増△減
	予定額	予算額	
	千円	千円	千円
国立学校	118,117,122	104,797,964	13,319,158
大学附属病院	33,439,638	28,671,049	4,768,589
大学附置研究所	17,795,793	14,969,373	2,826,420
施設整備費	49,800,731	41,987,129	7,813,602
庁舎等特別取得費	467,386	513,562△	46,176
国債整理基金特別会計へ繰入	999,864	325,000	674,864
予備費	300,000	300,000	0
国家公務員共済組合負担金	6,333,297	5,612,175	271,122
賠償償還及払戻金	3,000	3,000	0
一般会計へ繰入	29,495	10,036	19,459
郵政事業特別会計へ繰入	155	280△	125
(A)歳出合計	227,286,481	197,189,568	30,096,913

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係ある予算である。

区 分	42年度	41年度	比較の差 増△減
	予算額	予算額	
	千円	千円	千円
文部本省			
外国人留学生給与等	302,241	300,657	1,584
科学振興費			
科学研究費補助金	4,186,710	3,751,420	435,290
育英及学徒援助事業費	13,248,148	10,667,335	2,580,813
(B)計	17,737,099	14,719,412	3,017,687

(C)国立学校関係歳出予算の計(A)と(B)の計	245,023,580	211,908,980	33,114,600
(D)文部省所管予算	584,586,290	527,320,391	57,265,899
(E)一般会計総予算	4,950,910,180	4,477,147,888	473,762,292
A/D 文部省所管予算と国立学校予算との比	38.879%	37.394%	
C/D 同上と国立学校関係予算との比	41.914%	40.186%	
A/E 総予算と国立学校予算との比	4.590%	4.044%	
C/E 総予算と国立学校関係予算との比	4.949%	4.733%	
D/E 総予算と文部省所管予算との比	11.807%	11.778%	

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又時々間接的に使用されるものである。大学及び研究所、病院、学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における2,272億8,648万1千円であって文部省所管全予算一般会計計上額(D)に示す5,845億8,629万円の38.879%に当り、一般会計総予算(E)に示す4兆9,509億1,018万円の4.590%に相当する。また国立学校関係予算(C)2,450億2,358万円は(D)の41.914%に当り(E)の4.949%に相当する。前年度予算に比し何れも僅かながらの伸率を示している。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費につき予算上の組織別である国立学校、大学病院、研究所を通じ見ると、前年度予算に比し207億5,498万5千円の増加を示している。この増加額は大学の創設準備、学部の創設、学科の新設拡充、大学院の増置、学生の増募、養護教諭養成所の増置、併設医療技術短期大学部の設置、

附置研究所の新設、高等専門学校を増設（工業、商船）大学病院における診療科の増設、大学病院の新設（医学3 歯学3）等諸般の新規事項若しくは学年進行等に因由するものである。施設整備費においては前年度予算に比し78億1,360万2千円の増加となっている。この増加額は大学学校病院研究所において必要とする小新営に属する建築関係費、学部、学校、研究所に属する教室研究室の新営に関する経費、大学病院の改築増築に要する経費、学校敷地の購入に要する経費、学校の災害復旧に関する経費である。

経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うもののほか所謂標準予算—基準予算という一において積算単位の改訂による増加額も含んでいる。その主たるものには過去数年に亘って実施されている教官当校費単位10%増、学生当校費単位10%増、教官研究旅費において10%増などである。このように単位上昇が年々行われるように確立強化されるに至ったことは文部大蔵両省の協議によって年々持続されているのであるが、教官研究費等の水準を引上げるの途にほかならない措置と思考される。経常経費の基準増加は大学運営上極めて重要なことであって歓迎すべきことながら年々10%程度の増率では物価上昇に逐はれる姿であって、増率の実益のあるということにはならないであろう。いつの年でも同一状態を低徊しているといっても過言ではあるまい、一挙に増率を行って年々歳々の煩を除去すべきであろう。さもなくば昔時の水準以上に達するには遙かなることであるという声無きしもあらずといえよう。事項並列の予算方法もさることながら基準予算を大幅に膨張させて当該大学の自主的運営の自由化を目論見ることが必要ではあるまいか。年々歳々細部の事項まで一々予算編成の手続きを行うことなく

与えられた範囲での自主運営がなされてこそ研究教育の自由が確保されることといえよう。国家予算の拡大の波によって教育投資額も逐次膨張する傾向にあることを考え抜本的に検討して経常費財政の方策を樹て特別会計としての妙味を發揮できるようにすべきではなからうか。教育研究の振興といっても大学学校等における日常の経済生活の根幹をなしている大学固有の経常的経費である管理費、教育費、研究費の充実如何にかかっている。これが強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものと思料する。無限に而も急速に発達する学術研究に即応するためには、研究者に後顧の憂なからしむる程の基準予算単位の増率の確立を図るべきであろう。産業投資の如く比較的はね返り効果が早いものには容易に投資が行われるが、教育研究投資は容易に結果がでないからという考もあるが、この成果には時間がかかり将来に期待をかけるのである。凡ての基盤を培う教育研究事業に対する投資は、優先に優先すべき重要なことであると繰返し言われておることである。

前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、科学振興に関する経費の中科学研究補助金41億8,671万円はその凡そ80%余が国立学校関係において使用されるものである。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費132億4,814万8千円の大半は国立学校学生、生徒の用に供されるものである。

大学学校の予算は近年時流に従って、大学学校の増設となり、学生の急増対策としての表われになっているようである。前年同様理工人文両者のバランスある拡充強化の予算であると思料されるが飽迄も基礎予算を確実にして教育研究上支障を生じないようすべきであろう。今日

では学生急増対策によって前進しているであろうがやがては学生減少対策を必要とするに至るであろうことも予想される。何れにしても基本である学校予算については十分に検討してその基礎が崩壊されないようにしなければなるまい。

施設整備費も逐年増加し本年は庁舎等取得費、不動産購入費を合せ502億6,811万7千円に及ぶの盛況である。面目を一新しつつあるといえよう。しかしながら、これらは殆んど新規事業に附随する施設予算であって、老朽化した施設の近代化する面の予算は未だ寡少と言えるのではあるまいか、この点については声を大にしてさらに積極果敢に繰返し要望することが大切であろう。

おもうに昭和42年度一般会計国家予算は前表に掲記したように4兆9,509億1,018万円の膨大な額に達し、文部省所管予算も5,845億8,629万円で国立学校特別会計純計予算を合せ6,299億

6,092万8千円で前年度5,592億498万9千円に比し617億5,593万9千円の増加を示している。

(特別会計に繰入るる一般会計予算額を差引純計額)

大学の学部学科の新設等新規事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されているが、既設のものに対する予算の充実改善については教官当、学生当校費の積算単位の改訂によって数年来比率の引上げを行って増加しているのであるが、既往のものを全部新規基準を適用し整備することは容易でなからうが漸次急速に整備すべきことは大学においても齊しく望んでおることであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和42年度歳出予算の組織区分に従って人件的経費、物件的経費を主軸とし、新規に増加したものにつき大別すれば次表の如き結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳

区 分	総 額		国 立 学 校		大 学 附 属 病 院		附 置 研 究 所		共 通	
	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額
昭 和 4 2 年 度	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円
内 訳	100	227,286,481	100	118,117,122	100	33,439,638	100	17,795,793	100	57,933,928
人 件 的 経 費	40.367	91,750,062	61.664	72,835,566	39.218	13,114,628	32.592	5,799,868		
俸 給 手 当 等	39.211	89,121,162	59.811	70,646,463	38.937	13,020,537	30.649	5,454,162		
旅 費	1.156	2,628,900	1.853	2,189,103	0.281	94,091	1.943	345,706		
物 件 的 経 費	26.258	59,681,609	37.383	44,155,823	15.349	5,132,753	58.402	10,393,033		
校 費	24.983	56,784,359	35.018	41,362,170	15.056	5,034,663	58.371	10,387,526		
校 費	24.695	56,129,698	35.018	41,362,170	13.098	4,380,002	58.371	10,387,526		
光 熱 水 料	0.288	654,661	—	0	1.958	654,661	—	0		
土 地 建 物 維 持	1.275	2,897,250	2.365	2,793,653	0.293	98,090	0.031	5,507		
修 繕 等	0.914	2,078,615	0.948	1,119,423	—	0	5.389	959,192		
そ の 他	0.562	1,276,799	0.419	495,367	—	0	4.391	781,432		
船 舶 関 係	0.132	301,622	0.105	123,862	—	0	0.998	177,760		
受 託 研 究 費	0.022	50,194	0.043	50,194	—	0	—	0		
受 託 研 究 員 費	0.198	450,000	0.381	450,000	—	0	—	0		
奨 学 交 付 金	6.634	15,192,257	—	—	45.433	15,192,257	—	0		
医 療 関 係 費	0.002	6,310	0.005	6,310	—	—	—	0		
日 本 学 校 安 全 会 掛 金 交 付 金										

区 分	総 額		国 立 学 校		大 学 附 属 病 院		附 置 研 究 所		共 通	
	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額
国家公務員共済組合負担金	2.786	6,333,297	—	0	—	0	—	0	10.932	6,333,297
特殊設備費	0.283	643,700	—	0	—	0	3.617	643,700	—	0
施設整備費	21.910	49,800,731	—	0	—	0	—	0	85.961	49,800,731
庁舎等特別取得費	0.205	467,386	—	0	—	0	—	0	0.807	467,386
賠償償還及払戻金	0.001	3,000	—	0	—	0	—	0	0.005	3,000
一般会計へ繰入	0.019	29,495	—	0	—	0	—	0	0.051	29,495
郵政事業特別会計へ繰入	—	155	—	0	—	0	—	0	—	155
国際整理基金特別会計へ繰入	0.440	999,864	—	0	—	0	—	0	1.726	999,864
予 備 費	0.131	300,000	—	0	—	0	—	0	0.518	300,000

次に大学、学校、病院、研究所等の昭和42年度職員に関する予算定員は次表に示すとおりであるが、定員に関する関係法令は本稿作成中には予算の公布にも至らないため改正法令は施行されていない。然し暫定予算に計上された分については昭和42.3.31法律第五号によって文部省設置法の一部が改正され定員が改定された。

これに伴って同日附をもって国立学校設置法施行規則（昭和39文部省令11号）の一部が改正され別表第一をもって各大学の別表第二をもって図書館短期大学の、別表第十をもって各高等専門学校の設定された。全予算の完全成立後新規に増加する定員によって再び関係法令が改正するであろう。（42.5.31改正さる。）

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表（予算定員）

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適 用 俸 給 表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
指 定 職	217	188	0	29	
学 長	74	74	0	0	
教 授	143	114	0	29	
行 政 職	45,573	35,153	6,899	3,521	
事 務 局 長	74	74	0	0	(-)適用
部 長	89	89	0	0	"
事 務 部 長	24	0	24	0	"
高 専 事 務 部 長	36	36	0	0	"
次 長	28	28	0	0	"
課 長	581	533	48	0	"
事 務 長	545	452	23	70	"
課 長 補 佐	592	502	67	23	"
係 長	4,052	3,573	289	190	"
技 術 職 員	5,090	3,370	241	1,479	"
図 書 館 職 員	1,630	1,503	68	59	"
一 般 職 員	18,224	15,219	2,208	797	"
技 能 労 務 職 員	14,608	9,774	3,931	903	(=)適用

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適 用 俸 給 表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
<b>海 事 職</b>	<b>335</b>	<b>261</b>	<b>0</b>	<b>74</b>	
大 型 船 舶 船 員	72	54	0	18	(一)適用
船 職	132	98	0	34	(二)適用
中 型 船 舶(甲) 船 員	36	26	0	10	(一)適用
船 職	59	47	0	12	(二)適用
中 型 船 舶(乙) 船 員	16	16	0	0	(一)適用
船 職	9	9	0	0	(二)適用
中 型 船 舶(丙) 船 員					
(小 型 船 舶 甲, 乙 船 員 共)	11	11	0	0	(二)適用
<b>教 育 職</b>	<b>45, 198</b>	<b>38, 552</b>	<b>3, 217</b>	<b>3, 429</b>	
学 長	1	1	0	0	(一)適用
所 長	17	17	0	0	"
教 授	10, 932	10, 269	2	661	"
助 教 授	11, 224	10, 426	87	711	"
講 師	1, 515	730	712	73	"
助 手	13, 245	9, 378	2, 173	1, 694	(一)適用
教 務 職 員	1, 727	1, 379	58	290	"
校 長	3	3	0	0	(二)"
教 諭	1, 121	1, 121	0	0	(二)"
実 習 助 手	3, 161	3, 161	0	0	(三)"
各 種 学 校 講 師	35	35	0	0	(二)"
高 専 校 長	185	0	185	0	(二)"
高 専 校 教 授	49	49	0	0	(四)適用
高 専 助 教 授	640	640	0	0	"
高 専 講 師	617	617	0	0	"
高 専 助 手	338	338	0	0	"
高 専 助 手	388	388	0	0	"
<b>医 療 職</b>	<b>10, 240</b>	<b>431</b>	<b>9, 755</b>	<b>54</b>	
医 師	1	0	0	1	(一)適用
医 療 技 術 職 員	948	60	859	29	(二)適用
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	447	32	395	20	"
栄 養 士	236	121	115	0	"
薬 剂 部 長	46	0	46	0	"
薬 剂 主 任	140	0	140	0	"
薬 剂 師	356	0	356	0	"
歯 科 衛 生 士	8	0	8	0	"
総 婦 長	48	0	48	0	(三)適用
婦 長	1, 141	0	1, 141	0	"
看 護 婦	6, 869	218	6, 647	4	"
合 計	<b>101, 563</b>	<b>74, 585</b>	<b>19, 871</b>	<b>7, 107</b>	

II 等級別定員表 (組織別)

等級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附 属病院	附 置 研究所	総定員	
指 定 職	88	0	29	217	学長(74), 教授(143)
行 政 職	53,153	6,899	3,521	45,573	
(一) 適 用	25,379	2,968	2,618	30,965	
1 等級	18	0	0	18	事務局長
2 等級	229	25	13	267	事務局長(56), 部長(89), 次長(28), 課長(23), 事務部長(24), 事務長(47)
3 等級	276	15	10	301	高専部長(36), 課長(181), 事務長(84)
4 等級	1,319	137	84	1,540	課長(377), 事務長(414), 課長補佐(552), 技術職員(106), 図書館職員(91)
5 等級	3,787	276	308	4,371	課長補佐(40), 係長(3,127), 技術職員(845), 図書館職員(359), 一般職員
6 等級	5,427	633	415	6,475	係長(925), 技術職員(777), 図書館職員(375), 一般職員(4,398)
7 等級	6,078	865	643	7,586	技術職員(1,162), 図書館職員(451), 一般職員(5,973)
8 等級	8,245	1,017	1,145	10,407	" (2,200), " (354), " (7,853)
(二) 適 用	9,774	3,931	903	14,608	
1 等級	88	20	36	144	} 技能勞務職員
2 等級	1,054	371	102	1,527	
3 等級	4,382	1,148	134	5,664	
4 等級	2,979	1,497	296	4,772	
5 等級	1,271	895	335	2,501	
海 事 職	261	0	74	335	
(一) 適 用	96	0	28	124	
1 等級	8	0	2	10	大型船舶船員
2 等級	28	0	8	36	大型船舶船員(23), 中型船舶(甲(9), 乙(4))船員
3 等級	39	0	9	48	大型船舶船員(22), 中型船舶(甲(15), 乙(11))船員
4 等級	21	0	9	30	同上(17), "(12), (1)
(二) 適 用	165	0	46	211	
1 等級	14	0	3	17	大型(14), 中型(甲(1), 乙(2), 丙(1))船舶船員
2 等級	37	0	12	49	大型(27), 中型(甲(13), 乙(4), 丙(5))船舶船員
3 等級	67	0	24	91	"(43), "(8), "(3), "(5)
4 等級	47	0	7	54	"(38), "(14), "(1), "(1)
教 育 職	38,552	3,217	3,429	45,198	
(一) 適 用	32,200	3,032	3,429	38,661	
1 等級	10,287	2	661	10,950	学長(1), 所長(17), 教授(10,932)
2 等級	10,426	87	711	11,224	助教授
3 等級	730	712	73	1,515	講 師
4 等級	9,378	2,173	1,694	13,245	助 手
5 等級	1,379	58	290	1,727	教務雇員
(二) 適 用	1,159	185	0	1,344	
1 等級	31	0	0	31	校長(3), 教諭(28)
2 等級	1,073	185	0	1,258	教諭(1,073), 各種学校講師(185)
3 等級	55	0	0	55	教諭(20), 実習助手(35)
(三) 適 用	3,161	0	0	3,161	
1 等級	203	0	0	203	} 教 諭
2 等級	2,958	0	0	2,958	
(四) 適 用	2,032	0	0	2,032	

等級	組織区分				適用職種
	国立学校	大学附属 病院	附置 研究所	総定員	
1等級	49	0	0	49	高専校長
2等級	640	0	0	640	同 教授
3等級	617	0	0	617	同 助教授
4等級	338	0	0	338	同 講師
5等級	388	0	0	388	同 助手
医療職	431	9,755	54	10,240	
(一)適用	0	0	1	1	医師
(二)適用	213	1,919	49	2,181	
1等級	0	18	0	18	薬剤部長
2等級	0	111	0	111	薬剤部長(28), 薬剤主任(83)
3等級	28	527	5	560	医療技術職員(158), 診療エックス線技師(124), 栄養士(26), 薬剤主任(57), 薬剤士(195)
4等級	134	701	30	865	医療技術職員(367), 診療エックス線技師(197), 栄養士(137), 薬剤士(161), 歯科衛生士(3)
5等級	51	498	8	557	医療技術職員(353), 診療エックス線技師(126), 栄養士(73)
6等級	0	64	6	70	歯科衛生士(5) 医療技術職員
(三)適用	218	7,836	4	8,058	
1等級	0	48	0	48	総婦長
2等級	54	1,092	0	1,146	婦 長
3等級	155	5,741	2	5,898	} 看護婦
4等級	9	955	2	966	
合計	74,585	19,871	7,107	101,563	

◎国立学校職員定員機関別内訳（国立学校設置法施行規則）（昭和42.5.31現在 省令改正11号）

大 学	総定員	内 訳		大 学	総定員	内 訳	
		教 官	その他 (行政医療 海事)			教 官	その他 (行政医療 海事)
北 海 道	4,330	1,704	2,626	千 葉	2,107	805	1,302
北 海 道 教 育	881	469	412	東 京	9,455	3,745	5,710
室 蘭 工 業	324	148	176	東 京 医 科 歯 科	1,581	591	990
小 樽 商 科	168	79	89	東 京 外 国 語	251	127	124
帯 広 蓄 産	262	107	155	東 京 学 芸	1,004	588	416
北 見 工 業	120	47	73	東 京 農 工	524	225	299
弘 前	1,376	473	876	東 京 芸 術	335	173	162
岩 手	790	339	451	東 京 教 育	1,708	1,025	683
東 北	5,503	2,152	3,351	東 京 工 業	1,584	858	726
官 城 教 育	262	158	104	東 京 商 船	252	104	148
秋 田	541	251	290	東 京 水 産	308	125	183
山 形	872	414	458	お 茶 の 水 女 子	370	222	148
福 島	463	250	213	電 気 通 信	321	151	170
茨 城	823	420	403	一 橋	461	253	208
宇 都 宮	610	273	337	横 浜 国 立	845	444	401
群 馬	1,642	591	1,051	新 潟	2,286	858	1,428
埼 玉	624	332	292	富 山	686	325	361



大 学	総定員	内 訳		大 学	総定員	内 訳	
		教 官	その他 (行政 海事 医療)			教 官	その他 (行政 海事 医療)
金 沢	2,113	792	1,321	岡 山	2,079	796	1,283
福 井	481	239	242	広 島	2,695	1,274	1,421
山 梨	545	279	266	山 口	1,597	619	978
信 州	1,927	759	1,168	徳 島	1,497	571	926
岐 阜	1,483	594	889	香 川	581	318	263
静 岡	1,144	597	547	愛 媛	864	413	451
名 古 屋	3,575	1,486	2,089	高 知	501	272	229
愛 知 教 育	592	337	255	福 岡 教 育	520	293	227
名 古 屋 工 業	496	255	241	九 州	4,533	1,761	2,772
三 重	508	267	241	九 州 工 業	357	155	202
滋 賀	341	187	154	九州芸術工科大学	6	1	5
京 都	5,834	2,423	3,411	佐 賀	416	228	188
京 都 教 育	392	239	153	長 崎	1,656	552	1,104
京 都 工 芸 織 維	421	198	223	熊 本	1,970	719	1,251
大 阪	4,336	1,872	2,464	大 分	374	191	183
大 阪 外 国 語	215	117	98	官 崎	609	309	300
大 阪 学 芸	758	469	289	鹿 児 島	1,894	759	1,135
神 戸	2,259	905	1,354	合 計 (大 学)	96,207	41,489	54,718
神 戸 商 船	183	82	101	図 書 館 短 期	38	15	23
奈 良 教 育	269	159	110	工 業 商 船 高 等 専 門	5,063	2,032	3,031
奈 良 女 子	260	167	93	学 校 (49校)	255	181	74
和 歌 山	364	197	167	高 等 学 校 (8 校)			
鳥 取	1,387	497	890	通 計	101,563	43,717	57,846
島 根	506	279	227				

◎学生、生徒定数表(予定人員)

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所
42年度予算総数				
大 学 院 学 生	23,873	22,217	0	1,656
大 学 専 攻 科 学 生	1,531	1,531	0	0
学 部 学 生	227,822	227,822	0	0
外 国 人 留 学 生	616	616	0	0
沖 繩 学 生	530	530	0	0
工 業 教 員 養 成 所 学 生	1,760	1,760	0	0
養 護 教 諭 養 成 所 学 生	420	420	0	0
短 期 大 学 学 生	7,390	7,390	0	0
独 立 短 大	160	160	0	0
併 設 短 大	7,230	7,230	0	0
高 等 専 門 学 校 学 生	21,160	21,160	0	0
大 学 別 科 学 生	760	760	0	0

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大学附属病院	附 置 研 究 所
高等学校専攻科等学生	1,780	1,780	0	0
高等学校(電波高船)学生	700	700	0	0
附属学校生徒	99,385	99,385	0	0
盲 学 校	440	440	0	0
聾 学 校	500	500	0	0
養 護 学 校	1,130	1,130	0	0
高 等 学 校	8,980	8,980	0	0
中 学 校	39,035	39,035	0	0
小 学 校	45,405	45,405	0	0
幼 稚 園	3,895	3,895	0	0
各 種 学 校	7,685	1,570	6,115	0
特別教科教員養成課程	1,570	1,570		
衛生検査技師学校	540	0	540	0
歯科衛生師学校	30	0	30	0
歯科技工士学校	105	0	105	0
診療エックス線技師学校	450	0	450	0
看 護 学 校	4,590	0	4,590	0
助産婦学校	360		360	0
保健婦学校	20		20	0
歯科技工実習	20	0	20	0
研 究 生 等	9,528	1,976	7,054	498
合 計	404,940	389,617	13,169	2,154

前年度予算に比し昭和42年度歳出予算において増加したところの概要については既に前述したところである。各組織において人件的経費は、新規事項による教員の増員、その他の職員の増加のため俸給手当旅費の増加を合せ国立学校において65億1,957万4千円、大学病院において19億2,757万5千円、附置研究所において5億4,679万9千円合計89億9,394万8千円の増加を示している。また物件的経費について校費積算単価の改訂10%増新規事項としての校費の増加、教育研究用設備の増加、各所修繕費の増加

等を合せ国立学校において67億0,305万9千円、大学病院において9億6,983万9千円、附置研究所において22億9,814万7千円合計99億7,104万5千円、大学病院医療関係費において18億7,117万5千円、研究所特殊設備費において1億7,391万3千円の減、その他2億5,082万4千円、施設整備費等78億1,360万2千円、他会計への繰入額等1,945万9千円、共済組合負担金等7億2,112万2千円、総計302億4,978万5千円の増加を示すに至った。この増加額の組織別の概要は次の通である。

昭和42年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	42年度予算	41年度予算	増△減額	組 織 区 分			
				国立学校	大学病院	附 置 研 究 所	共 通
歳 出 総 額	227,286,781	197,189,568	30,096,913	13,319,158	4,768,589	2,826,420	9,182,746
内 訳							
人 件 的 経 費	91,750,062	82,757,557	8,992,505	6,518,131	1,927,575	546,799	0
物 件 的 経 費	59,681,609	49,708,121	9,973,488	6,705,502	969,839	2,298,147	0
そ の 他	2,078,615	1,827,787	250,828	95,441	0	155,387	0
医 療 関 係 費	15,192,257	13,321,082	1,871,175	0	1,871,175	0	0
日本学校安全会共済掛金交付金	6,310	6,226	84	84	0	0	0
国家公務員共済組合負担金	6,333,297	5,612,175	721,122	0	0	0	721,122
特 殊 設 備 費	643,700	817,613	△ 173,913	0	0	△ 173,913	0
施 設 整 備 費	49,800,731	41,987,129	7,813,602	0	0	0	7,813,602
庁 舎 等 特 別 取 得 費	467,386	513,562	△ 46,176	0	0	0	△ 46,176
賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,000	3,000	0	0	0	0	0
一 般 会 計 へ 繰 入	29,495	10,036	19,459	0	0	0	19,459
郵 政 事 業 特 別 会 計 へ 繰 入	155	280	△ 125	0	0	0	△ 125
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	999,864	325,000	674,864	0	0	0	674,864
予 備 費	300,000	300,000	0	0	0	0	0

組織別内訳次の通り

I 国立学校の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
国 立 学 校	13,319,158	大学院, 学部, 短期大学, 高等専門学校(工業商船), 高等学校, 附属学校, 工業教員養成所養護教諭養成所, その他教育研究施設等に関する予算の増加である。	118,117,122	104,797,964
1. 人 件 的 経 費	6,518,131	職員の増加による俸給, 諸手当, 旅費などの増加額である	72,835,566	66,317,435
(1) 俸 給 手 当 等	6,163,289	新規事項及学年進行等による職員の増加に伴う俸給, 手当などである。増加概要次のとおり。 1. 大学の創設準備(九州芸術工科) 2. 学部の創設(歯学部一九大, 北海道大) 理学部(東京工大) 工学部(東京工大) 理工学部転換, 経営学部(横浜) 3. 文理学部の改組(山形, 茨城)により人文学部2, 理学部2, 教養部3を設置, (山形, 茨城, 富山)は文理学部(富山)の儘で学科の改組2学科(文1, 理1) 4. 短期大学部設置(医療技術一大阪) 5. 学部の学科新設及拡充改組, 体育系1, 理学系2, 工学系21, 農学系6, 薬学系1,	70,646,463	64,483,174

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
		<p>合計31学科新設，拡充改組人文系 3，社会科学系 9，理学系 2，工学系 3，農学系 1 合計18学科</p> <p>6. 学生の増募人文系128人，社会科学系130人，理学系40人，工学系 135人，農学系55人，その他53人，合計 541人（54学科）臨時増募社会科学系20人，理学系35人，工学系 110人，農学系10人，合計 175人（26学科（教育改善によるもの工学系 480人（山形電通，名古屋工業大学）</p> <p>7. 大学院の設置（修士課程）工学研究科（富山36人，信州54，岐阜48人，愛媛40人，農学研究科（鳥取64人，愛媛56人，宮崎72人，畜産学研究科（帯広畜産46人）経済学研究科（広島20）合計 426人（10大学12研究科設置），医学研究科（岐阜，神戸，山口）大学院強化のため不完全講座の充実による職員増加</p> <p>8. 短期大学の学科新設工業系 1学科40人学生増 4学科 130人（経営 2科，工科系 1科図書館 1）</p> <p>9. 養護教諭養成所の新設 3（茨城，愛知教育，徳島）学生 120人</p> <p>10. 講座の増設29（教育 1，医系12，工学系 7，理 2，文系 1，経済 4，薬 1，農 1），共通 4（工学），修士講座14，（農 2，工 5 理 1，文教育 1，家政 1，美術 1）新設</p> <p>11. 教官の充員整備</p> <p>12. 国立商船高等専門創設 5校（高校昇格）</p> <p>13. 工業高等専門学校学科新設 6学科，学生 240人</p> <p>14. 特別教科教員養成課程の新設 7，学生 200人</p> <p>15. ろう学校教員養成課程の新設 1，学生15（愛媛）</p> <p>16. 養護学校教員養成課程の新設 7，学生 140人</p> <p>17. 幼稚園教員養成課程の新設 4 学生 120人</p> <p>18. 学科等の新設，整備による教官増</p> <p>19. 既設学科の学年進行による職員増</p> <p>20. 実習施設の新設11（涸沼臨湖実験所，低</p>		

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	42	41
		温センター, アメリカ研究資料センター, 超高層大気光観測所, 薬草園, 史料館, 亜熱帯植物試験地, 大型計算機センター, 水産実験所, 地震観測所(京都)地殻変動観測所(東北)実習施設の整備(12)		
		21. 研究施設の新設10(雑草防除, 原子力工学, 顎口腔総合, 神経情報, 脳神経, 超高温理工学, 船貨輸送, 両生類, 基礎情報学腫瘍)既設の整備(19)		
		22. 附属学校新設(養護学校小学2, 中学2)幼稚園5, 園児175人		
		23. 厚生補導要員の増, (保健管理センターの増設) 管理要員の充実, 事務機構整備(庶務部5, 経理部5, 施設部5, 高専事務部11, 学生部次長増1, 設備課の設置3等)外国人研究員宿泊施設充実等		
(2) 旅 費	354,842	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴うもの, 及教官研究旅費単位10%増	2,189,103	1,834,261
2. 物件的経費	6,705,502	人件的経費において述べた事項による増加及び標準的予算の各項目による積算増加による増	44,155,823	37,450,321
(3) 校 費	6,416,313	1. 教官当校費積算単位改訂10%増 2. 学生当校費積算単位改訂10%増大学院学生当増(博士25%, 修士15%) 3. 外国人留学生経費の増 4. 入学試験経費の増 5. 研究特別経費の増(研究報告, 解剖体費等) 6. 特別事業経費 7. 臨時事業費(国際会議, 調査, 観測費)増 8. 特殊施設費増(図書館維持, 農場, 演習林工場, 附属施設, 運営費の増特殊装置維持費) 9. 厚生補導関係 10. 諸設備の充実, 更新	41,251,801	34,835,488
(4) 光 熱 水 料	5,710	11. 実習船建造費(3隻)	110,369	104,659
(5) 不動産維持修繕	283,479	坪数の増加単価の増等による所要額の増加	2,793,653	2,510,174

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
3. そ の 他	95,441		1,119,423	1,023,982
(6) 実習船関係費	40,652		495,367	454,715
		運 航 費 19,006	223,466	204,460
		食 糧 費 24	19,861	19,837
		建 造 費 12,700	187,200	174,500
		整 備 費 8,922	64,840	55,918
(7) 受託研究費	63,639		123,862	60,223
(8) 受託研究員費	1,150		50,194	49,044
(9) 奨学交付金	△ 10,000		450,000	460,000
4. 日本学校安全会共済掛金交付金	84		6,310	6,226

## II 大学附属病院の分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
附 属 病 院	4,768,589	大学医学部、歯学部附属病院29及び附置研究所附属病院6の運営に関する予算の増加である。	33,439,638	28,671,049
1. 人 件 的 経 費	1,927,575	新に医学部三病院創設（岐阜，神戸，山口）歯学部三病院創設（東北，新潟，広島）診療科の新設14，病床の増加（295床）衛生検査技師学校の新設2，診療エックス線技師学校上級課程の新設4，中央診療施設の新設9，特殊診療施設の新設3その他諸設整備のため職員の増員による増加予算である。	13,114,628	11,187,053
(1) 俸給手当など	1,903,644	前項の事項等の職員の増員に伴う俸給及手当の増加である。	13,020,537	11,116,893
(2) 旅 費	23,931	職員の増員に伴うもの及び教官当旅費単価改訂10%増	94,091	70,160
2. 物 件 的 経 費	969,839	人件的経費において述べた事項に伴う増加及び標準的予算の各項目による積算増加による。	5,132,753	4,162,914
(3) 校 費	879,881	1. 教官当校費積算単位改訂10%増 2. 研究生当校費積算単位改訂10%増 3. 建物新営に伴う設備 4. 管理運営費の増加 5. 6病院創設に伴う増加	4,380,002	3,500,121
(4) 光熱水料	130,453		654,661	524,208

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
(5) 不動産維持修繕	△ 40,495		98,090	138,585
3. 医療関係費	1,871,175	人件的経費におよて述べた事項に伴う増加である。	15,192,257	13,321,082
		医 療 費 1,195,048	10,998,124	9,803,076
		患者用品費 18,085	91,028	72,943
		医療機器整備費 298,654	1,660,016	1,361,362
		学用患者費 125,544	827,259	701,715
		患者食糧費 195,415	1,439,547	1,244,132
		生徒食糧費 38,429	176,283	137,854

### III 附置研究所の分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
附 置 研 究 所	2,826,420	大学附置研究所71の運営に関する予算の増加である	17,795,793	14,969,373
1. 人 件 的 経 費	546,799	脳研究所(新潟)及びがん研究所(金沢)の創設, 既設研究所の整備, 研究部門の増設, 不完全部門の整備, 附属施設の新設, 工場の整備に伴う職員の増員による増加額である。	5,799,868	5,253,069
(1) 俸給手当など	473,935	1. 脳研究所5部門(脳外科研究施設を振替一部職員増) 2. がん研究所8部門(結核研究所の転換がん研究施設の振替一部職員増) 3. 霊長類研究所2部門(共同利用) 4. 研究所整備(海洋研1部門, 宇宙航空研2部門, アジアアフリカ言語文化研2部門, 数理解析研2部門) 5. 研究部門増設(防災科学部門2, 宇宙科学部門1, 一般研究部門13, 医系1) 6. 不完全部門整備の職員増 7. 附属施設の新設3 8. 工場の整備特殊装置運転職員の増加に伴う俸給手当などの増加額である	5,454,162	4,980,227
(2) 旅 費	72,864	前項に記載した職員に伴うもの及び教官研究旅費単価改訂10%の増加による。	345,706	272,842
2. 物 件 的 経 費	2,298,147	人件的経費に記述した事項と同様の内容による増加及び教官当積算校費単価改訂10%増, 研究用設備更新, 特別設備等の増加である。	10,393,033	8,094,886
(3) 校 費	2,312,792	1. 特別事業費 2. 臨時事業費 220,950 3. 特殊装置運転費 65,884 4. 共同利用研究施設運営費 80,273	10,387,526	8,074,734

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
(4) 不動産維持費	△ 14,645	5. 工場, 農場等経費		
3. その他	155,387	6. ロケット観測経費 840,797		
(5) 研究船関係	111,725	7. 部門研究費 178,862		
(6) 受託研究費	43,662	8. 教官及学生当積算単価改訂10%増		
4. 特殊設備費	△ 173,913	1. 運航費	5,507	20,152
		1. プラズマ研究所設備	959,192	803,805
		2. 原子核研究所設備	781,432	669,707
		3. 原子炉実験所設備	177,760	134,098
		4. 電気通信研究所設備	643,700	817,613

#### IV 各組織に共通する分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	42年度予算	41年度予算
施設整備費	7,813,602		49,800,731	41,987,129
学校施設整備	4,972,846	学生増募等, 養護教諭養成所, 高等専門学校新設及学科増設, 附置研究所増設など既設拡張事業の継続による施設整備の増加	38,170,076	33,197,230
備病院施設整備	443,435	病院の改築, 増築による増加	6,522,213	6,078,778
不動産購入費	2,400,000	購入予定のものあるによる	5,100,000	2,700,000
学校施設災害復旧費	△ 2,679	事業終了によるものあるによる	8,442	11,121
庁舎特別取得費	△ 46,176	同上	467,386	513,562
国債整理基金特別会計へ繰入	674,864	39年度以降借入金に対する利子	999,864	325,000
国家公務員共済組合負担金	721,122	職員の増加による負担金の増加	6,333,297	5,612,175
賠償償還及払戻金	0		3,000	3,000
予備費	0		300,000	300,000
一般会計へ繰入	19,459	政府職員等失業者退職手当負担金	29,495	10,036
郵政事業特別会計へ繰入	△ 125		155	280
合 計	9,182,746		57,933,928	48,751,182

次に最近12カ年度間における国立学校予算を展望すると次表に示すように数額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校運営上に与えた影響が極めて大であって、学術教育の進歩発展した姿であることを如実に語るものである。

また国立学校運営費における最近12カ年度百分比につき、総額及び組織別に昭和31年度から昭和42年度に亘り人的経費物的経費を主体として続いて掲記する。



◎ 国立学校関係歳

区 分	特 別 会 計				38 年 度
	42 年 度	41 年 度	40 年 度	39 年 度	
国立大学及び学校	118,120,122	104,800,964	88,281,948	66,872,483	57,862,656
大学附属病院	33,439,638	28,671,049	25,750,918	17,768,778	15,496,030
大学附置研究所	17,795,793	14,969,373	12,916,277	8,601,334	6,627,537
施設整備費等	50,268,117	41,987,129	35,200,000	18,972,685	13,209,414
国債整理基金特別会計 へ繰入	999,864	325,000	178,750	—	—
予備費	300,000	300,000	300,000	—	—
国家公務員共済組合負 担金	6,333,279	5,612,175	4,961,812	2,888,340	2,471,227
他会計へ繰入	29,650	10,316	—	—	—
小計(特別会計)	227,286,3812	197,189,568	167,589,705	115,103,570	94,666,864
科学研究費	4,186,710	3,783,370	3,411,700	2,757,000	2,507,000
在外研究員旅費	—	—	307,443	210,260	191,000
内地研究員旅費	—	—	20,618	20,618	18,916
外国人留学生費	302,241	301,707,000	206,870	113,253	103,709
沖繩留学生費	—	—	—	—	33,750
育英及び学徒援護関係	13,248,148	10,666,814	9,074,660	8,137,480	6,440,929
小計(一般会計)	17,737,099	316,157,184	13,021,291	11,238,611	9,295,304
合 計	245,023,580	511,521,573	180,610,996	126,342,181	103,962,168
文部省所管全予算	584,586,290	527,320,391	466,903,869	360,476,723	298,532,311
一般会計総予算	4,950,910,180	4,477,147,888	3,744,725,265	2,972,195,117	2,480,959,228

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費の12カ年度における歩みにつき百分比  
 費中人的、物的、医療関係、特殊設備に要する経費をもつて示すと次のような数値を得た。

◎国立学校運営費12カ年度百分比(総数)

39—42年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等共通するものを除き比を採った。

区 分	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 的 的 経 費	51.175%	54.590%	52.203%	54.44%	55.60%	57.68%	60.2%	61.4%	62.8%	65.2%	66.0%	66.0%
俸給手当など	52.624	53.090	52.145	53.43	54.55	56.54	59.0	60.3	61.7	64.1	64.9	64.9
旅 費	1.552	1.500	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物 的 的 経 費	35.241	34.318	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7	23.9	24.2
校 舎 費	33.530	32.560	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3	20.3	20.4
土地建物維持修繕及 新営費	1.710	1.758	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4	3.6	3.6
医 療 関 係 費	8.970	9.076	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7	8.2
そ の 他	1.227	1.251	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6	0.7
特 殊 設 備 費	0.836	0.765	0.805	0.92	1.21	0.85	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9

出 予 算 12 力 年 度 表

(単位 千円)

一 般 会 計						
37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
56,862,656	46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138	29,934,769	24,472,735
15,496,030	12,902,948	10,299,020	8,520,740	7,756,565	7,119,242	1,302,012
6,627,537	5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040	2,799,992	2,578,107
13,209,414	7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349	2,994,395	2,269,735
—	—	—	—	—	—	—
2,472,227	2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420	723,852	701,148
—	—	—	—	—	—	—
94,666,864	73,796,660	58,810,789	49,335,086	44,035,512	40,652,250	36,323,737
2,507,000	2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,040	1,222,000	1,152,000
191,000	191,000	160,000	166,000	110,000	110,000	70,000
18,916	18,101	6,062	6,602	6,380	6,715	6,383
103,709	76,620	56,020	50,500	39,600	24,000	0
33,750	29,705	21,151	18,582	17,805	15,000	0
6,440,929	5,466,897	4,798,490	4,624,606	4,445,254	4,297,736	4,271,478
9,295,304	7,976,323	6,861,129	6,405,795	6,061,079	5,666,117	5,499,861
103,962,168	81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591	46,318,367	41,823,598
298,523,311	241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275	145,765,627	130,534,838
2,480,959,228	1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502	1,137,464,880	1,034,694,520

補正予算が成立したものについては、補正後の予算を掲記したことによるからである。

◎各組織別運営費12力年度百分比

(1) 大学学校分

区 分	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	% 61.664	% 62.074	% 60.985	% 61.40	% 61.82	% 64.37	% 67.7	% 68.5	% 69.9	% 71.7	% 72.9	% 72.8
俸 給 手 当 な ど	59.811	60.280	59.758	61.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5	71.6	71.5
旅 費	1.851	1.794	1.227	1.11	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3
物 件 的 経 費	37.383	36.922	37.950	37.00	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4	26.3	26.3
校 舎	35.018	34.578	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.3	22.0	21.8
土地建物維持修繕及 新営費	2.365	2.343	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2	4.3	4.5
そ の 他	0.948	0.998	1.065	0.90	1.22	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9	0.8	0.9

(2) 大学附属病院の分

区 分	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	% 39.218	% 38.007	% 35.659	% 37.60	% 40.44	% 39.91	% 40.3	% 43.0	% 41.1	% 46.5	% 46.0	% 46.5
俸 給 手 当 な ど	38.937	37.753	35.445	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3	45.8	46.2
旅 費	0.281	0.252	0.214	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
物 件 的 経 費	15.349	14.810	14.614	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7	9.6	10.1
校 舎	15.056	14.313	13.697	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3	8.0	8.3
土地建物維持修繕及 新営費	1.958	0.492	1.417	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4	1.6	1.8
医 療 関 係 費	45.433	47.183	49.727	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8	44.4	43.4

(3) 附置研究所の分

区 分	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
人 件 的 経 費	32.592	34.547	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5	51.0	49.7
俸 給 手 当 等	30.649	32.727	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3	49.7	48.3
旅 費	1.943	1.820	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2	1.3	1.4
物 件 的 経 費	58.402	52.827	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	48.0	44.7	38.6	37.0	37.5
校 舎 建 物 維 持 修 繕 及 新 営 費	58.371	52.694	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	47.1	44.0	37.7	35.8	35.2
そ の 他	0.031	0.132	0.437	0.54	0.58	0.49	0.9	0.9	0.7	0.9	1.2	2.3
特 殊 設 備 費	5.389	5.288	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7
	3.617	7.338	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	7.3	10.1	10.1	11.1	12.1

前表によって最近12ヶ年度間における国立学校運営に関する経費の推移を総表（すなわち組織を通じての表）について見ると、人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なく持合であるかの状態を示している。物件的経費の校費においては僅かながらも比率が年々上昇している。これは経常的経費の基幹をなす校費の積算単価を年々引上げ改訂するの結果に外ならないと考えられる。教育研究の基礎原資である経費の堅実化を表はしているものでもあろう。しかもこれらの健全な傾向は大学の数の少ない昔時において人件費物件費が半々と平衡を保っていたように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。昔時はその平衡の上に大学が運営されていたという史実によってその判断に到達するのである。大学の数が少ない時代であった昭和の初め帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的少なかったことからして、半々という事実が常道であったと見ることは強ち妥当を欠くものであるとは考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更意識して編成したものでないことは、当時の予算編成の経過を追憶しても昇格大学（東京商科大学、官立医科大学）の講

座当経常費予算が大体人件費物件費が半々というところで組まれたことが唯一の寄りどころであるのと、大学の全予算において自然に人件的経費と物件的経費との割合が結果的に半々となったのに過ぎないことであろう。多年に亘って左様な姿であったことからすれば、その姿が原則的なものとして進められ伝承されたものと考えべきであろう。

要は人件費物件費が平衡であるということは歴史的の事実を基礎としての意味ではあるまいか。

大学における研究費がきわめて不足であるとの情態もここ数年度間において多少緩和されるに至ったが研究資材の値上りと所要の資材が複雑高度化のため、実際問題として予算が増加しても使用面に於ては窮屈になっているのが実情である。而も急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではない。莫然と巷間つたえられるのは人の経費に即応する物の経費がバランスしていないと言ふことにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事項のみに限らず過去に設けられた事項についても新基準を適用してすっきりした計算を行い大改造すべきではあるまいか。古いものはむしろ予想されないような費用を多額に必要とするこ

とが実情であるといえよう。この計算改造は一般会計より特別会計に繰入るる財源を明確化し特別会計財政の安定性恒久性の確保に役立つ重要な因であろう。現在のように所管省と財務担当省との合意による基準でも運営上は支障のないことではあるが、時々の情勢によって変動する可能性のある方法によらずにすむように、基準の法制化を建てることは不可能ではあるまいと思うが如何なるものであろうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難なことであろうが学問研究、教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保に関する条項を国立学校特別会計法中に設けることについて十分に検討の要があるであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計法の中にとり入れることは国立学校財政上重要なことである。

昭和24年学制改革に際しても国立学校の財政については確因たる見透しもなく教育制度改革のみが先行した。兎角金のこととなると必要な事柄と理解しながらも棚上されて莫然となるのが日本の世情である。昭和39年度から国立学校に対しその特殊性が漸く認められて特別会計となり特別会計法の制定となった。

経常費財源の確保については法の上においては一般会計より繰入るとだけあって、財源は予算に定むるだけの政府支出金であるため進行上の行政措置は全く制定以前と何等変るところがない。政府より交付する支出金が法の上に明文化されてこそ特殊特別会計の意義と独立性が鮮明されるものであろう。

次に12ヶ年度間における予算の対照上国立学校職員及び学生生徒数を次表として掲度する。

◎12カ年度間における国立学校職員数及び学生生徒数調

区 分	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
指 定 職	217	195	179	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行 政 職	45,573	43,376	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921	27,636	27,670
役 付 職 員	6,021	5,750	5,557	5,239	5,019	4,77,	4,634	4,523	4,429	4,369	4,525	4,357
技 術、一般職員	24,944	23,495	22,523	21,560	20,434	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442	33,111	23,313
技 能 労 務 職 員	14,608	14,313	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,025	10,110		
海 事 職												
船 舶 職 員	335	297	311	310	302	289	251	247	240	234	226	225
教 育 職	45,198	42,364	40,050	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694	29,951	29,571
大 学 長	1	1	1	78	77	77	75	74	73	72	72	72
大学研究所教官等	25,418	36,334	34,568	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954	26,233	25,878
附属学校等教官	7,502	4,354	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668	3,646	3,621
高等専門学校教官	2,032	1,675	1,318	898	460	158	—	—	—	—	—	—
医 療 職	10,240	8,951	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828	4,094	4,080
医 療 技 術 関 係	1,640	1,450	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837		
薬 剤 師 関 係	542	469	469	467	439	439	394	394	371	368		
看 護 婦 関 係	8,058	7,032	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620	3,968	3,954
合 計	101,563	95,183	91,276	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,503	63,677	61,907	61,546
学生生徒総数	404,940	400,836	377,211	342,868	355,299	327,883	313,153	315,595	306,641	300,402	301,379	299,848

次に昭和29年度から施行された国立学校特別会計法以前8カ年度間における国立学校関係歳

入予算につき次表を掲記する。

◎国立学校関係歳入予算 (一般会計文部省主管)

(単位 千円)

区分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業料検定料及入学料	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,539	1,694,402
寄宿料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956
病院収入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	6,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役務収入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	42,536	33,589
雑入など	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,759	56,558
	881,781	737,577	670,507	545,518	486,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄付金収入	306,500	6,500	6,758	2,555	2,239	680	6,240	290
合計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,627

◎大学学部学校病院研究所等の数調

区分	根拠条文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
国立学校設置法 (昭和24年法律第150号によるもの)									
大	学	3条1項	74	—	—	—	—	—	—
学	部	同上	276	94	119	26	25	2	16
教	養	部 3条2項	27	—	—	—	—	27	—
大	学	院 3条の2, 1項	62	—	—	—	—	—	—
研	究	科 政令(昭28, 51号)	157	45	87	25	—	—	—
短	期	大 学 3条の3	25	11	13	1	—	—	—
独	立	同1項	1	1	—	—	—	—	—
併	設	同2項	24	10	13	1	—	—	—
附	置	研 究 所 4条	71	11	42	18	—	—	—
固	有	同1項	59	10	32	17	—	—	—
共	同	利 用 同2項	12	1	10	1	—	—	—
高	等	專 門 学 校 7条の2	49	0	(49)	0	—	—	49
高	等	学 校 8条							
電		波 3	3	—	(3)	—	—	—	3
附	属	学 校 232	232	—	—	—	—	—	232
小	中	高 学 校 75	75	—	—	—	—	—	75
高	等	学 校 80	80	—	—	—	—	—	80
普	工	農 音 商 学 校 21	21	—	—	—	—	—	21
盲	聾	養 護 学 校 13	13	—	—	—	—	—	13
教	育	施 設 5条1項, 政令(昭和29, 43号) 文部省令(昭和39, 1号) 省令別表9	1	—	(1)	—	—	—	1
			1	—	(1)	—	—	—	1
			1	(1)	—	—	—	—	1
			5	—	(5)	—	—	—	5
			1	—	—	—	—	—	1
			2	—	—	—	—	—	2
			10	—	—	—	—	—	10
			43	—	—	—	—	—	43
病	院	設 5条	168	3	130	35	—	—	—
学	部	附 属 省令14条1項	35	—	—	35	—	—	—
研	究	所 附 属 省令16条1項別表5	29	—	—	29	—	—	—
教	育	施 設 省令29条別表6	6	—	—	6	—	—	—
臨	海	実 験 所 16	16	—	16	—	—	—	—
臨	湖	実 験 所 3	3	—	3	—	—	—	—
牧	場	2	2	—	2	—	—	—	—
農	場	33	33	—	33	—	—	—	—
亜	熱	帯 植 物 試 験 地 1	1	—	1	—	—	—	—

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
演習林園		22	—	22	—	—	—	—	—
植物園		3	—	3	—	—	—	—	—
薬草園		1	—	1	—	—	—	—	—
家畜病院		10	—	10	—	—	—	—	—
水産実験所		4	—	4	—	—	—	—	—
実験実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
地震観測所		7	—	7	—	—	—	—	—
地磁気観測所		3	—	3	—	—	—	—	—
超高層大気光観測所		1	—	1	—	—	—	—	—
園芸実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
海洋生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
菅平生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
地殻変動観測所 (能代大山)		2	—	2	—	—	—	—	—
志賀自然教育研究室		1	—	1	—	—	—	—	—
七飯養魚実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
総合資料研究館		1	—	1	—	—	—	—	—
工学機器研究センター		1	—	1	—	—	—	—	—
原子炉共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
工作センター		1	—	1	—	—	—	—	—
低温センター		1	—	1	—	—	—	—	—
生物環境調節センター		1	—	1	—	—	—	—	—
計算機センター		2	—	2	—	—	—	—	—
放射線育種共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
鉱業博物館		1	—	1	—	—	—	—	—
アメリカ研究資料センター		1	1	—	—	—	—	—	—
奈良研究室		1	1	—	—	—	—	—	—
史料館		1	1	—	—	—	—	—	—
練習船		8	—	8	—	—	—	—	—
研究施設	5条	146	18	87	41	—	—	—	—
学部附属	省令20条別表6	111	15	57	39	—	—	—	—
研究所附属	省令20条別表7	35	3	30	2	—	—	—	—
学校教育法（昭和22年法律第26号によるもの）									
大学学部専攻科	57条	139	58	81	—	—	—	—	—
同別科	57条	11	1	10	—	—	—	—	—
各種学校	33条1項								
看護学校	文部・厚生省令指定規則 (昭和26年1号)	22	—	—	(2)	—	—	—	22
助産婦学校	同上	18	—	—	(18)	—	—	—	18
保健婦学校	同上	1	—	—	(1)	—	—	—	1
診療エックス線技師学校	文部・厚生省令同（昭和36年4号）	19	—	—	(19)	—	—	—	19
衛生検査技師学校	同（昭和33年3号）	16	—	—	(16)	—	—	—	16
歯科衛生師学校	同（昭和25年1号）	1	—	—	(1)	—	—	—	1
歯科技工士学校	厚生省令（昭和31年3号）	2	—	—	(2)	—	—	—	2
特別教科教員養成課程		73	—	—	—	—	—	—	—
国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号によるもの）									
国立工業教員養成所		9	—	—	—	9	—	—	—
国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号によるもの）									
国立養護教諭養成所	2条	8	—	—	—	8	—	—	—

# E 資 料

国大協庶第 38 号

昭和42年 2 月 28 日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 大河内 一男

## (1) 大学卒業予定者のための推薦選考 開始時期等について

標記の件について、昭和42年 2 月 4 日付文大生第 159 号をもって文部省大学学術局長から各大学長あて通知の趣であります。当協会としては、大学教育の正常化をはかる見地から、既に昭和41年11月29日30日開催の第38回総会において、昭和42年度においても例年どおりの線を守ることを申し合わせたことは、ご承知のとおりであります。別紙国公立大学協会、連盟の申し合わせは以上の趣旨に基づくものであり、なお、右申し合わせの内容記 2 の10月 1 日以降実施を目途とするとあるのは、国立大学にあっては10月 1 日以降実施を厳守することといたすものであることは、例年当協会としての申し合わせのとおりでありますので、各大学におかれは以上の趣旨の徹底をはかり、これが実施について一層ご協力下さるよう要望いたします。

迫って全国の各事業所団体代表者に対し、当協会より別紙のとおり協力方要望の依頼状を送付しておりますので併せてご了知のほどをお願いいたします。

## (別紙) 申し合わせの内容

国・公・私立大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和42年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

### 記

1. 就職事務は、7月 1 日より前には一切行なわないこと。ただし、技術系については、この期日を 6 月 1 日とすることができること。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月 1 日以降実施を目途として行なうこと。

昭和42年 1 月 27 日

国立大学協会会長

大河内 一男

公立大学協会会長

萩野 鋤太郎

日本私立大学連盟会長

永沢 邦男

日本私立大学協会会長

稗方 弘毅

私立大学懇話会会長代理

麻生 磯次

国立短期大学協議会会長

松平 正寿

全国公立短期大学協会会長

三沢 房太郎

日本私立短期大学協会会長  
松本生太

文大大 第 177 号  
昭和42年 2 月 22 日

各国公私立大学長 殿

文部省大学学術局長

天城 勲

国大協庶第38号 2

昭和42年 2 月 28 日

各事業所団体代表者 殿

国立大学協会

会長 大河内 一男

## (2) 大学卒業予定者のための推薦選 考開始時期等について (依頼)

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格別の御配慮をわずらわし、深く感謝申し上げます。

さて、大学卒業予定者の就職選考が、あまりに早期に行なわれることは、最終学年に在学する学生の教育遂行ならびに指導上種々の弊害を生むのみならず、ひいては各事業体の要請される人材確保の趣旨にも沿い得ない結果を生ずることは、改めて申し上げるまでもないことでもあります。このため、当協会におきましては、このたび別紙写のとおり、各国立大学長あて通知し、趣旨の達成のためさらに努力することになりましたので、貴連盟(協会)(会議所)におかれても何卒以上の事情を御諒承下され、貴傘下各事業所等の一層の御理解と御協力を得られますよう、お取り計らいのほどよろしく御願いたします。

## (3) 昭和43年度大学入学者選抜方法 のうち、学力検査実施教科、科目等について (通知)

昭和43年度大学入学者選抜方法のうち、学力検査実施教科、科目等について、別紙のとおり定めましたので通知します。

ついては、各大学におかれてはこれに従い学力検査の実施教科、科目名等を具体的に決定し、本年6月1日から7月31日までの間に、別紙様式(記載例)により各都道府県知事、同教育委員会、各国立高等学校長等に通知し、あわせて文部省大学学術局大学課長あて報告されるようお願いいたします。

なお、この通知の内容は、高等学校の旧教育課程(昭和31年度以降昭和37年度入学者まで実施の教育課程)による卒業者に対する措置について各大学の自主的な決定によることとしたほか、前年度と同様であります。

## 昭和43年度大学入学者選抜方法のうち、学力 検査実施教科、科目等について

学力検査は、高等学校卒業程度とし、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう、各教科の学習指導要領に準拠して実施するものとする。(以下省略)



#### (4) 大学院学生に対する奨学金制度 の改善について(勧告)

庶発第530号

昭和42年5月13日

内閣総理大臣

佐藤栄作殿

日本学術会議会長

標記のことについて、本会議第48回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

##### 記

大学院(国・公・私立)学生に対する奨学金制度が、わが国における、科学研究者の組織的養成機関である大学院の維持発展にとって、不可欠の役割を果たしてきたことは周知のとおりである。本会議は、つとにこの制度の重要性を認め、これまで、数次にわたって奨学金制度の改善について、政府に対して勧告あるいは申入れを行ってきたが、遺憾ながら、その改善は遅々としており、とくに、支給金額の水準は、一般所得水準の上昇に比べて立ち遅れ、大学院学生が、その学業と研究に安んじて従事することが不可能な状態にある。このままでは、大学院制度の存立自体が危機におちいるといっても過言ではない。

本会議は、この重要性にかんがみ、重ねて大学院学生に対する奨学金制度の根本的改善について、早急に次のように措置されるよう要望する。

(1) 支給金額を、国立大学助手の給与水準に準ずる額に引き上げることとし、さしずめ、昭和43年度においては、その支給月額を、博士課程在学者には25,000円、修士課程在学者には20,000円と定め、昭和45年度に至る3年計

画で、前記の水準を達成し、その後は、助手の給与水準に対するスライド制を考慮すること。

- (2) 支給対象は、定員の枠の中で、ほぼ入学者の全員にゆきわたるように拡張し、学校差などをなくすこと。
- (3) 現在、貸与制となっている奨学金を、博士課程在学者については原則として給与制度に改めること。
- (4) 大学院修業者が、奨学金の返還免除職に就職するまでの猶予期間を一般的に「5年以内」に延長すること。
- (5) 奨学貸与金の返還免除をうける指定機関(試験所、研究所、文教施設)を決定する審査会に学界代表を加えること。

本信写送付先

大蔵大臣  
文部大臣  
科学技術庁長官  
日本育英会会長

##### 説明

- (1) 本会議は、これまで、大学院学生にたいする奨学金問題について、数次にわたってとりあげてきた。昭和28年5月には文部大臣ならびに日本育英会会長宛に、「新制大学院における奨学金制度について」の要望書を提出し、昭和34年5月には、その前年に行なわれた大学院学生に関する生活実態調査にもとづいて「大学院学生に対する給費について」の勧告を文部大臣あてに行なった。さらに、昭和39年11月には、「大学院の整備・拡充について」の勧告のなかで、奨学金の改善策についてもふれたものであった。しかしながら、その改善は遅々としている。貸与を受ける人員は増

加してきているが、今日、なお大学院学生の一部にのみ貸与されているにすぎないし、貸与金額の水準は、久しくすえおきになっているので、実質的には年々低下し、昭和29年に本制度が確立された頃に比べると悪化している。昭和42年度予算案では、貸与人員が2,500名増加し、貸与金額の水準が3,000円引き上げられるなど、幾分改善されることは喜ばしいことであるが、なお、この制度の発足時に比べても内容上は劣っており、本会議の要望勧告の線にはるか遠い状態にある。この問題については、国立大学協会（1964年11月26日大学院ならびに大学の奨学制度の拡大について）ならびに科学技術会議（1966年8月31日科学技術振興の総合的基本方策に関する意見）も要望していることは周知のとおりである。

本会議が本問題についてとってきた基本的な考え方は、昭和39年の「勧告」のなかにも示されているとおり次の3つの原則であった。

- (イ) 大学院に限って支給対象は定員の枠内、ほぼ入学者の全員とすること。
  - (ロ) 博士課程にあつては、原則として給費とすること。
  - (ハ) 給与額は修士・博士課程を通じて、同期の学部卒業者が、国立大学の助手となる場合の給与額に準ずる額とすること。
- (2) 大学院学生にたいする奨学金は、別表(1)に示した様に変化している。昭和29年当時には修士課程と博士課程との別ではなく、第1種と第2種とに分かれ、第1種とは修学後学術研究に従事しようとする学生に対するもので、月額6,000円、第2種とは、博士課程終了後学術研究に従事しようとする者のうち、とくに優秀な学生に対するもので10,000円であ

った。のち（昭和32年）にこの第1種は事実上博士課程在學生だけに限定されるように改められたが、金額は長らくすえ置かれた。その後、別表(1)のように、昭和36年から第1種と博士課程の第2種が若干引き上げられ、昭和38年に修士課程と博士課程とを区別する新制度が確立し、夫々10,000円と15,000円となった。しかしながら、その金額の引き上げはまことに不十分であつて、修士課程の第2種は、昭和29年度以降41年度までの12年間にわたつてすえ置かれ、博士課程の第2種はわずか50%、また、修士課程の第1種をとつても67%の引き上げにとどまっていた。もっとも昭和42年度には、夫々3,000円引き上げられたので、上昇率はその分だけ高まるが、本質的に改善されたわけではない。

この間、一般物価指数（消費者物価）は51.8%上昇し、昭和42年には、29年対比で59%程度高まるものと考えられる。したがつて、昭和42年度の引き上げを見込んでも、修士課程の第2種では14.4%の低下となり、博士課程では、41年には実質価値を維持し、昭和42年の引き上げによって13%高まった計算になる。しかしながら、この場合の消費者価格指数は一般世帯のものであるから、実際の大学院学生の消費者価格指数を算出すれば、おそらくもっと高い上昇率を示すに違いない。別表(2)に示したように、学生生活費のなかで大きな比重を占める地代家賃や教養娯楽費は、その上昇率がきわめて高い（3.4倍と2.0倍）。したがつて、これらの他食外食価格の著しい上昇率を考慮すると、奨学金の実質価値は、昭和29年当時を基準とすると、確実に低下していると判断した方があつている。

また、昭和37年度に、博士課程の金額が

別表（１）給与水準と奨学金（大学院在学生）の年次別変化

	一般給与水準 (1)	(指数)	国立大学 助 初任俸給 (2)	(指数)	修士課程奨学金		博士課程奨学金		物 価 指 数 (3)
					第1種	第2種	第1種	第2種	
昭和29年	17,497円	100.0	9,000円	100.0	6,000円	10,000円	6,000円	10,000円	100.0
30	18,343	105.3			6,000	10,000	6,000	10,000	99.04
31	19,987	113.1			6,000	10,000	6,000	10,000	99.36
32	21,324	118.4			6,000	10,000	6,000	10,000	102.46
33	21,161	122.0			6,000	10,000	6,000	10,000	102.03
34	22,608	129.3			6,000	10,000	6,000	10,000	103.10
35	24,375	138.3			6,000	10,000	6,000	10,000	106.84
36	26,626	153.9			8,000	10,000	8,000	12,000	112.50
37	29,458	169.7	14,700	163.3	8,000	10,000	一般	15,000	120.20
38	32,727	187.8	16,300	181.1	10,000		全部	15,000	129.28
39	35,774	207.2	18,000	200.0	10,000			15,000	134.19
40	39,360	227.9	20,200	224.4	10,000			15,000	144.45
41	43,925	254.4	23,000	255.6	10,000			15,000	151.82
42		(推定) (279.8)	24,800	275.7	(改正) 13,000		(改正) 18,000		(推定+5%と みる) (159.41)

(注) (1) 労働省，毎月勤労統計調査報告による。年間平均，臨時手当を含む。  
 (2) 毎年4月現在のもの  
 (3) 総理府統計局，消費物価指数

別表（２）消費者物価指数

(昭和29年を100とする)

	合計	食料	家賃地代	雑費	教養娯楽
昭和29年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
37	120.2	117.6	221.4	129.1	142.1
38	129.3	128.7	243.4	138.9	158.6
40	144.5	145.4	307.0	158.0	184.8
41	151.8	151.0	339.2	170.6	203.5

(注) 総理府統計局，消費物価指数による。

別表（３）奨学金を受けている大学院学生

—予算定員と予算額

	人 員			予 算 (億 円)
	修士課程	博士課程	計	
昭和35年	2,275	3,700	5,975	5.40
36	2,200	3,900	6,100	6.98
37	2,200	3,900	6,100	8.35
38	2,200	4,290	6,490	10.36
39	2,500	5,800	8,300	13.44
40	4,000	5,800	9,200	15.24
41	5,500	6,000	11,500	17.40
42	7,000	7,000	14,000	
要 求	(11,000)	(9,700)	(20,700)	(38.11)

(注) 育英会資料による。なお，最下段の「要求」とは，昭和42年度についての文部省の大蔵省への要求人員

15,000円に改められてからの一般物価の上昇はとくに著しく、昭和42年に至る5年間で32.6%にも達する。したがって、この一般物価指数で割った実質価値の変動をみても、42年度は、37年度に比べて9.5%低下した計算になるが、前記の理由によって実際にはもっと低下している。

しかし、一層重視すべきは一般給与水準との関係である。一般給与水準が上昇した場合、奨学金が引き上げられなければ、大学院学生は一般社会人からとり残され、相対的にみじめな困窮生活を余儀なくされるか、あるいはアルバイトをしてでも、それに追いつこうとするかであろう。ところが、ここ十年余を比べてみると、奨学金の水準は、一般給与水準の上昇に著しく立ち遅れ、その相対的地位は年々低下を続けてきた。このことは、別表(1)によって明らかである。数値をあげると、一般給与水準は、昭和29年～41年の間に2.54倍になり、42年は、対前年比で10%の上昇をみこむと2.80倍になる。奨学金についてどのような対比方法をとっても、これだけ上昇したものは一つとして見出されない。

また、国立大学助手の初任俸給の変化を別表(1)に示したが、昭和29年の第2種の金額10,000円は、初任俸給に勤務地給を加えた金額〔9,000円+(900円～1,800円)〕にほぼ近い金額であった。ところが42年4月現在では、初任給は24,800円で以前の2.76倍になり、暫定手当、初任給調整手当を加えた最低26,310円～最高27,810円に対して修士課程の13,000円はそのほぼ半分、博士課程の18,000円はその約3分の2にあたるにすぎない。また、博士課程の奨学金が昭和37年度に15,000円に引き上げられたときには、助手の初任俸給

(14,700円)にほぼ匹敵していたのが、今では後者に比べ著しく低まっている。

このように、近年大学院学生に対する奨学金が、物価ならびに賃金の上昇に立ち遅れ、合理性が欠如するようになったのは、物価や賃金が年々上昇するのに、奨学金はすえおきになってきたために他ならない。この点を改善するには、何より毎年給与水準にスライドする制度が確立されることが必要である。

- (3) 大学院学生にたいする奨学金の額は、原則としてそれによって彼らが学業と研究に専念できるのに充分なものであることが望ましい。もしそれが余りにも少額であれば、彼らはアルバイトをするなどして貴重な時間をそれにさき、また優れた人材が大学院への入学を避ける風潮を生みだし、将来の研究者を組織的に養成するという大学院の使命の達成に重大な支障が生じるであろう。

この問題に関して、本会議は、国立大学の助手になる場合の額に準ずるものを支給すべきであるという見解をとり、これまで、その線に沿って勧告を行ってきた。この理由は、一般通念として、大学学部を卒業したものは、その年令からみても親元を離れて自立した生活を維持するのが当然と考えられていること。現実に学資と生活費を親元にたよって生活を維持できるものは限られていること。有能な人材を確保するためには、それによって生活可能な奨学金の支給が絶対必要であること、大学院学生の社会的地位ならびに彼らの学業と研究生生活の内容からみて、国立大学助手に準ずる生活水準を維持できる生活費が必要であること。もし、適切な額の奨学金が与えられなければ、その収入の不足を補うためにアルバイトに走らざるを得ず、前述した好まし

くない結果をまねくこと、などを根拠として  
いる。奨学金受給者においても、アルバイト  
に従事するものが多いことは、奨学金の低い  
ことを雄弁に物語っている、(別表(5)の文部  
省調査を参照、ただし実際の比率はもっと高  
い)。

現状の生活を前提とすると、学部卒業後の  
国立大学助手の初任給は初任給調整手当と暫  
定手当を含んで、最低26,310円～最高28,320  
円、学部卒業2年後の助手のそれは、28,800  
円～30,500円となっている。従って、修士課  
程については最低26,000円、博士課程につ  
いては29,000円程度の奨学金が望ましく、本会  
議としては、国立大学助手の給与水準へのス  
ライドを前提として、できるだけ早くこの額  
の確保されることが必要と考える。

もっとも、現在の奨学金の水準が余りにも  
低いので、この点を考慮して、昭和43年度に  
は、博士課程25,000円、修士課程20,000円と  
し、毎年それを引き上げ、3年間で3年後の  
国立大学助手の給与水準に到達するよう計画

的に引き上げられることを要望する。

(注) 昭和42年4月現在における国立大学助手の  
給与は次の通りである。

- A 初任給 教育職俸給表(一) 4級1号俸  
最低 24,800円+510円+1,000円=26,310円  
(4級1号)(2級地)(文科系初任給調整手当)  
最高 24,800円+1,020円+2,500円=28,320円  
(4級地)(理工科系初任給調整手当)
- B 教育職俸給表(二) 4級3号俸  
最低 27,800円+ 600円+ 400円=28,800円  
最高 27,800円+1,200円+1,500円=30,500円

- (4) 本会議は、以前から「大学院学生への奨学  
金は入学者のほぼ全員に支給すること」を勧  
告してきた。この理由は、大学院学生の圧倒  
的多数は、将来わが国の科学研究の中心にた  
つ人達であること、奨学金の支給について差  
別することは学生相互間に好ましくない風潮  
を生み出す恐れが多いこと、支給を受けられ  
ない学生は、とくに生活に困窮し、アルバイ  
トなどに多くの時間をさき、本来の学業・研  
究がおろそかになるおそれがあること、など  
を考慮したもので、奨学金の必要性のある大

別表(4) 奨学金の種類別人員

	学 生 現在員計	④ 育英会 のみ	⑤育英会と他との 併給			⑥育英会以外のみ			育英会計 (④+⑤) (%)	他からの計 (⑥+⑦) (%)	
			貸与	給与	両者	貸与	給与	両者			
修 士 課 程	計	16,771	4,446	124	33	12	530	445	26	4,615 (27.5)	1,170 (7.0)
	国立	9,413	3,281	67	18	2	415	251	3	3,368 (35.8)	756 (8.0)
	公立	900	272	3	—	—	13	21	—	275 (30.6)	37 (4.1)
	私立	6,458	893	54	15	10	102	173	23	972 (15.1)	377 (5.8)
博 士 課 程	計	11,683	4,915	72	25	18	188	125	5	5,030 (47.1)	433 (3.7)
	国立	7,396	3,887	34	21	3	77	58	1	3,945 (53.3)	194 (2.6)
	公立	1,246	348	2	1	—	4	3	—	351 (28.2)	10 (0.8)
	私立	3,041	680	36	3	15	107	64	4	734 (24.1)	229 (7.5)

(注) 文部省、大学院実態調査報告書 昭和40年度  
(%)は、それぞれの学生現在員計に対する割合

別表(5) 育英会以外の奨学金をうけている人員数

		育英会と併給			育英会以外のみ		
		貸与のみ	給与のみ	両者	貸与のみ	給与のみ	両者
修士課程	社・財団等公益法人から	85	11	7	108	135	1
	会社から	25	10	2	282	165	2
	その他から	14	1	3	133	130	21
	公益法人と会社から	—	—	—	—	2	—
	会社とその他から	—	1	—	7	9	2
	公益法人, 会社, その他から	—	—	—	—	4	—
	小計	124	33	12	530	445	26
博士課程	公益法人から	44	6	4	27	35	—
	会社から	8	11	3	47	35	1
	その他から	16	6	10	114	56	4
	公益法人と会社から	3	—	1	—	—	—
	会社とその他から	1	—	—	—	—	—
	公益法人, 会社, その他から	—	2	—	—	—	—
	小計	72	25	18	188	135	5
合計	196	58	30	718	570	31	

(注) 大学院実態調査報告書 昭和40年度

学院学生には、差別なしに支給せよ、という趣旨である。

ところが、貸与人数は増加しているとはいえ、遺憾ながら現在奨学金は大学院学生の一部のものに支給されているにすぎない。昭和41年度についての育英会の調査によると、修士課程で30.2%、博士課程一般は71.9%、うち1年生81.6%、医学33.8%、うち1年生40.6%となっている。〔別表に示した文部省調査の値が低いのは(昭和40年度)調査年度のちがいの他、留年したものを含んでいるためと考えられる〕。もっとも42年度に夫々1,500名と1,000名の増員が認められたので、博士課程一般の1年生については、ほぼ全員

に近い人員に支給されることになるのであろうが、修士課程の場合にはなお学生の3分の1程度に支給されるにすぎない。(別表(3)参照)。

本会議が、このことを特に強調したいのは、わが国では、育英会以外の民間からの奨学金制度が数少ない点である。文部省の調査によっても、他からそれをうけるものは修士課程で7.0%博士課程で3.7%にすぎず(別表(4)参照、但し、育英会の奨学金との併給を含む)、しかも会社からのものが比較的多く、しかもその額は大体、育英会の奨学金の金額が最高限度になっている傾向がある(別表(5)参照)。民間からの奨学金は、一般に好ましくないというわけではないが、会社の場合、ときとし

別表(6) 勤務・アルバイト・奨学金受給者の研究科別の人員

		人員計	勤務をもつもの	アルバイトをもつもの	育英会の奨学金をうけるもの	他を含め奨学金を受ける者の計
修士課程	合計	16,771	1,853 (11.0)	5,622 (33.5)	4,615 (27.5)	5,716 (34.1)
	文学	3,843	697 (18.1)	1,468 (38.2)	834 (21.7)	1,034 (26.9)
	法・政	1,181	81 (6.9)	335 (28.4)	248 (21.0)	277 (23.5)
	経・商	1,900	291 (15.3)	288 (15.2)	354 (18.6)	393 (20.7)
	理学	2,060	297 (14.4)	1,039 (50.4)	755 (36.7)	873 (42.4)
	工学	5,799	286 (4.9)	1,845 (31.8)	1,805 (31.1)	2,335 (40.3)
	農学	1,016	81 (8.1)	36 (36.0)	384 (37.8)	407 (40.1)
	薬学	503	21 (4.2)	152 (30.2)	146 (29.0)	195 (38.8)
他	469	99 (21.1)	129 (27.5)	89 (19.0)	102 (21.7)	
博士課程	合計	11,683	926 (7.9)	5,080 (43.5)	5,030 (43.1)	5,348 (45.8)
	文学	1,663	489 (29.4)	641 (38.5)	868 (52.2)	904 (54.4)
	法・政	288	23 (8.0)	120 (41.7)	122 (42.4)	129 (44.8)
	経・商	680	77 (11.3)	133 (19.6)	192 (28.2)	206 (30.3)
	理学	1,182	138 (11.7)	654 (55.3)	911 (77.1)	934 (79.0)
	工学	1,345	140 (10.4)	688 (51.2)	911 (67.7)	985 (73.2)
	農学	424	29 (6.8)	110 (25.9)	290 (68.4)	293 (69.1)
	医学	5,601	26 (0.5)	2,513 (44.9)	1,544 (27.6)	1,692 (30.2)
	歯学	331	1 (0.3)	173 (52.3)	81 (24.5)	81 (24.5)
	薬学	169	3 (1.8)	48 (28.4)	111 (65.7)	124 (73.4)
	除医歯学	5,751	899 (15.6)	2,394 (41.6)	3,405 (59.2)	3,575 (62.2)

(注) 文部省 大学院実態調査報告書 昭和40年度  
( )内は全学生にたいする割合

てひもつきのものがある、それを受ける学生を拘束する結果をもたらしている。研究者の養成は、本来国家が行なうべき事業であるから、国家的な奨学金制度の拡充強化こそ最も望ましいのである。また、現状では研究科別、並びに学校別で奨学金を受けているものの比率に大きな違いがみられる。別表(6)と(7)にそれを示したが、申請者が少ない研究科が存在し、それが研究科別の受給率の違いの一

部を生み出したことは否定できないとはいえ、とくに学校差については、むしろ申請率の差以外の要因、とくに差別的取扱いに起因する面が強いようである。このような差別的取扱いをなくすためにも、支給人員を抜本的に拡大して、ほぼその全員にゆきわたることが必要であるが、それと同時に差別の撤廃を強く要望する。

(5) 給費とするか貸与とするかについては、本

別表(7) 研究体制設置主体別にみた奨学金受給者の割合(%)

		国立	公立	私立
修士課程	計	35.8	30.6	15.1
	文学	33.8	30.3	14.2
	法・政	39.7	28.0	16.1
	経・商	48.4	29.5	13.9
	理	39.7	35.4	8.7
	工	35.1	31.3	17.0
	農	39.7	30.8	25.6
	薬	30.9	17.9	29.3
	他	18.7	30.0	17.3
	博士課程	計	53.3	29.2
文		67.3	62.7	32.6
法・政		54.7	—	35.2
経・商		53.4	51.7	16.5
理		80.9	76.5	16.7
工		75.9	60.0	31.9
農		70.9	—	65.3
医		32.5	20.9	18.9
歯		34.1	—	18.1
薬		65.0	50.0	100.0

(注) 大学院実態調査報告書 昭和40年度

会議は、博士課程については、原則として給費とし、修士課程については、貸与とする考え方をとってきた。その理由は、博士課程については圧倒的多数が課程修了後、教員または研究者として就職していくので、事実上貸与制の返還免除の場合とはほぼ等しくむしろ給費制をとった方がすっきりし、手数もはぶけることを考慮したものである。文部省調査によると、別表(8)に示したように修士課程については、教員あるいは研究者になるものの

別表(8) 大学院修了者の就職先(%)  
夫々の就職者計100としたもの

		教員計	うち 大学 教員	研究者	A+C	B+C	
修士課程 修了者	合計	(A) 34.5	(B) 20.5	(C) 13.4	47.9	33.9	
	文学	73.3	31.3	3.8	77.1	35.1	
	法・経	34.3	16.1	2.9	37.2	19.0	
	理学	50.0	38.2	26.4	76.4	64.6	
	工学	12.0	10.5	14.1	26.1	24.6	
	農学	37.0	28.8	26.0	63.0	54.8	
	薬学	17.7	17.7	32.9	50.6	50.6	
	家政	61.5	50.0	26.9	88.4	76.9	
	博士課程 修了者	合計	61.5	53.9	7.6	69.1	61.5
		文学	90.6	69.0	3.4	94.0	72.4
法・経		91.9	87.8	4.1	96.0	91.9	
理学		76.4	71.7	19.7	96.1	91.4	
工学		71.7	70.1	11.0	82.7	81.1	
農学		44.4	44.4	33.3	77.7	77.7	
薬学		62.5	62.5	37.5	100.0	100.0	
医歯		38.9	38.5	4.1	43.0	42.6	
除医歯		80.8	71.3	10.6	91.4	81.9	

文部省大学院実態調査報告書 昭和40年度

比率が相対的に低く、47.9%であり、一部には学部教育の補充と考えられている場合もみられるが、博士課程修了者のうち、教員、研究者は68.1%を占め、博士課程で医・歯学を除くと、その割合は91.3%で、圧倒的である。

なお、給費に改める法改正までの暫定措置として、とくに博士課程については早急にほぼ全員に貸与を拡大することを要望する。

(6) 現在、大学院修業者が、奨学金の返還免除職に就職するまでの猶予期間は、一般的には「2年以内」とされている。

しかしながら、それは余りにも短期にすぎ、



別表(9) 希望職業の割合—(%)—

(最高年次在學生について)

	博 士 課 程			
	④教員計	⑤うち大 学教員	⑥研究者	⑦⑧小計
計	38.8	37.9	22.9	60.8
国 立	34.5	34.1	30.6	64.7
公 立	25.4	25.4	13.2	38.6
私 立	50.3	48.3	11.4	59.7
文 学	66.7	63.4	21.3	84.7
法・経	64.7	63.4	13.9	77.3
理 学	36.2	36.0	63.2	99.2
工 学	46.0	46.0	25.8	71.8
農 学	36.6	36.6	59.8	96.4
医 歯	15.5	15.5	8.7	24.2
薬 学	18.0	18.0	75.4	93.4
除 医 歯	53.9	52.4	32.1	84.5

(注) 大学院実態調査報告書 昭和40年度

大学院修業後この期間内に適切な返還免除職に就職することができず、のちになってこの種の免除職に就職しても返還免除をうけられないという事態は決してまれではない。しかも今後このような傾向が強まる恐れさえある。したがって、できるだけ早急に、この猶予期間を「5年以内」に延長することを強く要望する。

- (7) 大学院在学中の奨学金は、日本育英会法施行令第19条によって、一定の教育、研究機関に勤務するものにたいして免除されるたてまえになっており、同条7号の指定機関の決定については、文部省内にもうけられた審査会によって行なわれている。しかし、この決定に際しては、広く学界の意見をきく必要があると考えられるので、そのような体制がつけられることが望ましい。

### (5) 日本学術会議総会における共同 (利用)研究所についての提案

日本学術会議長期研究計画委員会(福島要一委員長)は同委員会報告として日本学術会議第48回総会において「共同(利用)研究所について」の提案を提出した。

#### 共同利用研究所問題について

日本学術会議が、既に勧告し、今後とも勧告しようとしているすべての共同利用研究所の在り方について、一定の考え方を提出することが、緊急に要望されているので、本委員会の責任において設置された、同小委員会を頻繁に開催し、次のような点に到達した。

「本件の重要性、複雑性にかんがみ、小委員会において得られた構想を本総会に対し中間的に報告し、全会員、および広く全科学者の討議にまわって、来る10月総会にその集約したものを結論的に政府に勧告する」(別添資料1)

#### (別添資料1)

#### 共同(利用)研究所について 提 案

現在わが国の研究体制には、根本的に再検討の迫られている部面が少なくない。特に共同(利用)研究所の在り方については、可及的速にその基本方向の確立されることが各方面から強く望まれている。

しかし、この問題は、わが国の研究体制の根本問題に触れ、大学の在り方にも密接不可分の関係を持つ重大な問題であるから、全国の科学者の間で、広く深い討論を行なって、その総意

に基づいてこれを政府に勧告することが必要である。

よって本委員会は、別添の如き討議資料を第48回総会に提出し全会員の協力を得て、この問題の討議を促進したいと考える。

幸いにして各方面の意見の大綱が一致を見るならば次期総会までに原案を確定し、総会の議を経てこれを政府に勧告することを期したい。

#### 説明

日本学術会議は、日本の学術の振興のために、多くの政府勧告を行って来たが、その中には、いくつかの共同利用研究所の設立の勧告が含まれている。

既に1956年10月第22回総会において可決された「基礎科学の研究体制確立について政府に要望する件」いわゆる5要綱の第2において

「共同利用の体制は、基礎科学進歩のために必要欠くべからざるものであるから、研究グループの組織を促進し、研究センターの設置をはかるべきである」

ことを主張し、その説明において

「共同利用体制は、基礎科学振興の最も有効な制度の一つである。これを促進する政策が考慮されなければならない。それには研究者自身を流動させ得る制度の導入が有効適切な方法となるであろう。これによって研究能率の向上、境界領域の開発、応用と基礎分野との協力、国際交流、多数研究有能者の研究参加の実現が期待できる」として、第3の流動研究員制度の主張がなされている。

更に、1961年4月、第33回総会では、改めて「基礎科学振興5原則が確認され、その第3項において、前記「5要綱の線を更に発展させた新しい研究体制を作り出さねばならない」とのべている。

このような立場に立って、日本学術会議は、既にいくつかの共同利用研究所を勧告して来たが、その体制は、便宜的な処置に任されていて、その運営にいろいろの支障を来している。

そのため、文部省においても、1960年頃から、いろいろの案が考えられて来た。その一つは1960年3月、文部省の手塚事務官によって纏められたもので、「共同利用研究所管理に関する手塚試案」とよばれるものである。これらを基礎にして、学術会議の中において熱心な討議が行われ、1962年10月第37回総会に別添の如き「今後新しい研究体制が作られるときに満たすべき最低の条件について」という報告が、科学研究基本法特別委員会、原子核特別委員会、長期研究計画調査委員会、学術体制委員会の連名で提出された。その要点は

- 1) 自主的運営
- 2) 身分の保障
- 3) 大学の研究教育との関連
- 4) 予算

の4点である。

その後いろいろの案が出され検討されたが、現在なお科学者全体としての統一的具体的見解は出されていない。一方、日本学術会議が勧告した、諸研究所の実現の過程で、もはやこの問題を放置しておくことは不可能となった。よって現在、長期研究計画委員会の責任において、学術体制委員会、研究費委員会、原子核特別委員会等の協力を得て、若干問題を整理して来た。これをここに示して、今後の討論の素材としたいと考える。

なお、共同（利用）研究所と、利用を括弧に入れたのは、現在文部省において使用している共同利用研究所と区別する面と、果して利用の二字が必要であるかどうかという問題をも含む

からで、名称については、実体に則して考えられるべきであると考えたからであって、この「共同（利用）研究所」という呼称自身今後検討を必要とするものである。

#### 共同（利用）研究所の在り方について 前提として確認すべき諸点

- 1) 今後整えられて行くであろう体制は、従来の大学における研究を進展することを前提とすべきであって、いやしくもこの研究機関の設置が、大学の研究進展に障害を起すようなことがあってはならない。先に上げた「最低条件」の第3はそのような意味を含めて前提としなければならない。と同時にそのことは、現在の大学の制度そのものを固定化して考えるべきではなく、将来はその変改も考慮に入れて考えなければならない。
- 2) この研究機関の設立の必要性は、一方では、従来わが国の大学制度の中で達成できない、異学問の共同研究を可能とするものでなければならぬ。  
それと反面、研究施設の巨大化に伴い、一大学に設置することができないものである。全体として、その機構は極めて多様であって、細部に至るまで画一化することは適当でない。
- 3) この研究機関は、国公立大学、研究機関のどれに所属する研究者も利用できるものでなければならない。
- 4) この研究機関を法律によって規定する際には、これが基礎研究を行なう場であることを明記すべきである。
- 5) 「最低条件」の第3項と関連して、この研究機関は研究者の養成が行ない得る場としなければならない。

「最低条件」を確認しつつ、以上の如き諸

前提に立って、その具体的な措置を示す。

#### 運営について満たすべき諸条件

- 1) 運営は研究者の自主性にもとづいて行なわれなければならない。
- 2) 研究所の運営の大綱を決定するため運営委員会を設ける。運営委員会の構成は所員からと学術会議の推せんする者からなる。(学術会議推せんの中には、専門外の委員を含むものとする。)
- 3) 所長は、運営委員会の推せんにもとづき、所轄の行政庁の代表者（大臣など）が任命する。
- 4) 研究員の採用は、運営委員会の議にもとづいて行なう。
- 5) 人事の交流が容易になるよう特別な措置を講ずること。特に国立大学との人事交流が容易に行われるよう配慮すること。また必要な場合には任期制がとれるような措置を講ずること。
- 6) 客員研究部門を持ち、国内、国外の研究者が客員研究員となることができる。
- 7) 流動研究員制度を活用すること。

#### 日本学術会議との関係

研究所の運営にあたっては、科学者の総意を反映できるよう、日本学術会議とは常に密接な連絡を保つことができるようにすること。

なお、現在本会議では提案している総合研究会議が発足した後は、関係総合研究会議と密接な連絡をとるようにすること。

#### 共同研究所相互の関係

共同研究所は、それぞれ固有の研究目的をもっているが、相互に密接な連絡をとることができるようにする必要がある。また必要に応じて相互の調整ができるようになっていなければならない。

## 既存の国立研究所との関係

- a. 既存の国立研究所は、それぞれ行政目的をもって設立されたもので、ここに考えられる基礎科学の研究を目的とする共同研究所とは自からその性格が異っている。したがって、この2つは法令上も明らかに区別されなければならぬ。
- b. 現在文部省所轄の研究所には、所外の意見をきくために評議員会がおかれ、所長はその推せんにもとづいて任命されているが、ここで考える共同研究所については、その本来の目的が基礎科学の研究にあること、またその運営の原則からみて、上記評議員会を設けるべきではない。
- c. 既存の国立研究所の中で、その設立目的、運営の現状からみて共同研究所にすることが適当と考えられるものは、これを共同利用研に変えることができるような措置がとれるようにすること。

## (6) 昭和43年度国立大学新規概算 要求基本方針

42. 5. 27

### I 国立学校

#### 1. 大学入学志願者増加期間中における拡充整備

大学入学志願者増加期間中における国立大学の拡充については、増加期間の当初年度である昭和41年度予算編成にあたって樹立した増募計画を基本として、昭和41年度4,592人、昭和42年度3,985人の増員を措置した。

昭和43年度の予算編成を行なうにあたっては、昭和42年度において策定した拡充整備の方針を踏襲することとするが、大学入学志願者増加のすう勢、昭和41年度および昭和42年度の国、公、私立大学の増募の実績ならびに今後における国立大学に対する社会的要請等を勘案するとともに、とくに大学教育の質的水準の維持向上に留意し、次のとおり基本方針をたてることとする。

#### (1) 増募の規模および方法

イ 増募の規模については、最低3,000人の確保を別途とする。

ロ 増募の内訳は、当該大学のあり方を検討のうえ決めることとするが、全体としては昭和42年度と同様に、おおむね次のとおりとする。

人文社会系 4 理科系 6

この場合人文社会系については社会科学系に、理科系については理工系に重点をおくものとする。

ハ 増募の方法については、次のいずれかによるものとする。

(イ) 学科の新設、拡充等の方法によるほか、既設の学科で現在の諸条件のもとで可能なものについては、できるだけ増員をはかる。

(ロ) 昭和41年度から実施した「教育方法の改善による増募」については、すでに実施している学部全体の計画を完成させることにより増員をはかる。

(ハ) 臨時増募については、大学の事情により可能な範囲内において行なう。

#### (2) 学部の設置、文理学部改組

イ 学部の設置については、必要に応じ

関係審議会等の意見も参考とし、慎重に検討する。この場合、当該大学全体のあり方との関連についても考慮する。

ロ 文理学部の改組については、引き続き、妥当な改組案の整ったものについて実施する。

### (3) 教員養成学部の整備

#### イ 学科目の新設・整備

教員養成大学・学部としての目的、性格を明らかにするとともに、学科目の新設、整備等について、計画の整ったものをとりあげ、教官組織の充実をはかる。

#### ロ 特別教科教員養成課程の新設

理科、数学、保健体育、看護等の特別教科教員養成課程の新設は、地区ごとの教員需給を考慮し、若干の大学・学部について検討する。

#### ハ 養護学校教員養成課程の増設

養護学校教員養成課程（精神薄弱児を対象）を増設する。また、肢体不自由児、病弱児または言語障害児のための教員の養成課程の新設を検討する。

#### ニ 幼稚園教員養成課程の新設

幼稚園教員養成課程は地域の教員需給を考慮し、態勢の整った大学・学部の新設する。

### (4) 附属学校の新設・整備

#### イ 附属学校の新設

(イ) 養護学校の新設は、養護学校教員養成課程および附属学校の特殊学級が既に完成年度に達している大学・学部でその教育研究体制が充実し、かつ、地域社会との協力態勢が整っているものについて行なう。

(ロ) 幼稚園の新設は、地域の適正配置を考慮し、条件の整い次第未設置の大学・学部について行なう。

#### ロ 附属学校の学級増

(イ) 普通学級の増加は、既定計画に従い実施する。

(ロ) 特殊学級のない附属学校には、できるだけ早期にこれを設置する。

(ハ) 地域の実情に応じ、小学校に複式学級を設置する。

ハ 教職員の増員（学校給食従事員の賃金支弁化を含む。）については、計画的充実をはかる。

### (5) 工業教員養成所の措置

工業教員養成所の学生募集停止に伴う爾後の措置については、各大学の事情に即応し検討する。

### (6) 短期大学

#### イ 短期大学の新設

医療技術短期大学の新設については校地、校舎、教員組織等短期大学設置に必要な諸条件を検討のうえ、既設の各種学校の転換を考慮する。

#### ロ 学科の増設等

学科の増設および学生定員の増加は、校地、校舎、教員組織等の諸条件を考慮のうえ、実施する。

## 2. 大学院の強化充実

(1) 大学院の修士課程については、既設の課程の整備充実を主眼とし、新設については厳選する。

(2) 大学院の修士課程および博士課程の学生定員は、必要な分野について増員をはかる。

(3) 大学院の教育研究設備については、新

しい整備計画をたてて充実をはかる。

### 3. 一般教育等の整備充実

(1) 教養部その他教養課程の実施体制の充実をはかり、一般教育科目、基礎教育科目等の教員組織、設備等の整備充実に努める。

(2) 教養部の設置については、学内の態勢が整い必要と認められる大学について考慮する。

### 4. 講座、学科目の新設整備

講座および学科目の新設整備については、大学の順位を尊重するとともに、学生増募との関連等を勘案し、個別に検討のうえ措置する。

### 5. 大学附属図書館の整備充実

大学附属図書館については、近代化の方向にそって整備充実をはかる必要があるが、さしあたり、昨年度から実験的に実施中の指定図書制度を、学内の態勢その他、必要な条件の整ったものから逐次拡充する。

### 6. 附属研究施設、実習施設・センター等の新設整備

(1) 研究施設については、研究体制に関する全般的検討とも関連して、そのあり方を再検討のうえ措置する。この場合、既設のもの整備に重点をおくものとする。

(2) 学内共同利用の各種センターについては、関連する学部、学科、研究所等との関係をじゅうぶん検討のうえ措置する。

(3) その他の実習施設については、既設の施設の整備に重点を置く。

### 7. 厚生補導の整備充実

教養課程の学生指導を中心とする厚生補導の体制の充実をはかるとともに、保健管理センター設置等保健および体育関係施設

・設備の整備を重点的に促進する。

また、学寮、学生会館等の施設は、その管理運営の改善と並行して整備する。

### 8. 留学生教育の整備充実

留学生の教育指導体制の整備充実をはかる。

## II 附属病院

### 1. 病院教官の充実

大学医学部卒業後における教育研修に関する懇談会の検討結果に基づき、研究生等に対する指導体制の整備と並行して、その充実をはかる。

### 2. 看護要員の充実

看護業務の合理化に重点をおき、必要な要員の確保をはかる。

### 3. 診療科の新設等

診療科、中央診療施設等の新設整備については、計画的に整備する。また、既設診療科に係る病床の増加は、できるだけ抑制する。

なお、医学部附属各種学校等については、既設校の整備充実に重点をおき、新設については個別に検討のうえ、必要なものを取りあげる。

## III 附置研究所

研究所の新設、改組ならびに整備については、基本的な検討を要する段階と考えられるので、総合的かつ長期的な観点から基本方針を策定することとし、これに基づいて個別に要求のあった研究所について、その目的、性格、関連する講座、研究施設、学界等との関係などをじゅうぶん検討のうえ、結論を得たものについて措置する。

## 1. 研究所の新設について

共同利用研究所について、学術審議会において結論を得たものを優先的に考慮する。

## 2. 研究所の改組について

研究の進展あるいは学術的要請の移行に伴って、既設研究所の名称、目的を変更する場合、その変更が既設研究所の性格を基本的に変えるようなものについては、広く全国的な視野からじゅうぶんな検討を加え、その結論を得たものについて改組を行なう。

## 3. 既設研究所の整備

全体計画の進行途上にある研究所については、既定計画にしたがい、その整備充実をはかる。

また、その他の研究所の整備にあたっては、大学の要求順位を尊重するとともに、研究の進展に伴う既設研究部門の統合、廃止、転換等をも勘案のうえ、その充実をはかる。

## IV 重要基礎研究の推進

がん、脳、地震予知、宇宙、防災、原子力に関する研究その他の重要な基礎研究については、学部、附置研究所および附属教育研究施設を通じ、研究組織、設備、研究費および事業費にわたり、全国的な観点から総合的、計画的にその推進をはかる。

## V 施設の整備

### 1. 基本方針

昭和43年度における国立学校の施設整備（各所新営的なものを除く。）については、学生増募に対応する施設を含めて、年度当初における当該国立学校の施設の実態に則して整備をすすめるものとする。この場合、

特に当該国立学校における管理運営体制ならびに立地条件等から見た長期計画の適否等について、慎重に検討する。

なお、事業はできるだけ重点的に実施することとし、このため国庫債務負担行為制度を活用する。

### 2. 各事項別方針

(1) 学生増募により必要となる施設については、基準による必要面積を増募した年度を含めておおむね3か年で整備する。

なお、実施にあたっては、既存施設の状況等を勘案して、できるだけ実情に即した整備を行なう。

(2) 不足建物の整備、危険建物（不適格建物を含む。）の解消等、既設学部等の施設については、国立学校施設実態調査による要整備面積を年次計画によって整備する。

なお、実施にあたっては、当該事業の緊急性および長期計画との関連について検討する。

(3) 移転統合のための施設については、年次計画により整備する。

なお、新規計画については、当該学校における施設の現状、新敷地の取得計画、立地条件、その他移転統合に対する学内外の状況、既存施設の処分計画等について総合的に検討したうえで決定する。

(4) 環境整備、特別修繕については、当該事業の必要性と事業効果について検討して行なう。

文大大 第177号  
昭和42年5月30日

各国公私立大学長 殿

文部省大学学術局長

天 城 勲

## (7) 昭和43年度大学入学者選抜実施要項について (通知)

昭和43年度大学入学者選抜実施要項を別紙のとおり定めましたので、各大学におかれては、これに従い適正かつ円滑な入学者選抜を実施されるようお願いいたします。

なお、「大学入学者選抜に関する各種の判定資料の利用について」の参考資料を添付しましたので、これをじゅうぶんに活用されるようお願いいたします。

おつて、前年度との主な相違点および昭和43年度の入学者選抜にあたり留意すべき点は下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 主な相違点

- (1) 学力検査の実施方法のうち、高等学校の旧教育課程（昭和31年度以降昭和37年度入学者まで実施の教育課程）による卒業生に対する措置は、各大学の自主的な決定によることとしたこと。(昭和42年2月22日付け文大大第177号「昭和43年度大学入学者選抜方法のうち、学力検査実施教科、科目等について」による通知済。)
- (2) 大学が推薦入学を実施する場合には、財団法人能力開発研究所の行なうテスト（以下「能研テスト」という。）の結果を判定の参考資料とすることが望ましい旨を明らかにしたこと。
- (3) 大学における便宜のため、調査書の様式

を改訂し能研テストの得点を記入させることとしたこと。

#### 2. 留意すべき点

実施要項第4によって、次の方法の全部または一部をとる大学はその具体的な取り扱いについて昭和42年7月31日までに決定公表し、周知徹底を図るとともに文部省に報告されたいこと。

- (1) 入学定員の一部について、学力検査を免除し出身学校長の推薦に基づいて判定する方法をとる場合。
- (2) 能研テスト（学力テスト・進学適性能力テスト）の結果を判定に利用する場合。
- (3) 調査書に④の標示、適性・能力その他についての推薦を希望する場合。

(別紙省略)

「参考資料」

## 大学入学者選抜に関する各種の判定資料の利用について

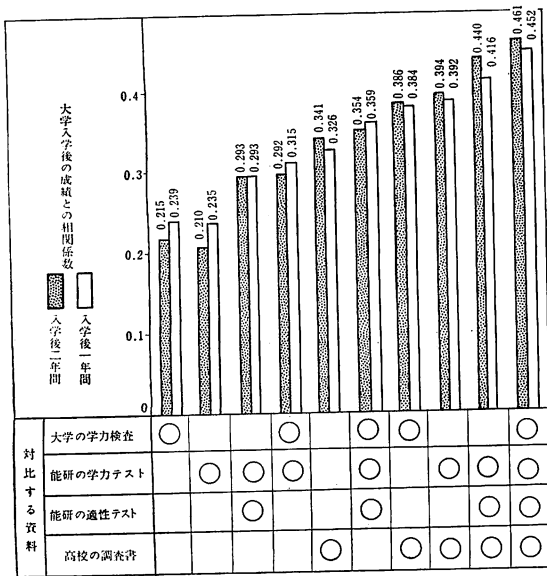
入学者選抜の方法が適切であるかどうかは、主として、その選抜の判定に用いた資料における個人の優劣が、大学入学後の成績の良否にどれほど深い関係をもっているかによって評価することができる。すなわち、その両者の関係が深いほど、大学教育を受けるにふさわしい者をより適切に選んでいると考えることができる。

実際に、入学者選抜の判定に利用できる各種の資料（大学の学力検査、高等学校の調査書、能研の学力テストと進学適性能力テスト）について、それらにあらわれた個人の成績とその者の大学入学後の成績との関係を追跡調査した結果によれば、つぎのような傾向が認められる。

(第1表参照)



第 1 表



(注) 1. 財団法人能力開発研究所の国立大学19学部(学生数約1,400人)についての追跡調査の結果による。  
 2. 相関係数は各学部ごとの相関係数の分布の平均値を示す。  
 3. 2以上の資料と対比する場合は、それらと入学後の成績との重相関係数を用いた。

(1) 大学の学力検査と能研の学力テストとは、入学者の選抜の資料としてほぼ同等の効果が認められるが、それらを単独で判定資料に用いるだけでは、大学入学後に良い成績を示す可能性の多い者を選ぶ目的に対してじゅうぶんとはいえない。

(2) 各種の資料を総合的に利用するほど、良い結果が得られるが、そのうちとくに重要なものは高等学校の調査書であり、これを判定に利用する場合とそうでない場合とでは、結果に大きな差異がある。

(3) 高等学校の調査書や能研の適性テストを判定に加えると、大学入学後1年間の成績よりも2年間の成績の良否にいつそう深い関係のある傾向が見られる。(このことは、今後さらに第3年目、第4年目までの追跡調査によって確かめる必要がある。)

これらのことから、大学入学者選抜の方法を改善するための各種の判定資料の具体的な利用については、下記のようなことが考えられる。

記

1. 高等学校の調査書の積極的活用について

上に述べたように、高等学校から提出された調査書の学習の記録は、その評価の水準について学校差があっても、大学が行なう学力検査よりは、大学入学後の成績と深い関係のあることが一般的に認められ、そのままでもきわめて有効な資料と考えられる。

しかしながら、これまで実際にその利用を妨げてきたおもな理由の一つは、高等学校の間における評定の質的な差異を補正する適当

第 2 表

高校の成績段階	能研学力テストの各高校平均点									
	A高校	B "	C "	D "	E "	F "	G "	H "	I "	J "
4.51 ~ 5.0	64	64	64	63	63	62	62	61	—	59
4.01 ~ 4.5	62	59	58	62	58	58	58	60	60	57
3.51 ~ 4.0	59	56	57	60	59	55	54	57	57	55
3.01 ~ 3.5	55	59	54	58	55	—	52	53	51	54

(注) 高校成績は、国語・社会・数学・理科・英語の評定の平均値を示し、能研学力テストの成績もそれらの教科の得点の平均値を示す。

な方法がないということであった。

実際に、高等学校の成績段階が同じであっても、それらの者が共通の能研の学力テストで示した成績を学校ごとに平均してみると、第2表のようにかなりの差異が認められる。

そこで、もしこのような学校差を補正して調査書を選抜の判定資料に利用しようとする場合には、各個人の高等学校の成績段階を、共通な能研テストによるその学校の平均点でおきかえるのも一つの方法であろう。

なお、このようなおきかえを各教科ごとに行なえば、いっそう合理的であろう。

## 2. 多数の受験者に対する効果的な選抜について

入学者選抜を行なう場合、受験者が多すぎて大学独自の綿密な学力検査を行なうことが實際上不可能なことが多い。もし、入学定員の一定倍率まで第1次選抜を行なうことが容易になれば、大学としては、これまでの学力検査の方法を改善して、いっそう合理的な判定が可能になると思われる。

このような目的の第1次選抜に能研の学力テストの成績を利用することは、つぎのような事実によって適当であると思われる。

- (1) これまでの各大学の学力検査の成績と能研の学力テストの成績との間には、かなり高い相関関係があり、それらは共通の目的に利用することができる。(調査研究の結果では、それら二つの成績の間の相関係数は、不合格者を含めた場合には0.68、合格者だけの場合でも0.41程度である。)
- (2) 能研の学力テストの成績だけで第1次選抜を行なったと仮定した場合にこれまでの実績による大学の学力検査の合格者がその中にどれくらい含まれるかを推定すれば、

第3表のとおりであって、入学定員の2倍程度までに第1次選抜を行なっても、従来の学力検査の合格者が見落される危険性はきわめて少ない。

第 3 表

能研テストによる第1次選抜の入学定員に対する倍率	1.0	1.2	1.5	2.0
学力検査合格者がその第1次選抜に含まれる割合	67.4%	74.1%	86.6%	98.6%

(注) 国立大学10学部についての推定値の分布の中央値を示す。

## 3. 推薦入学における総合判定について

学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法により入学者を選抜する場合、大学としては、高等学校側の推薦の基準が明らかでなかったり、その被推薦者と一般受験者との学力水準の対比が困難であったりすることが少なくない。

このような場合、たとえば被推薦者について能研テストの得点がわかっているならば、その大学学部の前年度の受験者について能研テストの得点と合格率との関係を調べた資料を用いて、推薦入学を認めてよいと思われる水準を判断することが容易となるであろう。

なお、各大学学部ごとのたとえば合格率50%および90%に相当する前年度の能研テストの得点の値は、能研テストの受験者が相当数ある場合には、大学から能研に照会すれば回答が得られる。

調 査 書

※		※				※							
1.	ふりがな氏名	昭和 年 月 日生	男・女	本籍	都道府県	現住所	都道府県	市	町村 丁目 番地				
学校名	国立 公立 私立	高等学校			昭和 年 月	入 学 (第 学年)	編入学・転入学						
全・定・通 普通・専門 ( )					昭和 年 月	卒業 卒業見込							
2. 各教科・科目の学習の記録													
教科・科目	履修単位数	評 定				修得単位数計	教科・科目	履修単位数	評 定				修得単位数計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
国語	現代国語					芸	音楽 I						
	古典(甲・乙I)						音楽 II						
	古典乙II						美術 I						
社会	倫理・社会					術	美術 II						
	政治・経済						工芸 I						
	日本史						工芸 II						
会	世界史(A・B)					書道 I							
	地理(A・B)					書道 II							
数学	数学 I					家庭	家庭一般						
	数学II(A・B)												
	数学 II												
	応用数学												
理科	物理(A・B)					計							
	化学(A・B)												
	生 物												
	地 学												
外国語	英語(A・B)												
	ドイツ語												
	フランス語												
	その他( )												
保健 体育	体 育												
	保 健												
教科・科目の学習についての所見													
3. 学習成績概評													
段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	( 人 )	

※		※				※							
4. 出欠の記録	区 分	学 年	1	2	3	4	5. 健康の記録	第1学年					
	授 業 日 数								第2学年				
	出席停止・忌引き等の日数								第3学年				
	出席しなければならない日数								第4学年				
	欠 席 日 数												
	出 席 日 数												
備 考													
6. 行動および性格の記録													
I 記事実の録													
II 評 定	学 年		1	2	3	4	学 年		1	2	3	4	
	項 目	項 目											
	基本的な生活習慣	指 導 性											
	自 主 性	協 調 性											
	責 任 感	同 情 心											
	根 気 強 さ	公 共 心											
	自 省 心	積 極 性											
	向 上 心	情 緒 の 安 定											
公 正 さ													
III 所見													
7. その他の事項													
備考													
能研の記録 テスト	昭 和 学 力 テ ス ト 年 度	府 県 番 号		得 点				昭 進 力 テ ス ト 年 度 能	府 県 番 号		得 点	第 I 部	
		会 場 番 号					会 場 番 号			第 II 部			
		組 番 号				平均点	組 番 号						
		出 席 簿 番 号					出 席 簿 番 号						
本書の記載事項に誤りがないことを証明する													
昭 和 年 月 日													
学 校 名													
所 在 地													
学 校 長 名													
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>Ⓔ</span> <span>記載責任者</span> <span>Ⓔ</span> </div>													

# ユニバーシアード東京大会競技日程表

競 技	会 場	8/26	27		28		29	
		(土)	第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部
陸上競技	国立競技場	開						
水 泳 飛 込 水 球	国立代々木 水 泳 場	会	16.00~19.00 水球リーグ戦		9.00~13.00 女子飛板飛込 子 男子 400m自由形 子 女子 200m個人メドレー 子 男子 200mバタフライ 子 男子 100m背泳 子 女子 200m平泳 子 男子 4×100m 自由形リレー 子 13.00~14.00 水球リーグ戦	16.00~18.00 水球リーグ戦 18.00~21.00 女子飛板飛込 決 男子 400m自由形 決 女子 200m個人メドレー 決 男子 200mバタフライ 決 女子 200m平泳 決 男子 200mバタフライ 決 男子 100m背泳 決 女子 200m平泳 決 男子 4×100m メドレーリレー 子 13.00~14.00 水球リーグ戦 自由形リレー 決	9.00~13.00 男子飛板飛込 子 男子 100m自由形 子 女子 400m自由形 子 男子100mバタフライ 子 男子 200m背泳 子 男子 100m平泳 子 女子 4×100m メドレーリレー 子 13.00~14.00 水球リーグ戦	16.00~18.00 水球リーグ戦 18.00~21.00 男子飛板飛込 決 男子 100m自由形 決 男子 100m自由形 決 女子 400m自由形 決 男子100mバタフライ 決 男子 200m背泳 決 男子 100mバタフライ 決 男子 200m背泳 決 男子 100m平泳 決 女子 4×100m メドレーリレー 決
フェンシング	早稲田大学 記念会堂	式	8.30~20.00 フルーレ 男子個人 子		8.30~17.30 フルーレ 女子個人 子 17.30~20.00 フルーレ 男子個人 決		8.30~17.30 フルーレ 男子団体 子 17.30~20.00 フルーレ 女子個人 決	
テニ ス	国立庭球場		9.00~ 男子 シングルス 子 女子 ダブルス 子 混合 ダブルス 子		9.00~ 男子 シングルス 子 男子 ダブルス 子 女子 シングルス 子 混合 ダブルス 子		9.00~ 男子 シングルス 子 子 男子 ダブルス 子 子 女子 シングルス 子 子 混合 ダブルス 準々決	
バスケット ボ ー ル	国立代々木 体 育 館	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ
	青山学院 記 念 館	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	9.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ	15.00 男子リーグ ↓ 女子リーグ
バ レ ー ボ ー ル	駒沢バレー ボ ー ル 場	9.30 予選リーグ ↓	9.30 予選リーグ ↓	17.00 予選リーグ ↓	9.30 予選リーグ ↓	17.00 予選リーグ ↓	9.30 決勝リーグ ↓	17.00 決勝リーグ ↓
	駒沢体育館	9.30 予選リーグ ↓	9.30 予選リーグ ↓	17.00 予選リーグ ↓	9.30 予選リーグ ↓	17.00 予選リーグ ↓	9.30 決勝リーグ ↓	17.00 決勝リーグ ↓
	駒沢大学 体 育 館	9.30 予選リーグ ↓		17.00 予選リーグ ↓		17.00 予選リーグ ↓		17.00 予選リーグ ↓
体 操 競 技	東京体育館							
柔 道	日本武道館		15.00 予 選 ・93kgを越えるもの ・80kgを越え93kg以下のもの 19.00 敗者復活戦 準決勝戦 決 勝 戦		15.00 予 選 70kgを越え80kg以下のもの 63kgを越え70kg以下のもの 19.00 敗者復活戦 準決勝戦 決 勝 戦		15.00 予 選 63kg以下のもの 無差別 19.00 敗者復活戦 準決勝戦 決 勝 戦	

このプログラムについては、今後内容の一部に変更のありますことをあらかじめご了承願



# F そ の 他

## 1. 学長・役員等の異動について

会報第35号報告以降学長・役員等の交替は次のとおりである。

### (1) 学長交替

大学名	旧	新
山形大学	篠崎 平馬	細谷 恒夫
鳥取大学	三浦 百重	井上 吉之
北海道大学	事務取扱 阿部 与	堀内 寿郎
岐阜大学	四方 博	今西 錦司
愛知教育大学	小木曾 公	伊藤 郷平

### (2) 役員交替

役職名	旧	新
理事 (北海道大学長)	阿部 与 (学長事務取扱)	堀内 寿郎

## 2. 寄贈図書

中四国地区厚生補導職員研修会  
報告書 (41年度)

同運営委員長愛媛大学学生部長

目で見る教育のあゆみ 文 部 省  
期待される人間像 文 部 省  
私大の運営管理 日本私立大学連盟  
Scholarly Books in America October 1966  
紀要第1号 八戸工業高等専門学校  
「大学における人間形成に関する意見調査」  
中間報告その一 国立教育研究所  
外国人留学生について 外務省文化事業部  
職員録(41年度) 神戸商船大学  
大学要(一)覧 東京, 大阪, 新潟各大学  
昭和41年3月大学, 高校卒業予定者の採用試験  
実施結果に関する調査報告  
日本経営者団体連盟  
九州大学教育学部紀要第12輯 九大教育学部  
婦人の能力を生かす 労働省婦人少年局  
婦人の現状 労働省婦人少年局  
理学系白書 東大大学院理学系研究科委員会  
健康相談所・学生相談所年報(41年度)  
愛媛大学  
大学病院の運営改善について 文 部 省  
文部広報(縮刷版 No. 2) 文 部 省